

会津美里町 公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月

(令和4年3月改訂)

会 津 美 里 町

目次

第1章 計画の目的や対象範囲等	1
1. 目的	1
2. 計画の対象範囲	1
(1) 対象範囲	1
(2) 施設の単位	2
(3) 策定（改訂）にあたっての情報収集方法	2
(4) 対象数	2
3. 計画策定年度及び改訂年度	2
4. 計画期間	2
5. 計画の位置付け	3
第2章 人口等の現況と将来の見通し	4
1. 会津美里町の概要	4
2. 人口の推移と今後の見通し	5
(1) 人口の推移	5
(2) 年齢3階層の人口の推移	8
(3) 将来人口の推計	10
3. 歳入歳出の推移と財源の見込み	12
(1) 歳入の状況	12
(2) 歳出の状況	13
(3) 財政指標の状況	14
第3章 公共施設等の現状	17
1. 建築系公共施設の現状	17
(1) 公共施設等の保有状況	17
(2) 一人当たりの公共施設の延床面積保有量	20
2. 建築系公共施設の年代別整備状況	22
(1) 建築系公共施設（建物）の状況	22
(2) 建築系公共施設（建物）経過年数の状況	23
(3) 建築系公共施設（建物）耐震診断・耐震改修の状況	26
(4) 土木系公共施設（インフラ施設）の状況	28
(5) 土木系公共施設（インフラ施設）の状況（年代別）	29
3. 地域別公共施設等の現状	36
(1) 地域別延床面積の現状	36
(2) 地域別の一人当たりの延床面積保有量	38
4. 施設保有量等の推移について	39
(1) 過去に行った対策の実績	39
(2) 施設保有量の推移	42
(3) 有形固定資産（建物）減価償却率の推移	43

第4章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等	44
1. 公共施設等の投資的経費の内訳	44
(1) 公共施設（建物）の投資的経費の状況	44
(2) インフラ施設の投資的経費の状況	44
2. 中長期的な経費の見込み額の算出方法について	45
3. 建築系公共施設の過去の施設関連経費	46
4. 耐用年数で単純更新する場合による今後の維持・更新コスト	47
(1) 建築系公共施設の今後の維持更新コスト（耐用年数で単純更新する場合）	47
(2) 土木系公共施設の今後の維持更新コスト（耐用年数で単純更新する場合）	49
5. 長寿命化等の対策を講ずる場合による今後の維持・更新コスト	54
(1) 建築系公共施設の今後の維持更新コスト（長寿命化等の対策を講ずる場合）	54
(2) 土木系公共施設の今後の維持更新コスト（長寿命化等の対策を講ずる場合）	58
6. 公共施設及びインフラ施設の改修・更新に係る将来費用の総額	60
(1) 耐用年数で単純更新する場合による公共施設等の改修・更新に係る将来費用	60
(2) 長寿命化等の対策を講ずる場合による公共施設等の改修・更新に係る将来費用	61
7. 長寿命化等の対策による経費の削減効果	62
第5章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方	63
1. 会津美里町における関連計画の方向性	63
(1) 会津美里町公有財産利活用基本方針	64
(2) 会津美里町公有財産利活用処分方針	64
(3) 公共施設整備方針	65
(4) 会津美里庁舎及び複合文化施設建設基本構想	66
(5) 今後の公民館のあり方方針	67
(6) 学校給食の効率的な運営の方針	68
(7) さくら保育所・ひまわり保育所の統合方針	68
(8) 会津美里町温泉施設利活用処分方針	69
2. 各施設の必要性の検討	70
(1) 重点施設と各施設の利活用パターン	70
(2) 統廃合など必要な施設の検討	72
3. 公共施設等の管理に関する方針	75
(1) 点検・診断等の実施方針	75
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	76
(3) 安全確保の実施方針	76
(4) 耐震化の実施方針	76
(5) 長寿命化の実施方針	76
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	77
(7) 統合や廃止の推進方針	77
4. 施設の将来利用における基本的な方向	78
(1) 現状や課題に関する基本認識	78

(2) 取組体制	79
(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	79
(4) 施設用途ごとの基本方針	81
(5) 公共施設の延床面積に関する縮減目標	87
第6章 推進体制	89
1. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	89
(1) 町民との情報共有と協働体制の構築	89
(2) 民間活力の活用体制の構築	89
2. フォローアップの実施方針	90

資料編

1.1	地域別人口分布図	資料 1
1.2	地域別公共施設の分布	資料 3
2.1	施設利用状況の現状	資料 12
2.2	施設の利用環境	資料 17
2.3	施設のコスト状況	資料 20

【おことわり】

計画書に記載されている図表の数値は、小数点の端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。あらかじめご了承ください。

第1章 計画の目的や対象範囲等

1. 目的

近年、人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造や住民ニーズが大きく変化していることに加え、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等は、老朽化・耐震性不足に伴う施設の改修や更新という大きな変革時期が到来しています。

また、財政面では、義務的経費の増大に伴い町財政が逼迫し、今後においても、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴う税収不足が懸念されています。そのため、公共施設等の維持管理にあたっては、その方針を大きく転換させる必要があります。

このような状況の中、本町では、平成28年3月に「会津美里町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

本計画の策定に先駆け、本町では将来の公共施設の利活用に向けて、「公有財産利活用基本方針」、「公共施設整備方針」等の方針を検討し、公共施設のあり方について様々な検討を行ってきました。更に、公営住宅や学校施設、これら以外の公共施設やインフラ施設に係る各種個別施設計画を策定することで、施設ごとの今後の維持管理や利活用方針について具体化しました。

そこで、各種個別施設計画と本計画の整合性を図り、本町が保有、管理する公共施設等の調査、分析と、中長期的なメンテナンスサイクルの構築、トータルコストの縮減と予算の平準化や、町村合併により類似施設を多数かかえている状況の中、施設の再配置や統廃合、施設の複合化及び施設の有効活用、民間活力の活用、管理経費の削減など公共施設の再生計画を検討し、公共施設等の最適化を図ることを目的として、本計画を改訂します。

2. 計画の対象範囲

(1) 対象範囲

本計画の対象施設は、本町が保有、管理する公共施設等のうち、次に示す建築系公共施設（建物）と土木系公共施設（インフラ施設）とします。

- ① 建築系公共施設（建物）
- ② 土木系公共施設（インフラ施設）

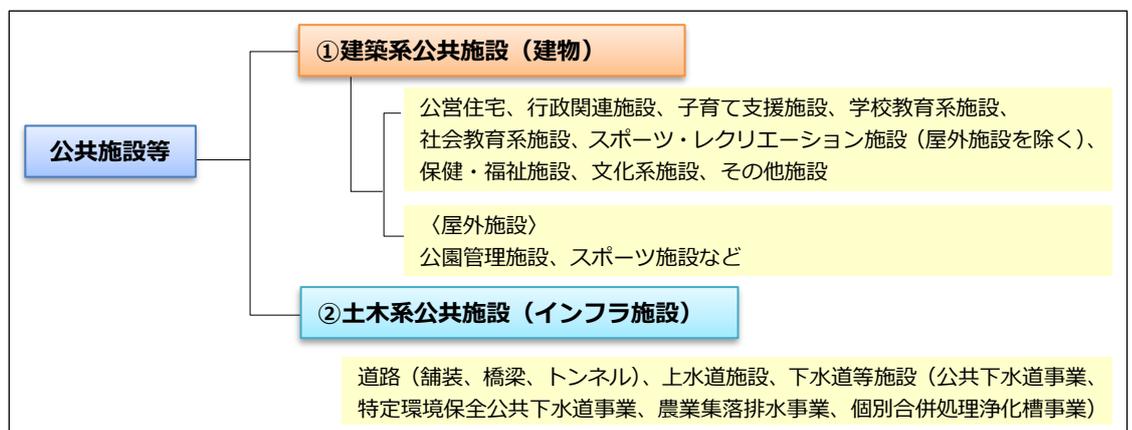


図 1.2.1 公共施設等総合管理計画の対象範囲

(2) 施設の単位

公共施設の分類・整理は、一つの施設で、棟別に数棟に区分される場合があります。

(例) 高田小学校 ⇒ 施設名：高田小学校 棟名：校舎、体育館

施設情報については、施設ごと又は棟ごとに整理し、調査や集計を実施しました。

(3) 策定(改訂)にあたっての情報収集方法

本町が策定した各種個別施設計画、国や県が公表する統計資料及び追加調査の回答結果に基づき、情報の収集整理を行いました。

(4) 対象数

対象施設の数量は、下表のとおりです。

表 1.2.1 対象施設数(令和2年度時点)

分類		数量等	数量根拠
建築系 公共施設	学校施設	10 施設、42 棟	各種個別施設計画策定時における建物数量調査結果
	公営住宅等	16 施設、114 棟	
	上記以外の公共施設	113 施設、282 棟	
	合計	139 施設、438 棟	
土木系 公共施設	町道(舗装)	延長：364,682.2m	町資料(道路橋梁調書)
	町道(橋梁)	156 橋	町資料(道路橋梁調書)
	町道(トンネル)	1 本	会津美里町トンネル長寿命化修繕計画
	上水道施設	管路延長：208,028.8m 建物数：19 棟	町資料(配水管等調書)
	下水道等施設(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別合併処理浄化槽事業)	管路延長：103,456.4m 処理施設：5 施設 建物数：9 棟 浄化槽：89 基	町資料(下水道管路調書等)

3. 計画策定年度及び改訂年度

本計画は、第1版が平成28年3月に策定されました。更に、各種個別施設計画の策定状況を踏まえ、改訂を行います。

4. 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度(2016年度)から令和37年度(2055年度)までの40年間とします。

なお、本計画中の公共施設等の更新等に必要経費の見通しは、令和2年度末までに策定した各種個別施設計画における算出期間に合わせ、令和3年度(2021年度)から令和42年度(2060年度)までの40年間について推計しています。

今後は、建築系公共施設の個別施設計画(学校施設長寿命化計画、公共施設長寿命化計画)の計画期間である令和12年度(2030年度)を中期的な目標年度とし、各種個別施設計画の実施状況を踏まえ、必要に応じ、適宜見直しを行います。

5. 計画の位置付け

本計画は、各種個別施設計画の行動計画として位置付けており、各種個別施設計画における計画の検討方針や策定方針について総論を規定しています。

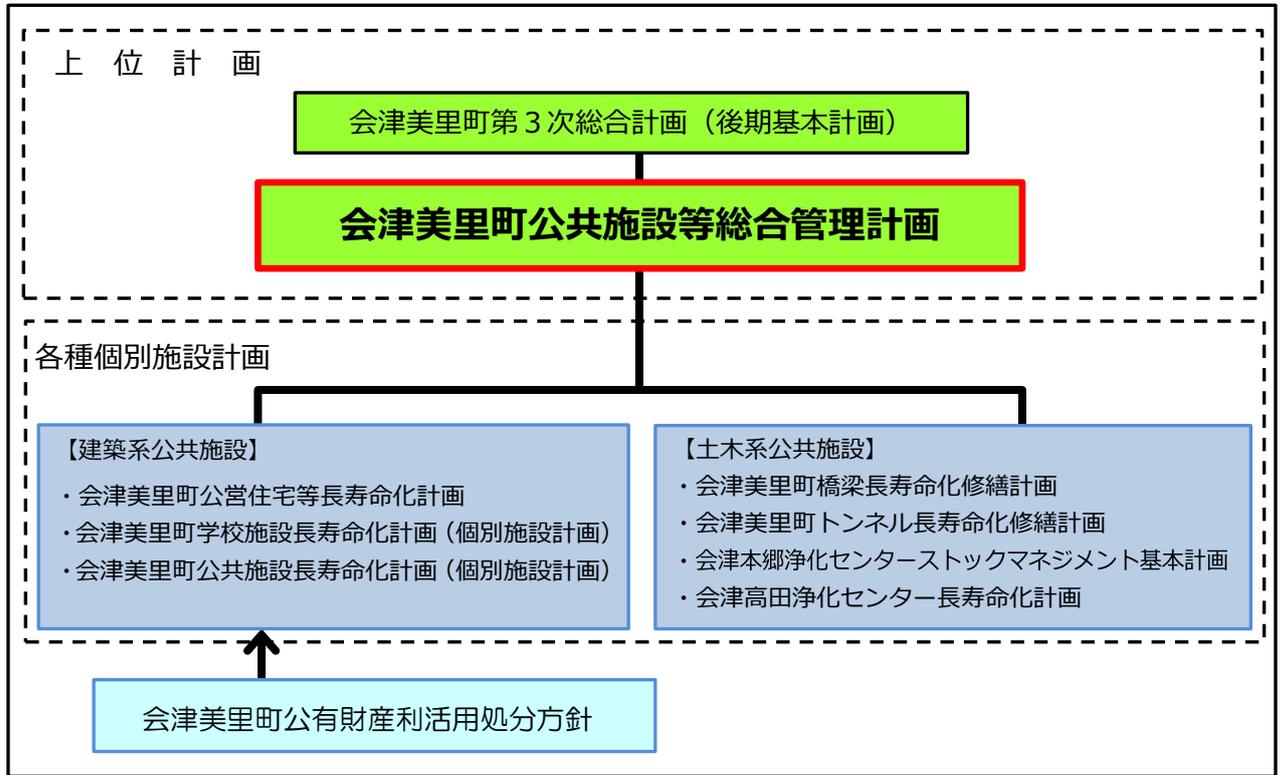


図 1.5.1 本計画の位置付け

各種個別施設計画の策定状況は、下記のとおりです。

表 1.5.1 各種個別施設計画の策定状況と対象施設

策定年度	個別施設計画名称	対象施設
平成 27 年度	会津美里町公営住宅等長寿命化計画	公営住宅
平成 27 年度	会津高田浄化センター長寿命化計画	公共下水道施設（会津高田浄化センター）
平成 28 年度	会津本郷浄化センターストックマネジメント基本計画	公共下水道施設（会津本郷浄化センター）
平成 29 年度	会津美里町トンネル長寿命化修繕計画	トンネル（沼山トンネル）
平成 30 年度	会津美里町水道事業ビジョン	上水道施設
令和元年度	会津美里町橋梁長寿命化修繕計画	橋梁
令和 3 年度	会津美里町学校施設長寿命化計画（個別施設計画）	学校施設 （小学校、中学校、学校給食センター）
令和 3 年度	会津美里町公共施設長寿命化計画（個別施設計画）	公営住宅、学校施設、土木系公共施設の建物を除く公共施設の建築物

第2章 人口等の現況と将来の見通し

1. 会津美里町の概要

本町は、平成17年10月1日に会津高田町、会津本郷町、新鶴村の旧3町村が合併し、現在に至っています。面積は276.33k㎡で、福島県の西部に位置し、阿賀川（大川）や宮川などの河川が貫流する内陸性盆地の緑豊かな環境を有しています。

東は会津若松市に隣接し、西は柳津町、北は会津坂下町、南は下郷町と昭和村に接しています。広域的には、郡山市、白河市まで50km、いわき市まで100km、仙台市まで150km、東京都まで200km圏内に位置しており、磐越自動車道新鶴スマートICからのアクセスも良好です。

表 2.1.1 地域の面積（町勢要覧 2016）

地域	旧町村	面積 (k㎡)
高田地域	会津高田町	195.67
本郷地域	会津本郷町	40.16
新鶴地域	新鶴村	40.54
会津美里町		合計 276.33

※一部境界未定のため、合計が一致しません

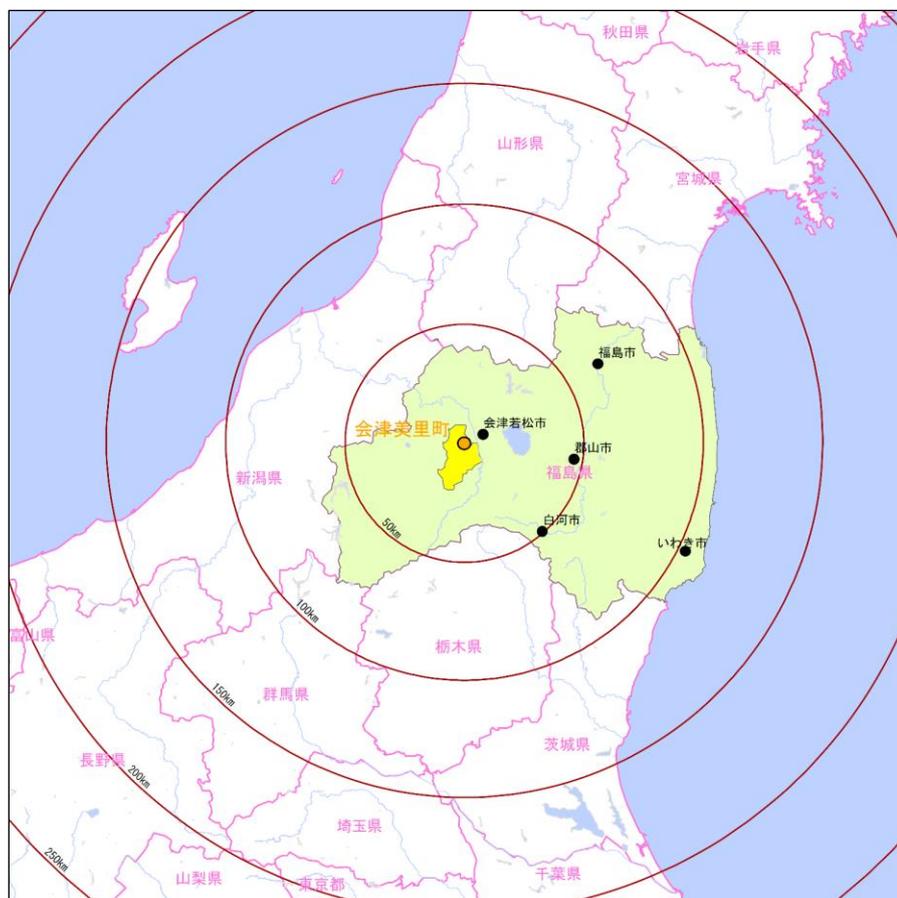


図 2.1.1 会津美里町位置図

2. 人口の推移と今後の見通し

(1) 人口の推移

本町の人口・世帯数（国勢調査）の状況を見ると、昭和 25 年の 38,779 人をピークに減少傾向にあり、令和 2 年の人口（国勢調査）は 19,014 人、世帯数 6,465 世帯で、1 世帯当たり人員は 2.94 人と福島県の平均世帯人員（2.47 人）を上回っています。

また、令和 2 年における地域ごとの人口では、最も人口が多いのは高田地域の 10,905 人(57.4%)であり、以下、本郷地域 4,999 人(26.3%)、新鶴地域 3,110 人(16.4%)の順となっています。各地域とも年々減少傾向にあります。

本町の人口・世帯数の推移について、次ページより示します。

表 2.2.1 人口に係る調査資料

調査項目	資料
人口	○国勢調査（昭和 25 年～令和 2 年） ○令和 3 年 9 月 1 日（福島県現住人口調査月報）
世帯数 階層別人口（5 歳階級）	○国勢調査（昭和 55 年～令和 2 年）
一人当たりの延床面積	○国勢調査（令和 2 年）

表 2.2.2 人口・世帯数の推移

年次	人口(人)				世帯数 (世帯)	1世帯 当たり 人員(人)
	総人口	高田	本郷	新鶴		
昭和 25 (1950) 年	38,779	23,664	8,315	6,800	-	-
昭和 30 (1955) 年	37,321	23,025	7,647	6,649	-	-
昭和 35 (1960) 年	36,073	21,756	8,137	6,180	-	-
昭和 40 (1965) 年	32,908	19,681	7,637	5,590	-	-
昭和 45 (1970) 年	30,036	17,979	7,067	4,990	-	-
昭和 50 (1975) 年	27,973	16,808	6,635	4,530	-	-
昭和 55 (1980) 年	27,945	16,845	6,464	4,636	6,650	4.20
昭和 60 (1985) 年	27,705	16,798	6,282	4,625	6,652	4.16
平成 2 (1990) 年	27,211	16,558	6,130	4,523	6,591	4.13
平成 7 (1995) 年	27,039	16,332	6,376	4,331	6,840	3.95
平成 12 (2000) 年	26,172	15,564	6,506	4,102	7,092	3.69
平成 17 (2005) 年	24,741	14,540	6,393	3,808	6,969	3.55
平成 22 (2010) 年	22,737	13,145	5,971	3,621	6,806	3.34
平成 27 (2015) 年	20,913	12,057	5,501	3,355	6,710	3.12
令和 2 (2020) 年	19,014	10,905	4,999	3,110	6,465	2.94
参考 令和 3 (2021) 年 9月1日現在	18,613	-	-	-	6,436	2.89

資料：国勢調査（昭和 25 年～令和 2 年）を参照

※世帯数は昭和 55 年以降より調査結果が公開されています。

資料：令和 3 年 9 月 1 日現在人口は、福島県現住人口調査月報より

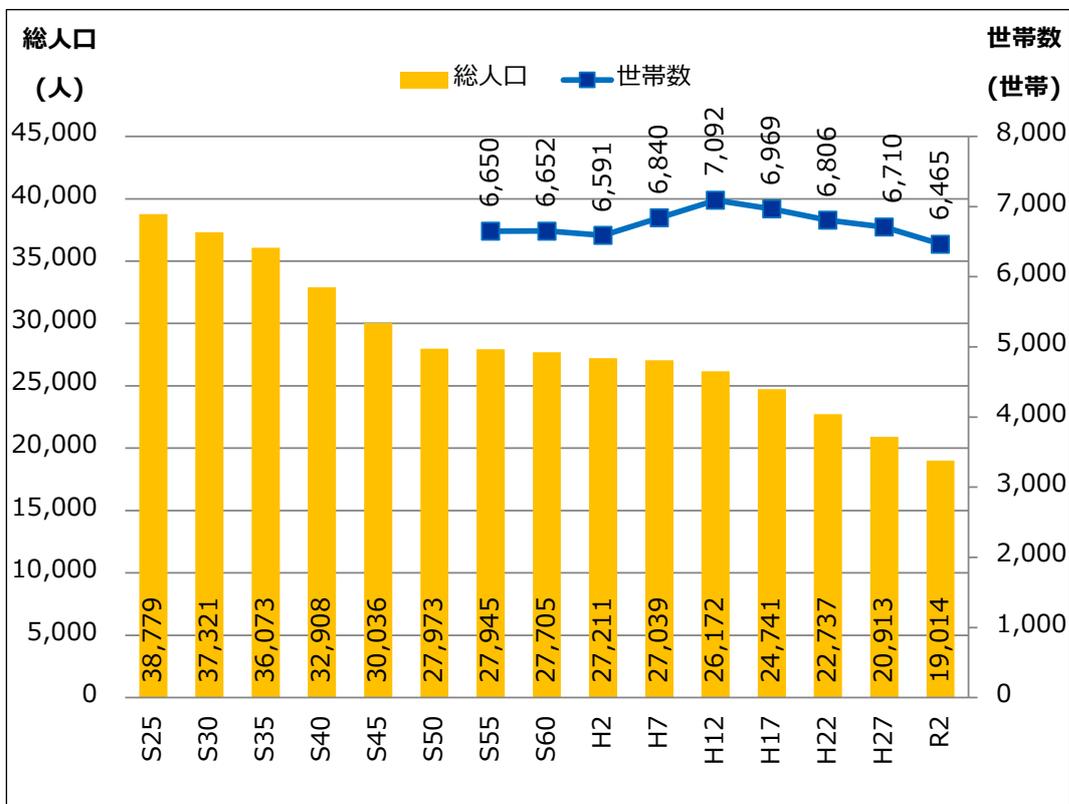


図 2.2.1 人口・世帯数の推移

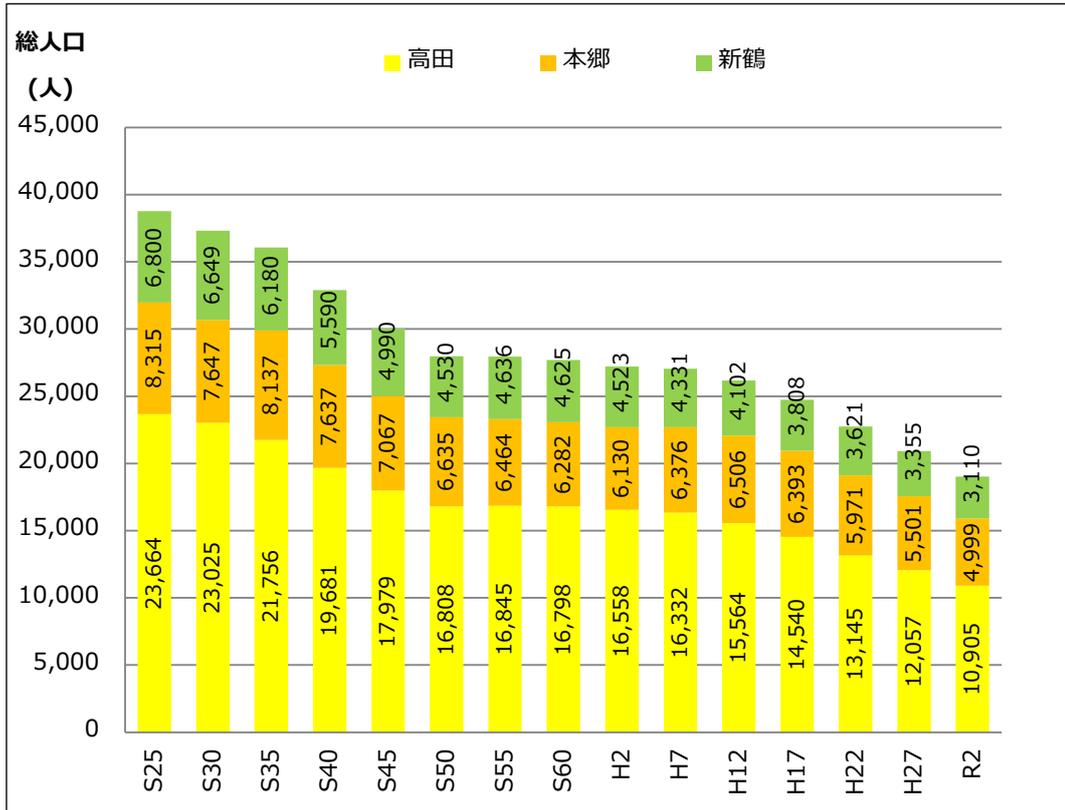


図 2.2.2 地域別人口の推移

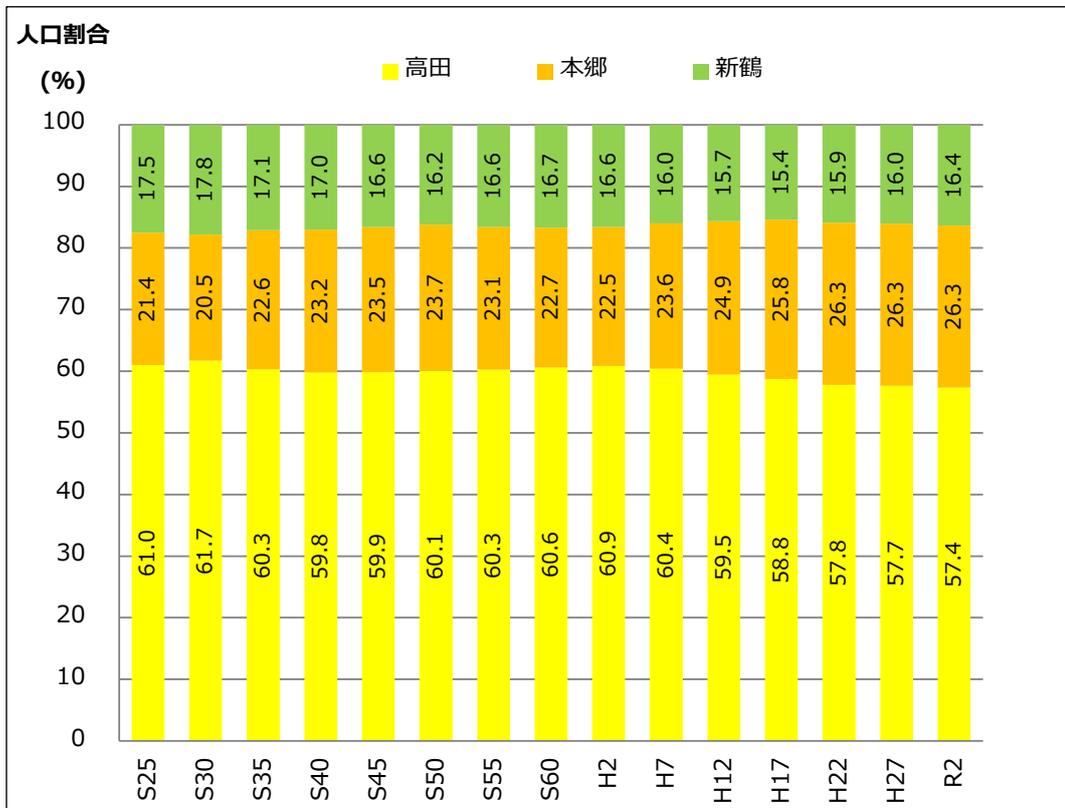


図 2.2.3 地域別人口の推移構成比

(2) 年齢3階層の人口の推移

本町の年齢3階層別人口（国勢調査）は、高齢者人口（65歳以上）が平成12年の7,221人（27.6%）から令和2年の7,577人（39.8%）と増加傾向にあり、年少人口（15歳未満）は平成12年の4,032人（15.4%）から令和2年の1,910人（10.0%）と減少傾向で、少子高齢化が進行しています。

本町の年齢階層別人口について、年齢3階層別人口の推移（構成比）、年齢5歳階級別人口としてまとめました。

表 2.2.3 年齢3階層別人口の推移

年次	人口(人)			
	総人口	15歳未満	15～64歳	65歳以上
昭和 55 (1980) 年	27,945	5,305	18,534	4,106
昭和 60 (1985) 年	27,705	5,487	17,690	4,528
平成 2 (1990) 年	27,211	5,237	16,613	5,361
7 (1995) 年	27,039	4,666	15,879	6,494
12 (2000) 年	26,172	4,032	14,919	7,221
17 (2005) 年	24,741	3,279	13,999	7,463
22 (2010) 年	22,737	2,685	12,788	7,264
27 (2015) 年	20,913	2,253	11,347	7,313
令和 2 (2020) 年	19,014	1,910	9,527	7,577

※ 年齢不詳人口を含む

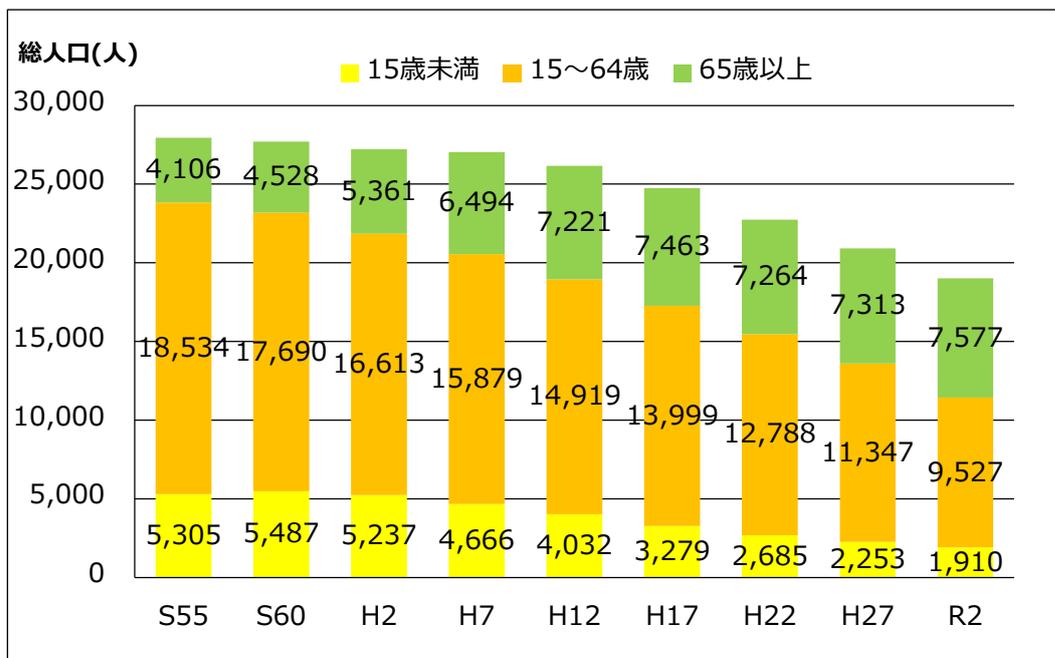


図 2.2.4 年齢3階層別人口の推移

※ 年齢不詳人口を含む

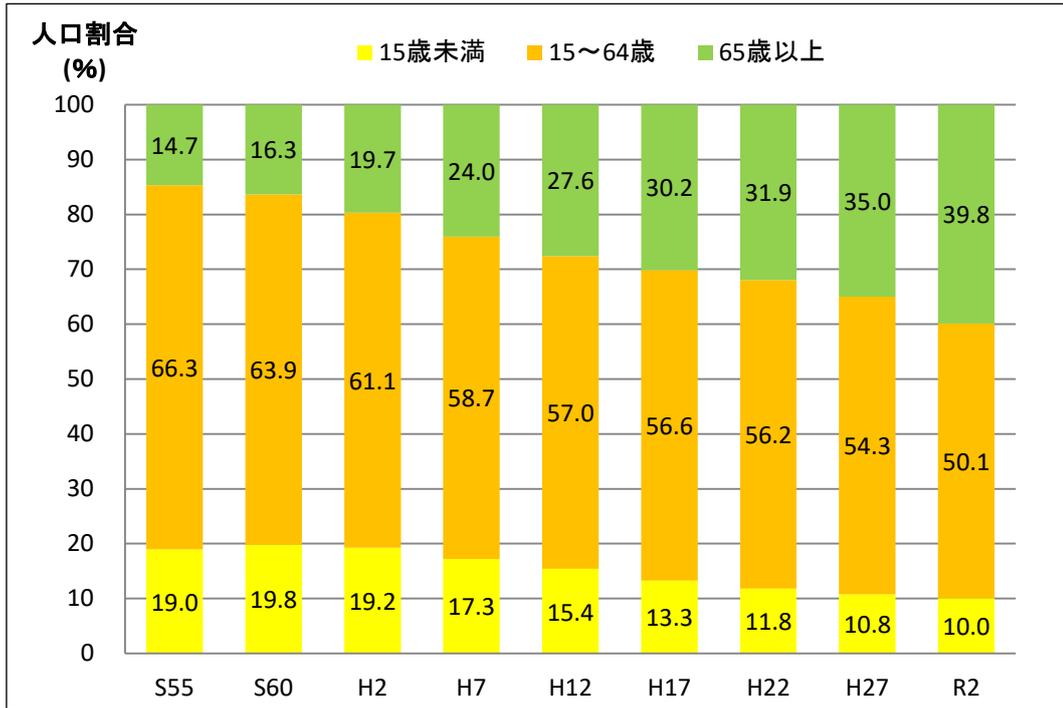


図 2.2.5 年齢3階層別人口の構成比

※ 年齢不詳人口を含む

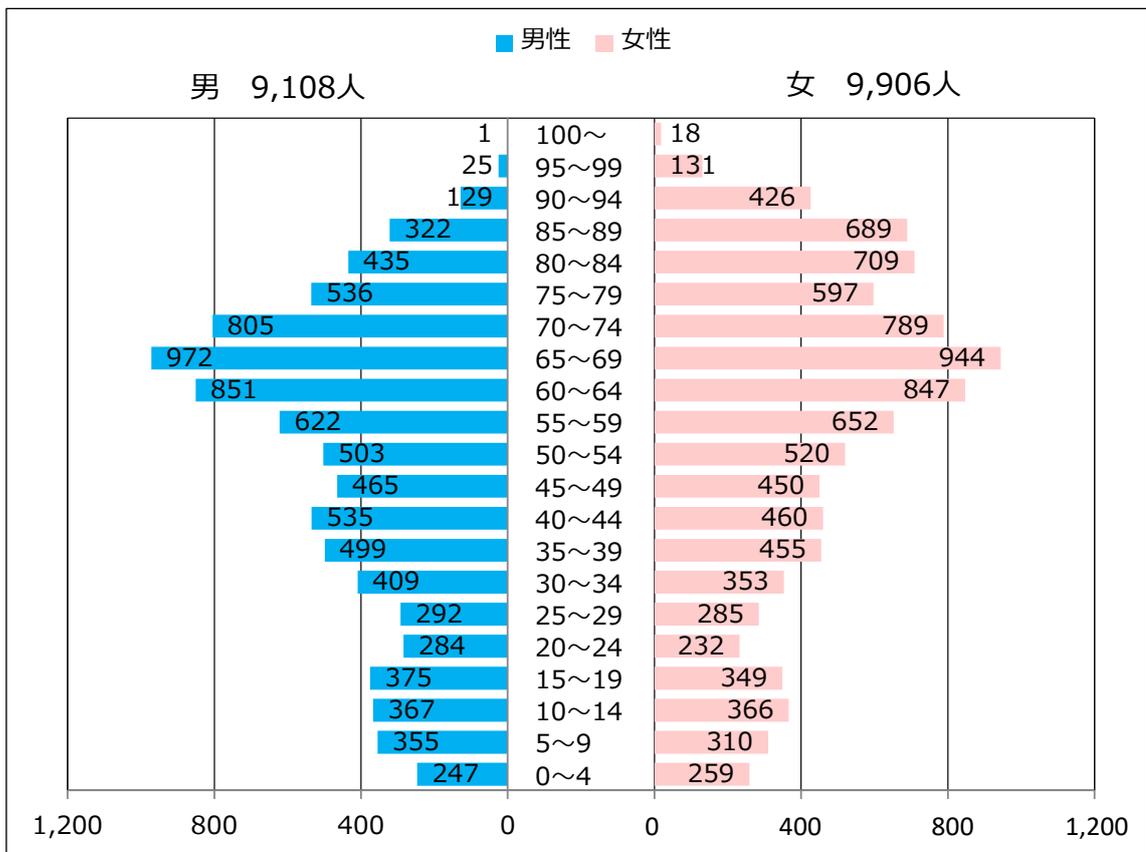


図 2.2.6 年齢別人口 (5歳階級 令和2年国勢調査)

※ 総数 19,014人 年齢不詳 男 79人、女 65人

(3) 将来人口の推計

本町の将来人口については、「会津美里町第2期まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略（令和2年3月）」で推計されています。

これによると、令和27年における人口は13,180人（平成27年比：約37%減）と推計されています。また、年少人口は1,388人、生産年齢人口は6,006人、高齢人口は5,786人と推計されています。

下記に、本町の年齢3階層別将来人口推計（構成比）を示します。

表 2.2.4 将来人口推計

年齢区分	実績値（国勢調査）		推計値（将来目標人口）				
	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年
年少人口 (15歳未満)	2,253 (10.8%)	1,910 (10.0%)	1,612 (8.9%)	1,500 (8.9%)	1,498 (9.6%)	1,476 (10.2%)	1,388 (10.5%)
生産年齢人口 (15～64歳)	11,347 (54.3%)	9,527 (50.1%)	8,705 (47.9%)	7,851 (46.6%)	7,174 (45.9%)	6,609 (45.8%)	6,006 (45.6%)
高齢人口 (65歳以上)	7,313 (35.0%)	7,577 (39.8%)	7,847 (43.2%)	7,513 (44.6%)	6,972 (44.6%)	6,340 (44.0%)	5,786 (43.9%)
計	20,913	19,014	18,164	16,864	15,644	14,425	13,180

令和2年時点における本町の人口は19,014人と公表されており、人口ビジョン・総合戦略による令和2年時点目標人口の19,546人と比較すると500人以上少なく、人口減少のスピードが進行しているといえます。

よって、令和7年の目標人口18,164人を達成するために、総合計画や総合戦略により人口減少に歯止めをかけていきます。

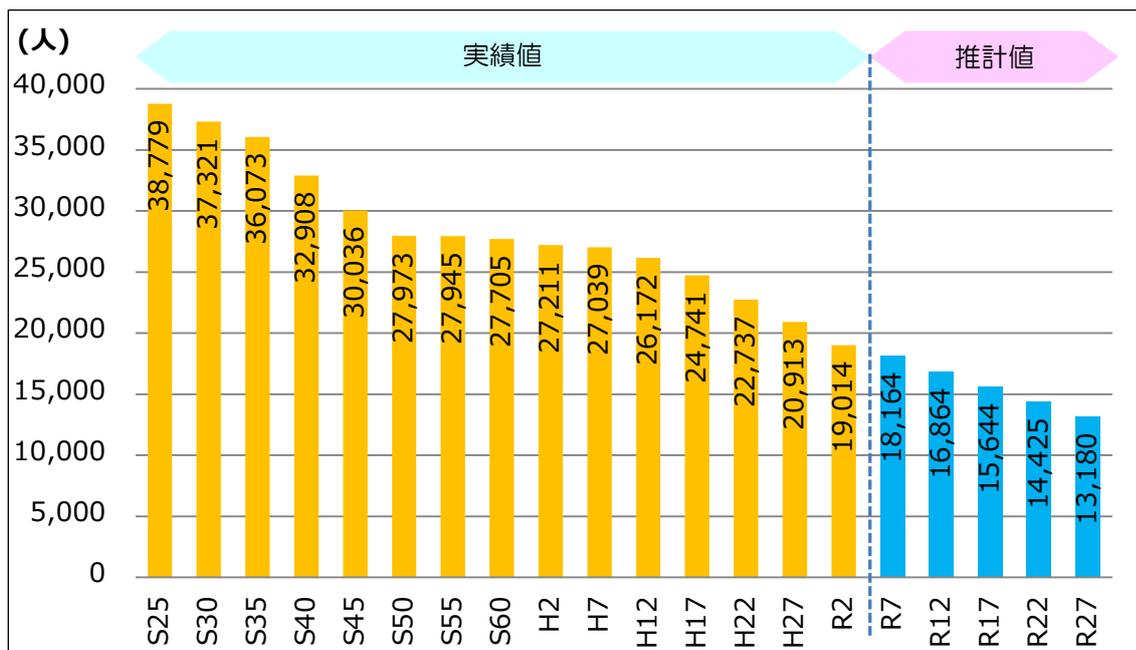


図 2.2.7 将来人口推計

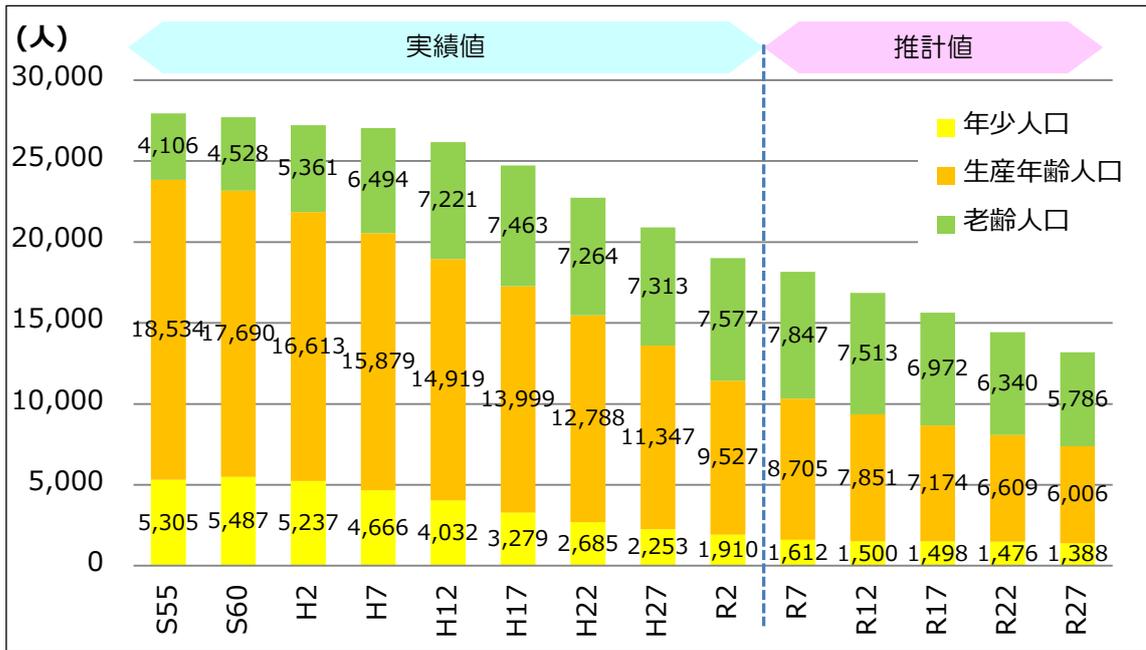


図 2.2.8 年齢3階層の人口推計

※ 年齢不詳人口を含む

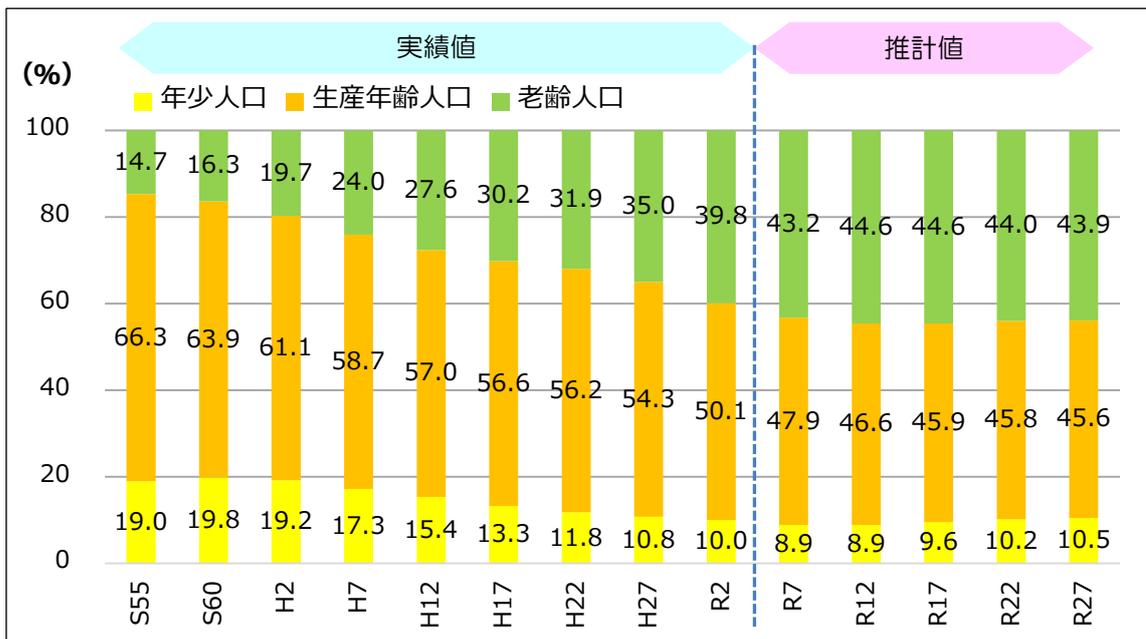


図 2.2.9 年齢3階層の人口推計構成比

※ 年齢不詳人口を含む

3. 歳入歳出の推移と財源の見込み

(1) 歳入の状況

市町村別決算状況調（総務省）によると、令和2年度の歳入は約 152 億円であり、そのうち地方税は約 17 億円で全体の1割以上を占めています。地方税は平成 26 年度からほぼ横ばいですが、地方税の主たる納税者となる生産年齢人口の減少が予測されていることから、今後、地方税が減少していくことが懸念されます。なお、国・県補助費等を含めた歳入も、近年は復興関連事業の終了に伴い横ばい傾向にあります。

平成 26 年度から令和2年度における本町の歳入の推移について、次に示します。

表 2.3.1 歳入の推移 (百万円)

年度 歳入	平成 26 (2014) 年	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年
地方税	1,633	1,599	1,620	1,650	1,628	1,630	1,704
譲与税	118	123	122	121	123	129	136
交付税	5,769	5,810	5,617	5,387	5,099	5,076	5,179
国補助	676	714	828	617	728	854	3,345
県補助	1,016	1,031	1,053	939	1,066	791	1,191
地方債	551	530	1,770	724	2,752	1,064	1,335
その他	1,417	1,802	1,589	1,595	2,079	2,440	2,261
合計	11,179	11,609	12,597	11,034	13,475	11,983	15,151

資料：市町村別決算状況調（総務省）より

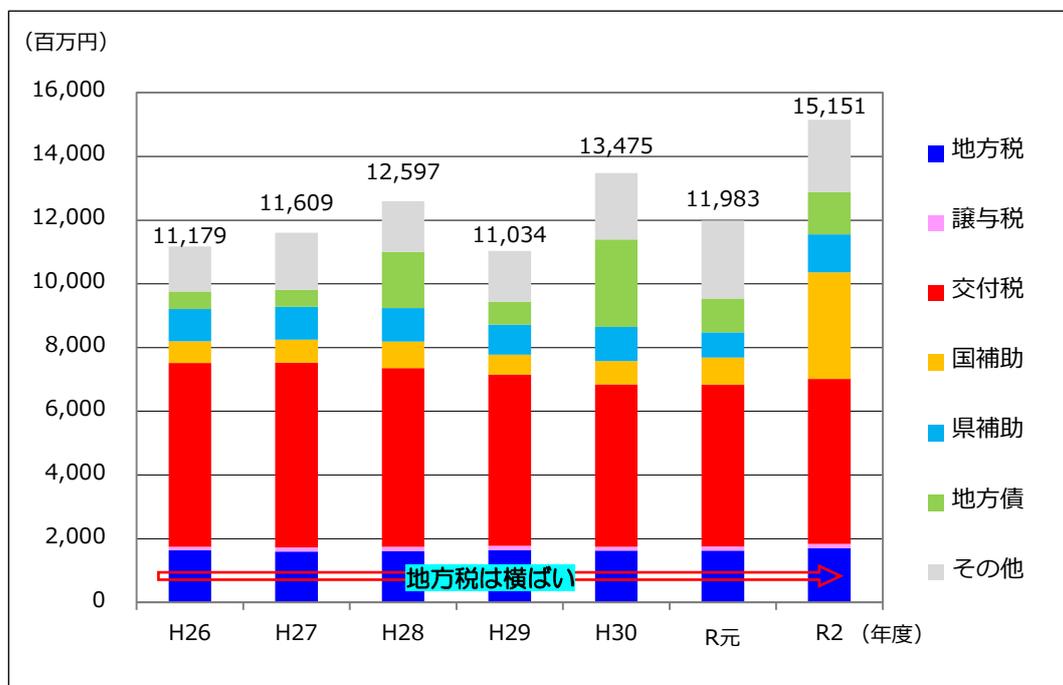


図 2.3.1 歳入の推移

資料：市町村別決算状況調（総務省）より

(2) 歳出の状況

市町村別決算状況調（総務省）によると、令和2年度の歳出は約147億円、そのうち扶助費は約11.3億円で、平成26年度より微増傾向で推移しています。今後は、高齢化の進行に伴い、更なる扶助費の増加が懸念されます。

また、土木事業を含む公共施設等の整備の財源となる投資的経費は約21.8億円、維持補修費は2.3億円で、合わせて歳出全体の約16%を占めていますが、今後、扶助費の増加に伴い、投資的経費に充当される財源の確保は、益々厳しくなるものと見込まれています。

平成26年度から令和2年度における本町の歳出の推移について、次に示します。

表 2.3.2 歳出の推移 (百万円)

年度 歳出	平成 26 (2014) 年	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年
人件費	1,770	1,757	1,711	1,693	1,678	1,617	1,660
物件費	1,736	1,822	1,883	1,951	2,274	1,953	2,129
維持補修費	209	172	203	241	227	208	231
扶助費	949	963	1,102	992	1,108	1,158	1,134
補助費等	1,379	1,596	1,578	1,400	1,411	1,315	3,889
投資的経費	863	696	2,243	853	3,149	1,700	2,177
公債費	1,442	1,366	1,266	1,441	1,184	1,180	1,193
繰出金	1,370	1,477	1,375	1,358	1,383	1,365	1,028
その他	1,085	1,387	959	875	708	1,090	1,272
合計	10,803	11,237	12,322	10,805	13,123	11,588	14,712

資料：市町村別決算状況調（総務省）より

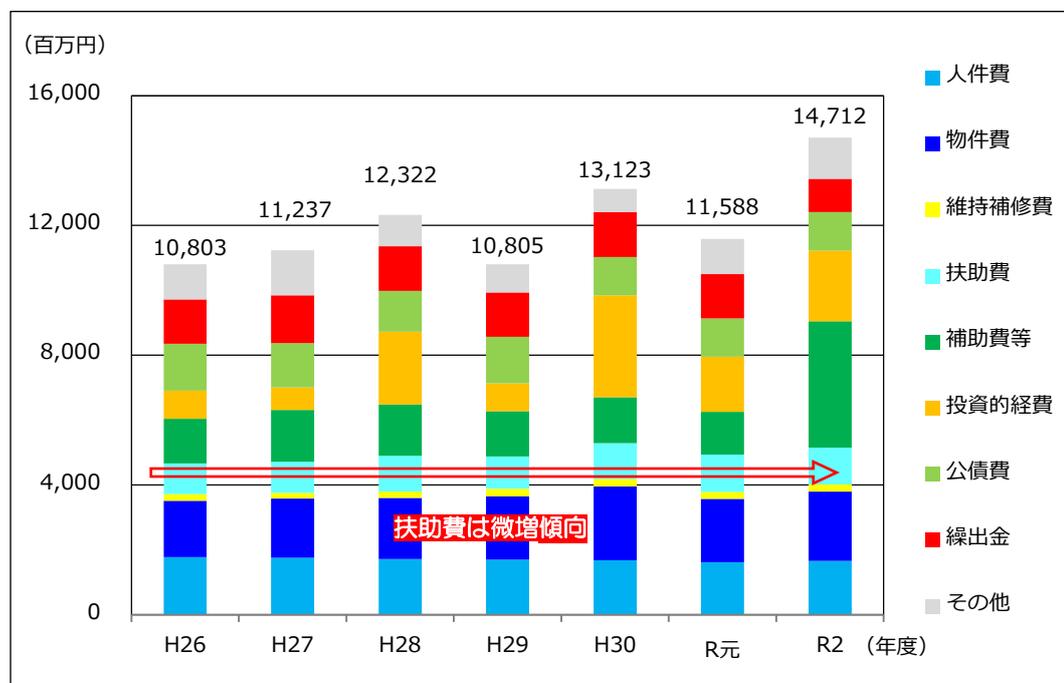


図 2.3.2 歳出の推移

資料：市町村別決算状況調（総務省）より

(3) 財政指標の状況

平成 26 年度から令和 2 年度における「全市町村の主要財政指標（総務省）」によると、本町の財政指標は次のとおり推移しています。

表 2.3.3 財政指標の推移

財政指標	年度 市町村	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
		(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)
財政力指数	会津美里町	0.26	0.27	0.27	0.27	0.27	0.28	0.28
	福島県平均	0.44	0.45	0.46	0.46	0.47	0.48	0.47
経常収支比率	会津美里町	82.60	82.50	83.90	84.20	90.40	91.10	89.10
	福島県平均	86.10	84.60	87.50	88.50	88.90	90.00	88.90
実質公債費比率	会津美里町	8.30	6.80	5.90	5.60	5.60	5.50	5.20
	福島県平均	8.60	7.60	7.10	6.80	6.50	6.40	6.10
将来負担比率	会津美里町	-	-	-	-	-	-	-
	福島県平均	14.10	2.60	-	-	-	-	-

資料：全市町村の主要財政指標（総務省）

1) 財政力指数※1

財政力指数は、平成 26 年度以降はほぼ横ばい傾向です。福島県内の他市町村と比べてもほぼ同様に横ばいに推移していますが、同指数は県内市町村の平均より 0.2 程度低めで、他市町村と比べても町独自の財源が少ない状況を表しています。

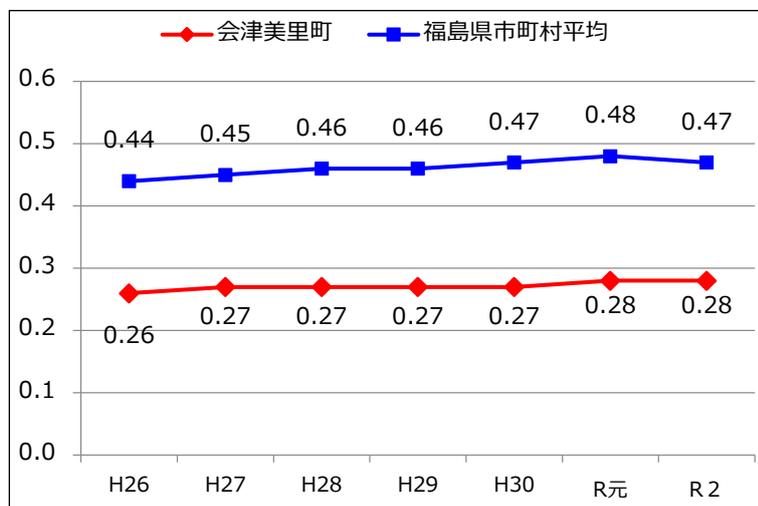


図 2.3.3 財政力指数の推移

※1 地方公共団体が自力で必要な財源をどのくらい調達できるかを示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体（不交付団体）となります。

毎年度の地方交付税（普通交付税）の算定に用いる「基準財政収入額（標準的に収入されるであろうと算定された地方税等の額）」を「基準財政需要額（標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額）」で除して得た数値の過去 3 力年の平均値です。

2) 経常収支比率^{※2}

平成 28 年度以降は増加傾向にあり、平成 30 年度以降に急激に増加しています。平成 30 年度以降は県内市町村平均を超え、財政構造の弾力性が小さく、社会情勢に柔軟に対応できる財源が少ない状態が続いていましたが、令和 2 年度はほぼ県平均に落ち着いています。

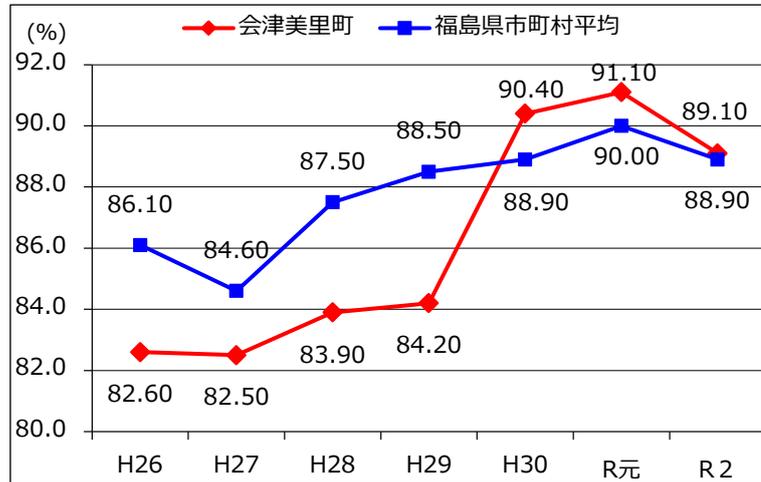


図 2.3.4 経常収支比率の推移

※2 人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に対して、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費等の臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることとなります。

3) 実質公債費比率^{※3}

早期健全化基準の 25%を大きく下回り、健全な状況です。また、平成 26 年度以降は、県内市町村平均より低い水準を維持しています。

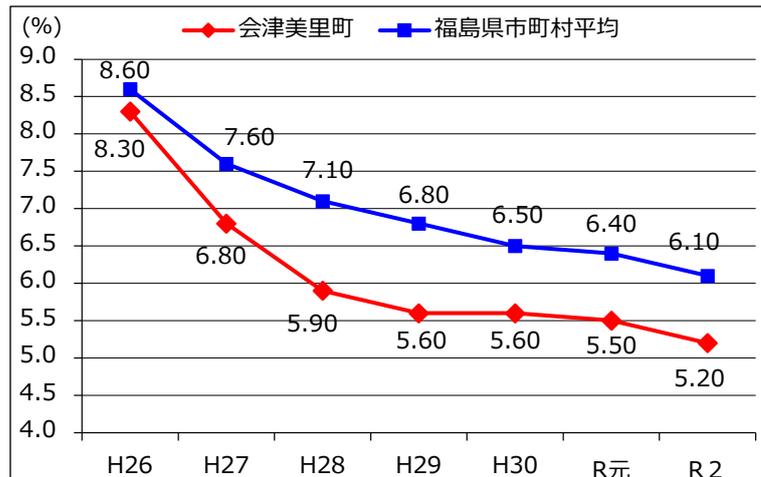


図 2.3.5 実質公債費比率の推移

※3 一般会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など）の大きさを指標化したものです。元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。この比率が18%以上になると町債の発行に県の許可が必要になり、また25%以上になると町債の発行の一部が制限されることとなります。

4) 将来負担比率^{※4}

本町においては、将来負担額に対して充当可能な財源等の見込み額が上回るため、将来負担比率は算出されていません。福島県市町村平均においても、平成 28 年度以降は算出されていません。

今後も、起債の抑制に努め、適正規模の財政調整基金を確保し、将来に備える必要があります。

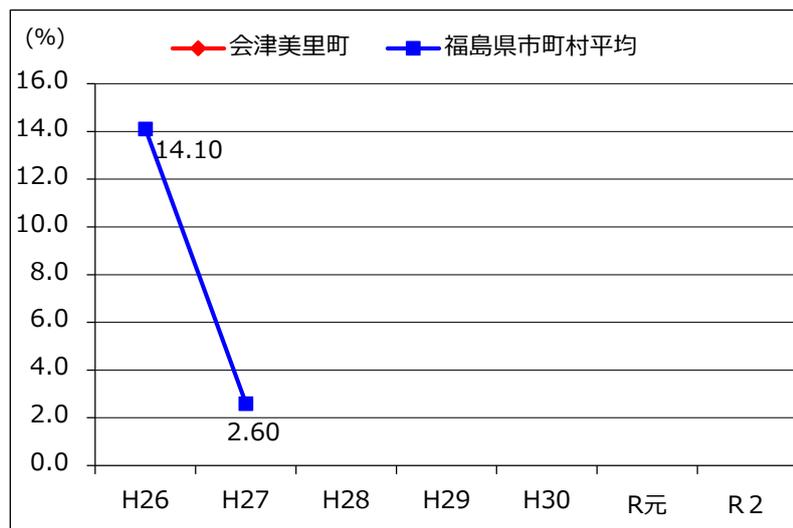


図 2.3.6 将来負担比率の推移

※4 一般会計等が負担する借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもの。将来的に支出しなければならない実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。

第3章 公共施設等の現状

1. 建築系公共施設の現状

(1) 公共施設等の保有状況

1) 施設所管課へのヒアリング調査

データ収集に当たり、会津美里町公共施設長寿命化計画（個別施設計画）及び会津美里町学校施設長寿命化計画（個別施設計画）策定時に実施した各施設所管課に対するヒアリング調査結果シートを用いて、公共施設の現況及び施設の利用・収支状況等の調査を行い、資料収集とデータの整理を行いました。

調査結果における施設位置図や施設の利用・コスト状況等については、巻末資料に示しています。

2) 本計画の対象施設

本計画の対象施設を、施設用途ごとに示します。

表 3.1.1 本計画の対象施設

施設用途	対象施設
1.公営住宅	町営住宅
2.行政関連施設	庁舎施設、消防屯所、除雪機械格納庫
3.子育て支援施設	認定こども園、子育て支援センター、児童館、児童クラブ館
4.学校教育系施設	小学校、中学校、学校給食センター、学校プール
5.社会教育系施設	公民館、図書館、生涯学習センター、学習館
6.スポーツ・レクリエーション施設	体育館、グラウンド・運動場、スポーツ施設（スキー場、庭球場に係る建物）、公園管理施設、観光施設、温泉施設、物産館、ログハウス、東屋・管理棟
7.保健・福祉施設	福祉施設、高齢者養護・介護施設、保健・福祉センター、ふれあいセンター
8.文化系施設	歴史資料室、郷土資料館、集会所（貸付施設を除く）
9.その他施設	公衆トイレ、携帯基地局、貸付施設、倉庫、機械・ポンプ室、その他普通財産
10.インフラ施設	道路（舗装）、橋梁、トンネル
	上水道施設（管路、浄水場、配水池、ポンプ場）
	公共下水道事業（管路、污水处理施設、ポンプ場） 特定環境保全公共下水道事業（管路、ポンプ場） 農業集落排水事業（管路、污水处理施設、ポンプ場） 個別合併処理浄化槽事業（浄化槽）

3) 用途別公共施設の保有状況

本町の普通会計における公共施設の総棟数は 438 棟であり、延床面積の合計は約 12.6 万㎡となっています。

延床面積の内訳は、学校教育系施設が 29.4%、次いで公営住宅が 19.8%、行政関連施設の 14.2%、スポーツ・レクリエーション施設の 12.7%の順となっています。

表 3.1.2 用途別公共施設の保有状況

施設用途	棟数	延床面積 (㎡)	割合 (%)
1 公営住宅	114	24,954.8	19.8
2 行政関連施設	113	17,908.8	14.2
3 子育て支援施設	9	5,178.0	4.1
4 学校教育系施設	42	37,019.0	29.4
5 社会教育系施設	22	7,876.5	6.3
6 スポーツ・レクリエーション施設	70	15,994.3	12.7
7 保健・福祉施設	6	5,155.3	4.1
8 文化系施設	9	1,292.5	1.0
9 その他施設	53	10,591.8	8.4
総計	438	125,971.0	100.0

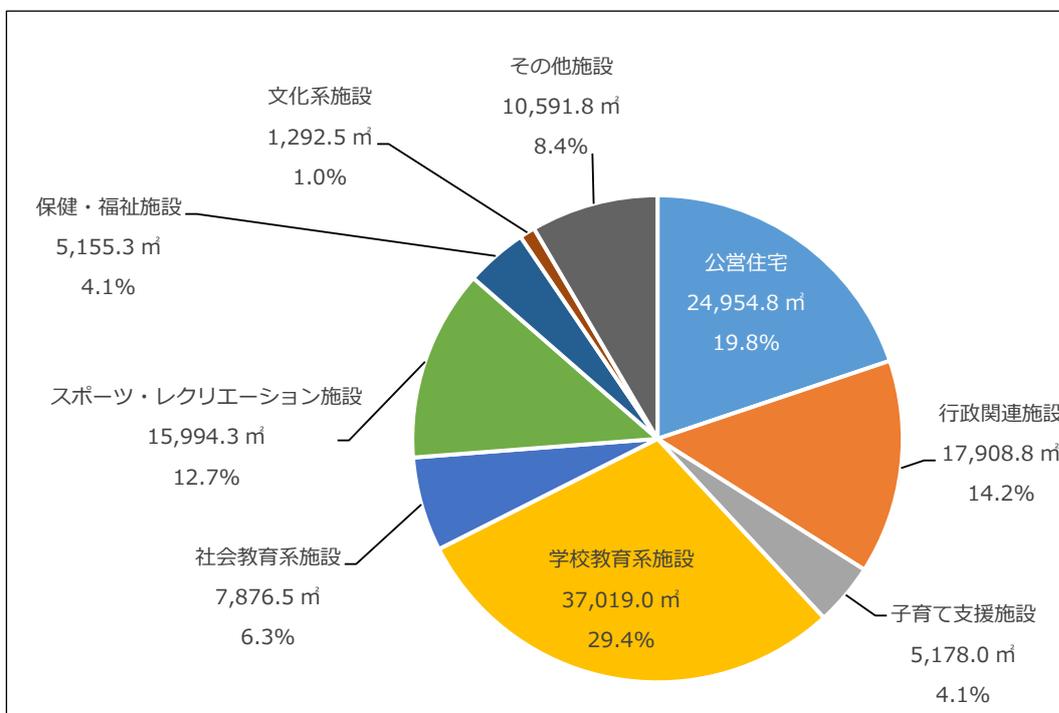


図 3.1.1 用途別公共施設の延床面積割合

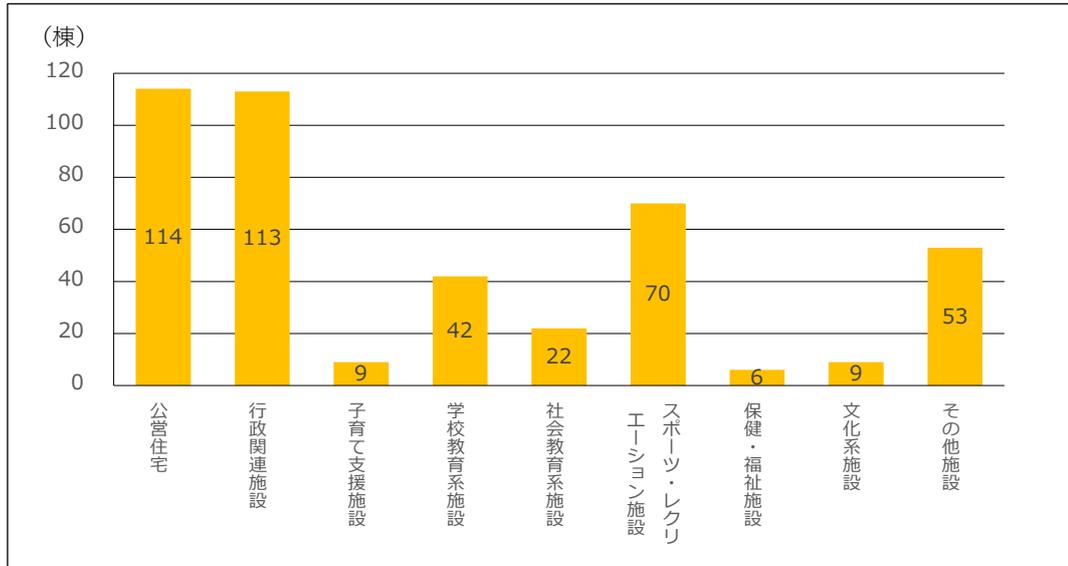


図 3.1.2 用途別公共施設の棟数

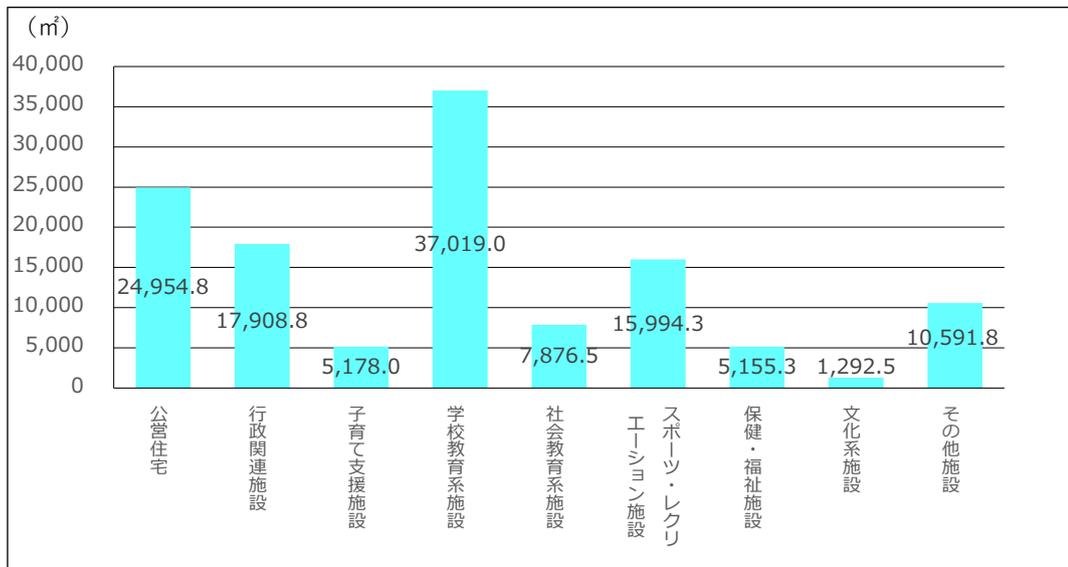


図 3.1.3 用途別公共施設の延床面積

(2) 一人当たりの公共施設の延床面積保有量

本町の令和2年国勢調査人口(19,014人)を基準にした場合、一人当たりの公共施設の延床面積保有量は、6.63 m²/人となっています。

最新の「公共施設状況調経年比較表(総務省 令和元年)」から抽出した、福島県内の町村^{※1}のうち、人口が1万から2万人規模の町村における平均(6.35 m²/人)と比較すると、ほぼ同じとなっています。一方では、全国の市町村の平均(3.42 m²/人^{※2})と比較すると、本町は3.21 m²/人上回っており、人口減少に歯止めをかけるための更なる施策の実行や、施設総量(延床面積)縮減の余地があることを意味しています。

下記に、本町における町民一人当たりの公共施設保有状況について、施設用途別の延床面積、福島県町村及び類似団体との公共施設の面積比較を示します。

※1 原発事故による住民の避難が人口に影響している、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村を除く。

※2 平成22年「全国自治体公共施設延床面積データ(東洋大学)」より引用。

表 3.1.3 用途別の一人当たりの延床面積保有量

施設用途	延床面積(m ²)	一人当たりの延床面積保有量(m ² /人)
1 公営住宅	24,954.8	1.31
2 行政関連施設	17,908.8	0.94
3 子育て支援施設	5,178.0	0.27
4 学校教育系施設	37,019.0	1.95
5 社会教育系施設	7,876.5	0.41
6 スポーツ・レクリエーション施設	15,994.3	0.84
7 保健・福祉施設	5,155.3	0.27
8 文化系施設	1,292.5	0.07
9 その他施設	10,591.8	0.56
総計	125,971.0	6.63

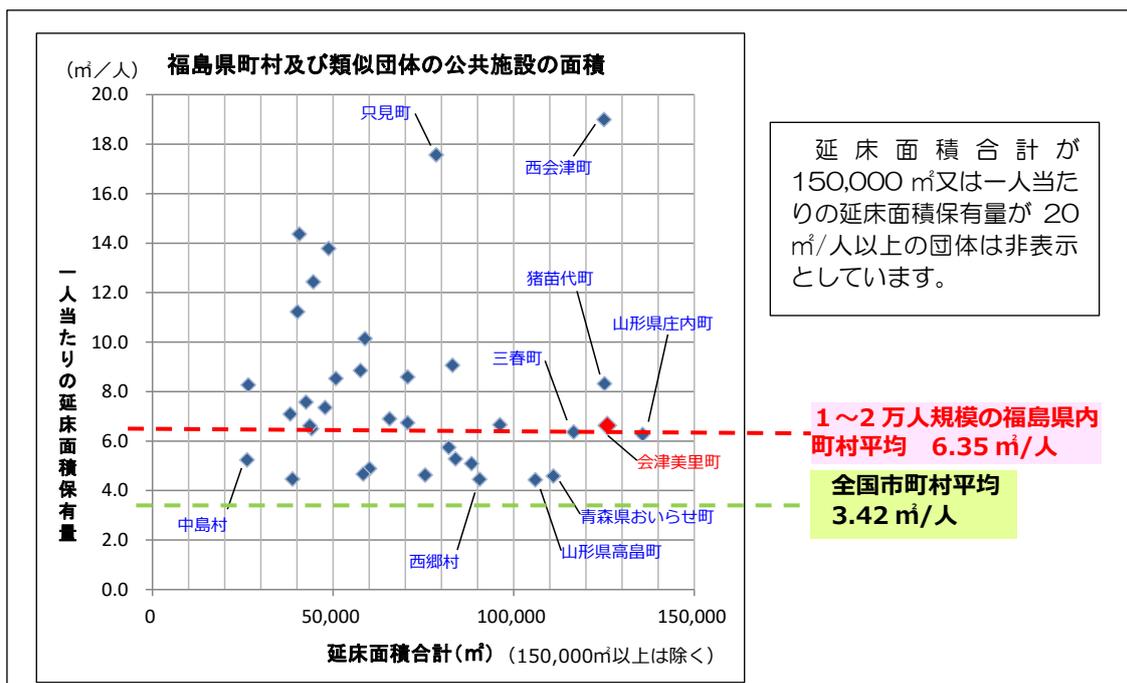


図 3.1.4 福島県町村及び類似団体との公共施設の面積比較

次に類似団体一覧、類似団体の公共施設の面積比較を示します。

表 3.1.4 類似団体一覧

自治体名	累計区分	人口 (人)	世帯数 (世帯)	産業構造			備考	
				1次	2次	3次		
青森県								
24121	おいらせ町	V-1	24,222	8,658	1,119人 9.6%	3,387人 28.9%	7,204人 61.5%	合併自治体
宮城県								
44458	加美町	V-1	23,743	7,564	1,754人 14.6%	4,191人 35.0%	6,028人 50.3%	合併自治体
山形県								
63819	高畠町	V-1	23,882	7,218	1,871人 14.7%	4,622人 36.3%	6,232人 49.0%	合併自治体
64289	庄内町	V-1	21,666	6,637	1,434人 13.0%	3,300人 29.9%	6,306人 57.1%	
福島県								
74471	会津美里町	V-1	20,913	6,710	1,775人 16.9%	2,771人 26.3%	5,988人 56.8%	合併自治体
74616	西郷村	V-1	20,322	7,458	636人 6.3%	4,041人 40.1%	5,410人 53.6%	

※人口、世帯数、産業構造は H27 年国勢調査結果に基づく

※「都道府県別類似団体区分一覧表 総務省 (R2.4.1 時点)」より、東北地方の類似団体 (V-1) を全て抽出

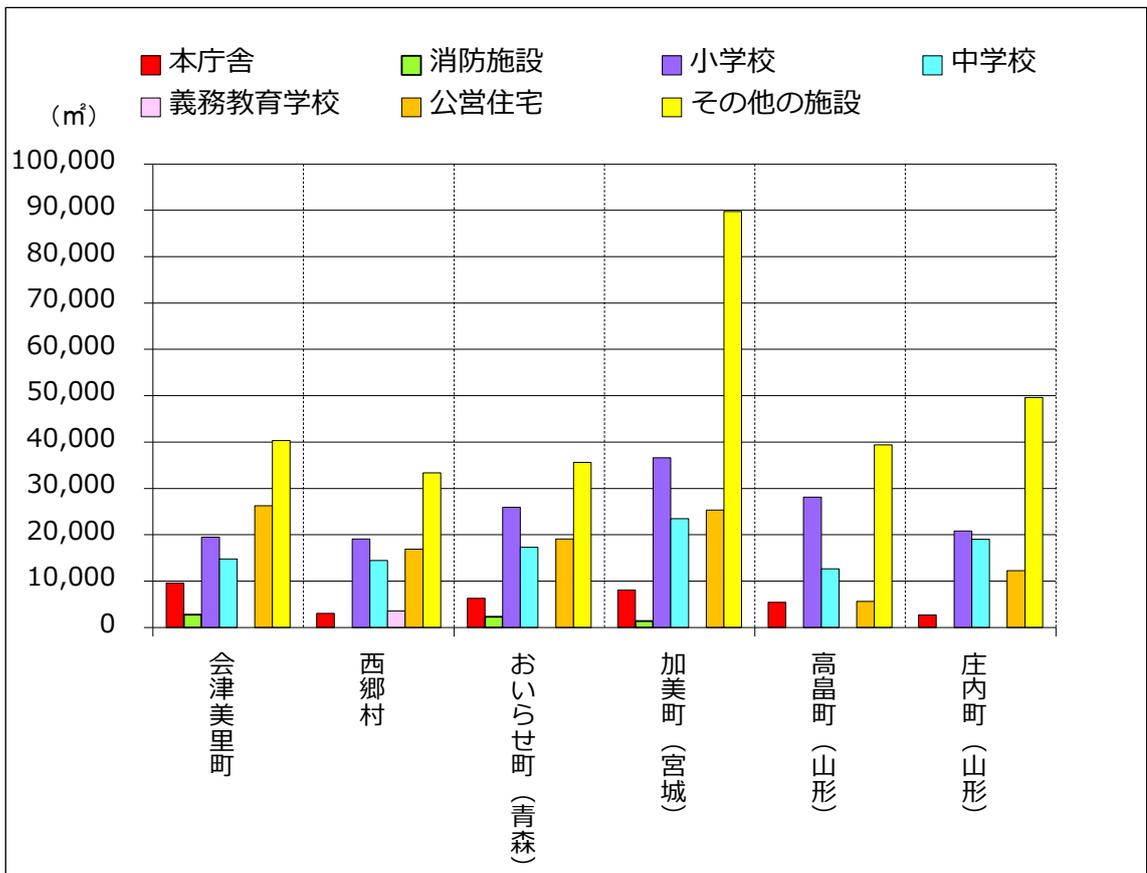


図 3.1.5 類似団体の公共施設の面積比較

2. 建築系公共施設の年代別整備状況

(1) 建築系公共施設（建物）の状況

昭和 56 年（1981 年）以前に建設された旧耐震基準の施設は、令和 2 年度時点では、全体の延床面積の約 40.5%を占めています（建築年度不明を含む）。平成 27 年度時点では、旧耐震基準の建物が約 45.9%を占めており、この5年間のうちに旧耐震基準の建物は、単純計算で 5%程度縮減されていることとなります。

なお、年代の古い施設としては公営住宅が多く、昭和 30 年代から整備され各年代に広く分散しています。また、昭和 40 年代から昭和 50 年代には学校教育系施設、公営住宅、スポーツ・レクリエーション施設の割合が高く、今後、大規模改修や建替えの必要性が同じ時期に集中するおそれがあります。

次に、これまでの本町における公共施設の建築状況として、公共施設の建築年別延床面積を示します。

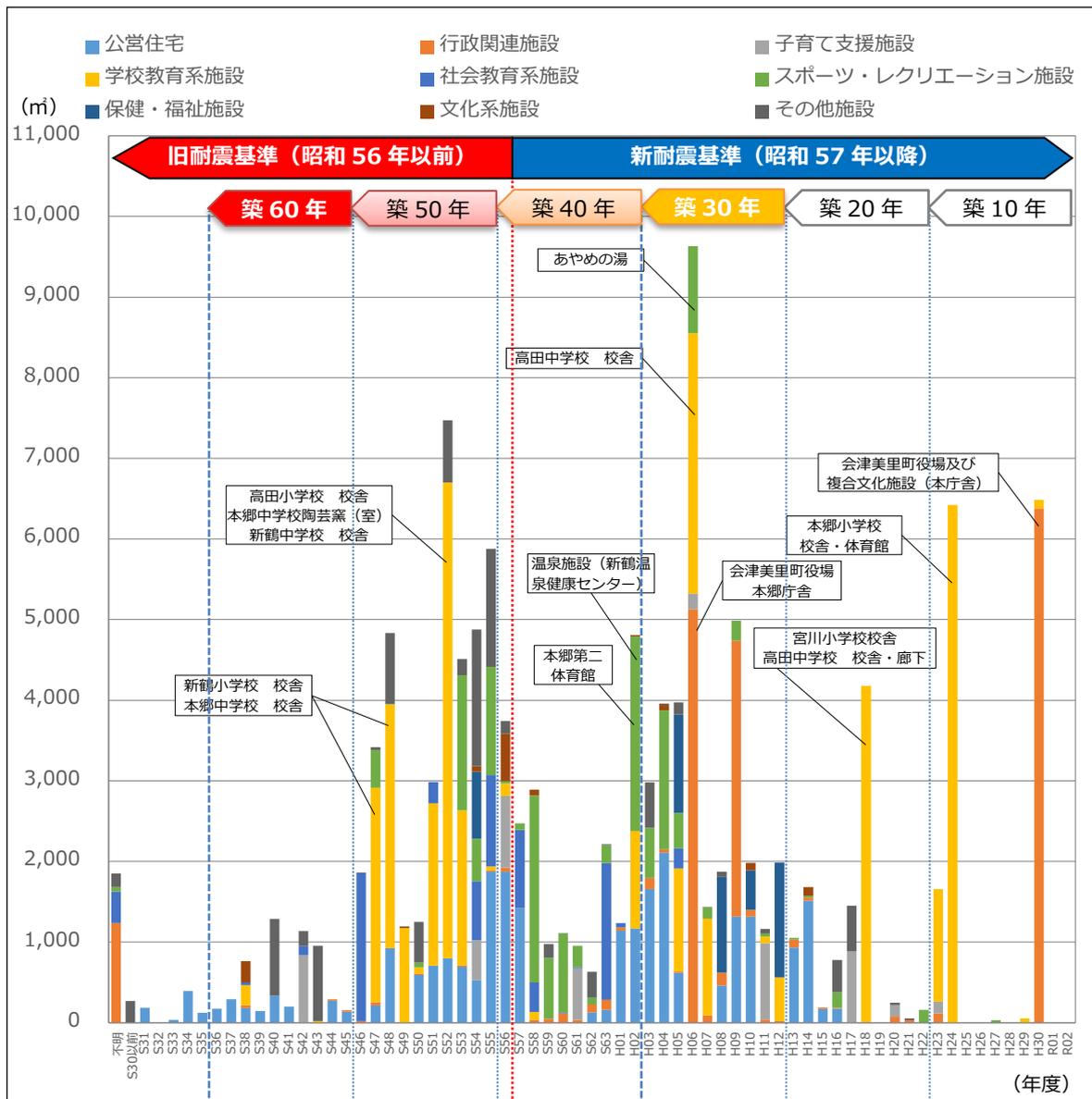


図 3.2.1 公共施設の建築年別延床面積

(2) 建築系公共施設（建物）経過年数の状況

1) 用途別施設の経過年数の状況（棟数）

一般に、鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、築30年程度が経過すると大規模改修が必要となり、築60年程度が経過すると建替えが必要になるといわれています。

本町においては、築30年以上経過する施設は264棟（60.3%）、築50年以上経過する公共施設は74棟（16.9%）存在しています。特に公営住宅は、築50年以上経過した建物が多く、74棟のうち54棟を占めています。

次に、本町の公共施設の経過年数について、用途別施設の経過年数の状況（棟数）を示します。

表 3.2.1 用途別施設の経過年数の状況（棟数）

施設用途	棟数	築30年以上経過		経過年数不明	
		棟数	割合 (%)	棟数	棟数
公営住宅	114	90	78.9	24	0
行政関連施設	113	36	31.9	43	34
子育て支援施設	9	4	44.4	5	0
学校教育系施設	42	27	64.3	15	0
社会教育系施設	22	18	81.8	1	3
スポーツ・レクリエーション施設	70	48	68.6	19	3
保健・福祉施設	6	1	16.7	5	0
文化系施設	9	6	66.7	3	0
その他施設	53	34	64.2	17	2
総計	438	264	60.3	132	42

表 3.2.2 公共施設の経過年数別棟数

施設用途	築60年以上	築50年～59年	築40年～49年	築30年～39年	築30年未満	経過年数不明	計
	棟数	棟数	棟数	棟数	棟数	棟数	
公営住宅	18	36	13	23	24	0	114
行政関連施設	0	5	7	24	43	34	113
子育て支援施設	0	1	2	1	5	0	9
学校教育系施設	0	2	20	5	15	0	42
社会教育系施設	0	4	6	8	1	3	22
スポーツ・レクリエーション施設	0	0	10	38	19	3	70
保健・福祉施設	0	0	1	0	5	0	6
文化系施設	0	1	3	2	3	0	9
その他施設	2	5	16	11	17	2	53
総計	20	54	78	112	132	42	438
	4.6%	12.3%	17.8%	25.6%	30.1%	9.6%	100.0%
累積	20	74	152	264	-	-	-
	4.6%	16.9%	34.7%	60.3%	-	-	-

2) 用途別施設の経過年数の状況（延床面積）

本町においては、築 30 年以上経過する施設の延床面積は約 68,692.1 m²（54.5%）を占めています。

次に、公共施設の経過年数の状況（延床面積）を示します。

表 3.2.3 用途別施設の経過年数の状況（延床面積）（単位：m²）

施設用途	延床面積	築 30 年	割合 (%)	築 30 年	経過年数
		以上経過		未済	
公営住宅	24,954.8	16,346.3	65.5	8,608.5	0.0
行政関連施設	17,908.8	884.3	4.9	15,790.4	1,234.1
子育て支援施設	5,178.0	2,861.9	55.3	2,316.1	0.0
学校教育系施設	37,019.0	18,547.0	50.1	18,472.0	0.0
社会教育系施設	7,876.5	7,230.6	91.8	252.6	393.3
スポーツ・レクリエーション施設	15,994.3	11,844.2	74.1	4,094.5	55.6
保健・福祉施設	5,155.3	832.3	16.1	4,323.0	0.0
文化系施設	1,292.5	1,024.2	79.2	268.3	0.0
その他施設	10,591.8	9,121.1	86.1	1,303.8	166.9
総計	125,971.0	68,692.1	54.5	55,429.1	1,849.8

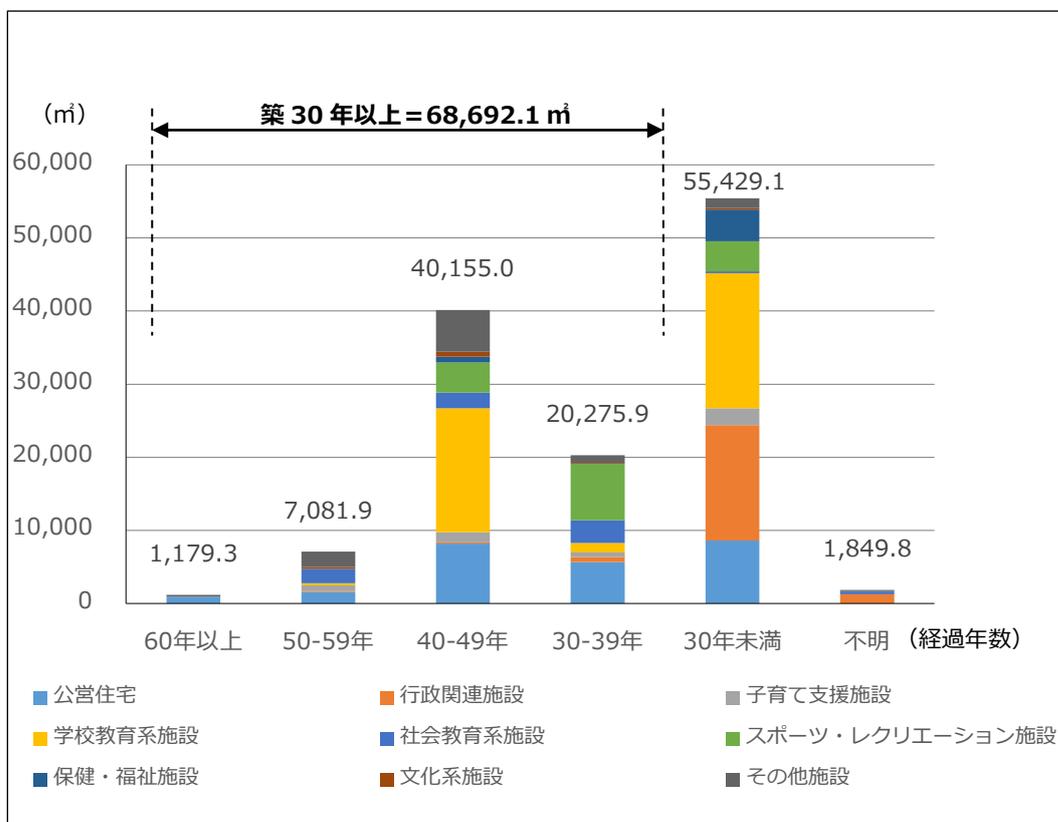


図 3.2.2 公共施設の経過年数別延床面積

表 3.2.4 公共施設の経過年数別延床面積 (単位：㎡)

施設用途	築60年以上	築50年～59年	築40年～49年	築30年～39年	築30年未満	経過年数不明	計
公営住宅	910.3	1,559.2	8,197.0	5,679.8	8,608.5	0.0	24,954.8
行政関連施設	0.0	94.6	151.9	637.9	15,790.4	1,234.1	17,908.8
子育て支援施設	0.0	835.0	1,385.7	641.2	2,316.1	0.0	5,178.0
学校教育系施設	0.0	270.0	16,969.0	1,308.0	18,472.0	0.0	37,019.0
社会教育系施設	0.0	1,978.5	2,136.2	3,115.9	252.6	393.3	7,876.5
スポーツ・レクリエーション施設	0.0	0.0	4,107.0	7,737.3	4,094.5	55.6	15,994.3
保健・福祉施設	0.0	0.0	832.3	0.0	4,323.0	0.0	5,155.3
文化系施設	0.0	262.2	672.1	90.0	268.3	0.0	1,292.5
その他施設	269.0	2,082.4	5,703.8	1,065.9	1,303.8	166.9	10,591.8
総計	1,179.3	7,081.9	40,155.0	20,275.9	55,429.1	1,849.8	125,971.0
	0.9%	5.6%	31.9%	16.1%	44.0%	1.5%	100.0%
累積	1,179.3	8,261.1	48,416.1	68,692.1	-	-	-
	0.9%	6.6%	38.4%	54.5%	-	-	-

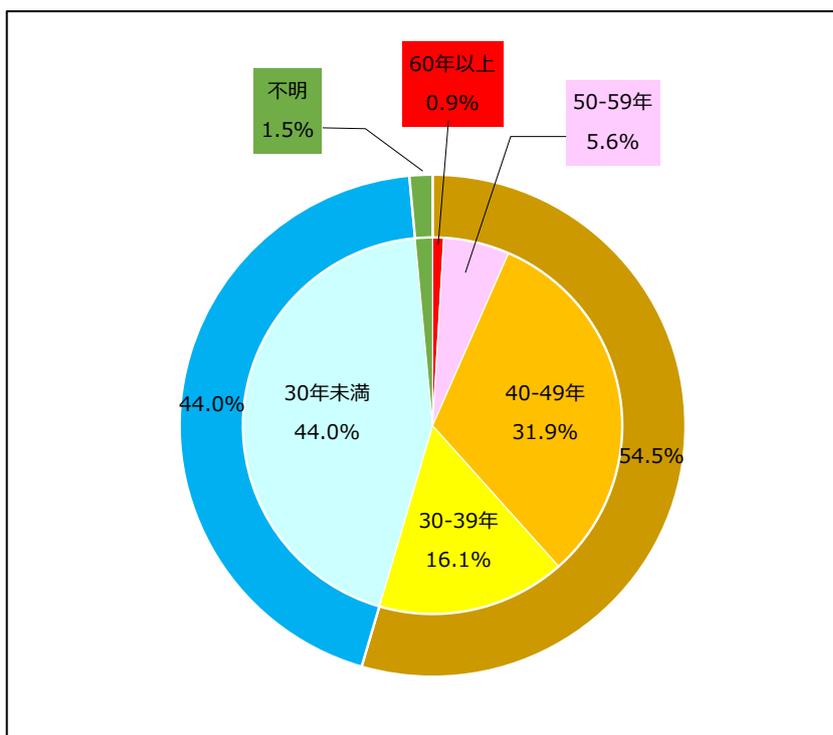


図 3.2.3 公共施設の経過年数別延床面積 (構成比)

(3) 建築系公共施設（建物）耐震診断・耐震改修の状況

本町の公共施設における耐震診断が未実施の建物は 2 棟あり、延床面積比で約 1.1% となっています。また、耐震改修が未実施の建物は 3 棟あり、延床面積比で 2.4% となっています。その他は、新耐震基準、耐震診断の条件外のため診断不要、解体等が決まっております。診断や改修をする必要が無い建物に該当します。

次に、本町の公共施設における耐震診断及び耐震改修の状況を示します。

表 3.2.5 耐震診断の状況

耐震診断	棟数による状況		延床面積による状況	
	棟数 (棟)	割合 (%)	延床面積 (㎡)	割合 (%)
実施済み	20	4.6	25,248.8	20.0
未実施	2	0.5	1,332.7	1.1
廃止・解体予定	72	16.4	6,555.8	5.2
不要(旧耐震)	58	13.2	15,278.9	12.1
不要(新耐震)	244	55.7	75,705.0	60.1
不明	42	9.6	1,849.8	1.5

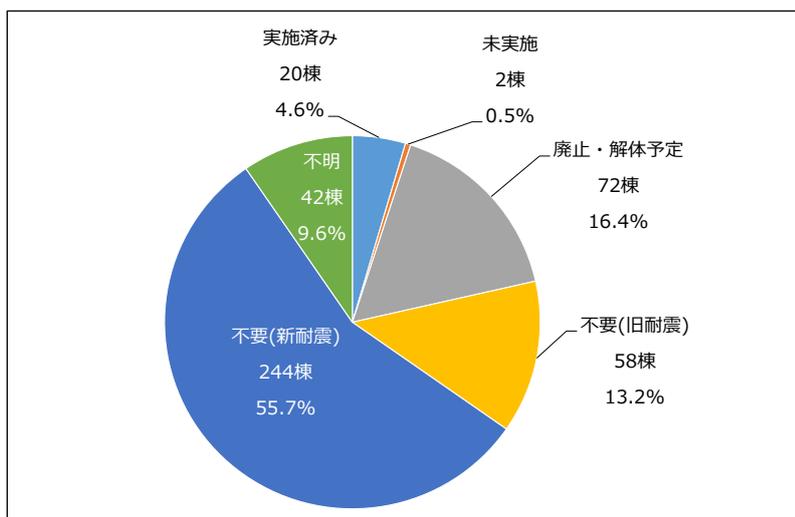


図 3.2.4 耐震診断の状況 (棟数)

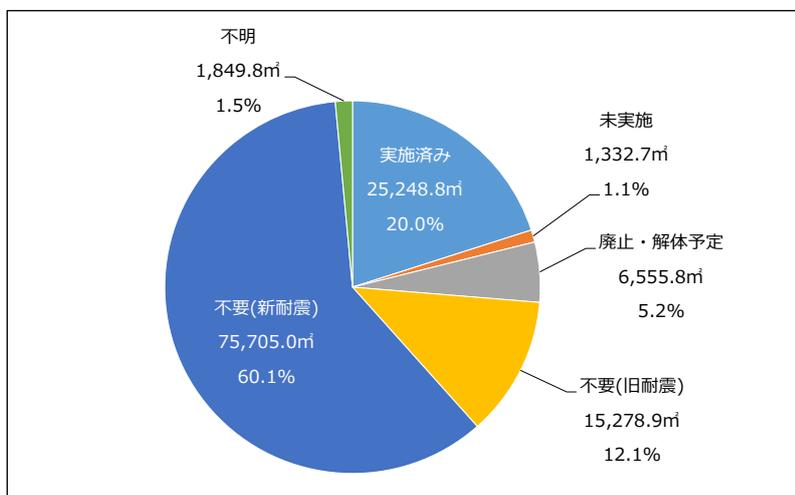


図 3.2.5 耐震診断の状況 (延床面積)

表 3.2.6 耐震改修の状況

耐震改修	棟数による状況		延床面積による状況	
	棟数 (棟)	割合 (%)	延床面積 (㎡)	割合 (%)
実施済み	13	3.0	18,369.0	14.6
未実施	3	0.7	3,010.5	2.4
廃止・解体予定	72	16.4	6,555.8	5.2
不要(旧耐震)	64	14.6	20,480.9	16.3
不要(新耐震)	244	55.7	75,705.0	60.1
不明	42	9.6	1,849.8	1.5

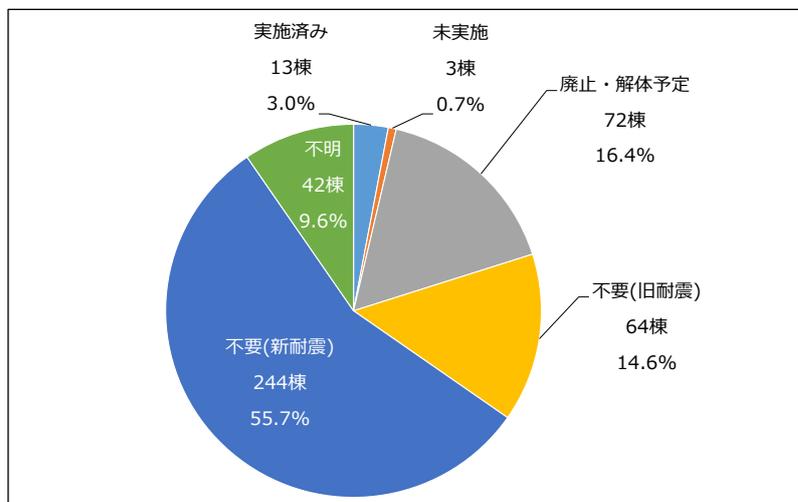


図 3.2.6 耐震改修の状況 (棟数)

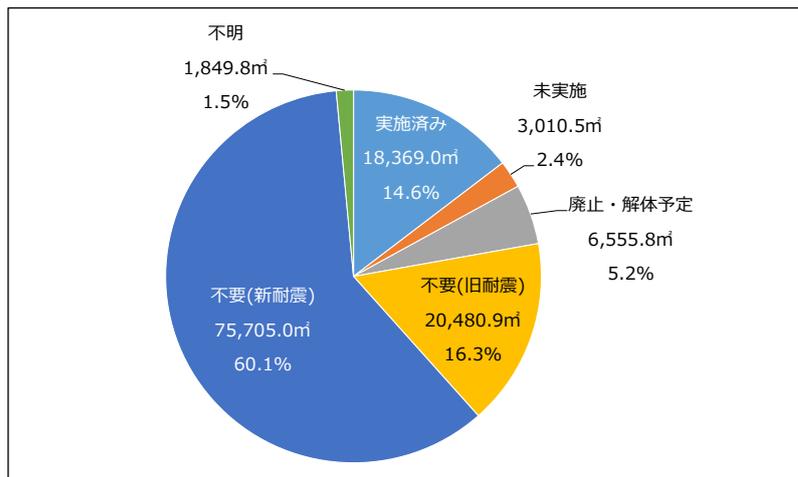


図 3.2.7 耐震改修の状況 (延床面積)

(4) 土木系公共施設（インフラ施設）の状況

インフラ施設（道路、橋梁、トンネル、上水道、下水道等）においても、今後、古い施設から老朽化の状況に応じて、順次修繕などの費用が必要となります。

本町のインフラ施設の保有状況について、全体数量を次に示します。

表 3.2.7 インフラ施設の保有状況

インフラ施設分類		施設数	延長 (m)	面積 (㎡)	備考	
1	道路※ ¹	—	364,682.2	2,026,330.5	改良率 77.0%※ ²	
2	橋梁※ ¹	156 橋	1,992.1	11,688.7		
3	トンネル	1 本	128.0	2,035.2	会津美里町側 L=63m 柳津町側 L=65m	
4	上水道施設（管路）	—	208,028.8	—	普及率※ ³ 87.0%	
5	下水道等施設（管路）	公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業含む）	—	73,488.3	—	下水道処理人口普及率※ ⁴ 46.4%
		農業集落排水事業	—	29,968.1	—	農業集落排水施設人口普及率※ ⁴ 10.7%
		個別合併処理浄化槽事業	89 基	—	—	合併処理浄化槽整備率※ ⁴ 14.4%

※1 道路延長、橋梁 : 「道路橋梁調書（会津美里町）」より

※2 道路改良率 : 「福島県市町村要覧 2021」より

※3 上水道普及率 = 給水人口 / 行政区域内人口 : 「令和元年度 福島県水道統計」より

※4 下水道等普及率 = 下水道処理人口 / 行政区域内人口 :

「令和2年度末 福島県汚水処理人口普及率のオープンデータ（福島県下水道課）」より

表 3.2.8 インフラ施設（建物）の保有状況

インフラ施設分類	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	主な施設
1 上水道施設（建物）	19	19	620.1	浄水場（管理棟 他） ポンプ室、機械室、貯蔵庫
2 下水道等施設（建物）	5	9	3,455.1	浄化センター（管理棟 他）

(5) 土木系公共施設（インフラ施設）の状況（年代別）

次に、インフラ施設の年代別整備状況及び経過年数別面積（構成比）を示します。

1) 道路の整備状況（舗装）

本町の道路保有量は、延長が約 364,682.2m、面積が約 2,026,330.5 m²となっています。舗装は傷んだ部分から随時補修しているため、正確な舗装の年代とその延長・面積は集計できません。

なお、道路改良率※は 77.0%となっています。

※ 道路構造令の規定に適合するように改修することを道路改良とよび、総延長に対するその比率を道路改良率といいます。

2) 橋梁の整備状況

本町の橋梁施設は 156 橋となっており、面積合計で約 11,688.7 m²、延長合計は約 1,992.1mとなっています。

全体では 20 年から 30 年前の年代に整備されたものが多く、年代の古いものは昭和 30 年代に整備され、50 年以上経過した橋梁が約 14.4%あります。

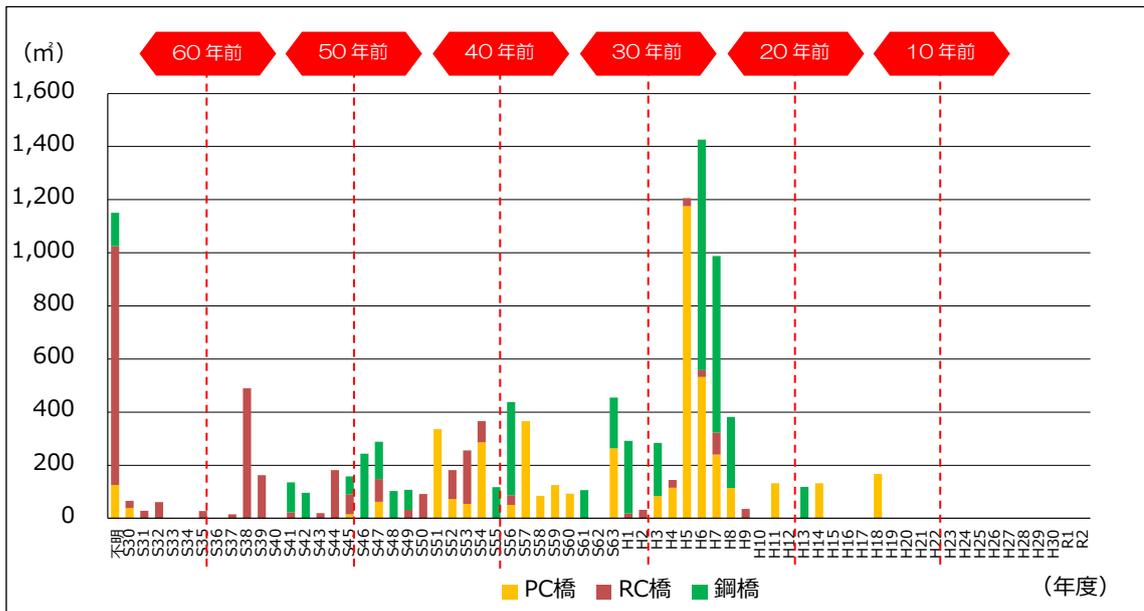


図 3.2.8 年代別橋梁の整備状況

また、整備後 30 年以上経過する施設の割合は約 49.7%となっています。年代不明を含めると全体の約 59.5%を占めており、老朽化の進行が懸念されます。

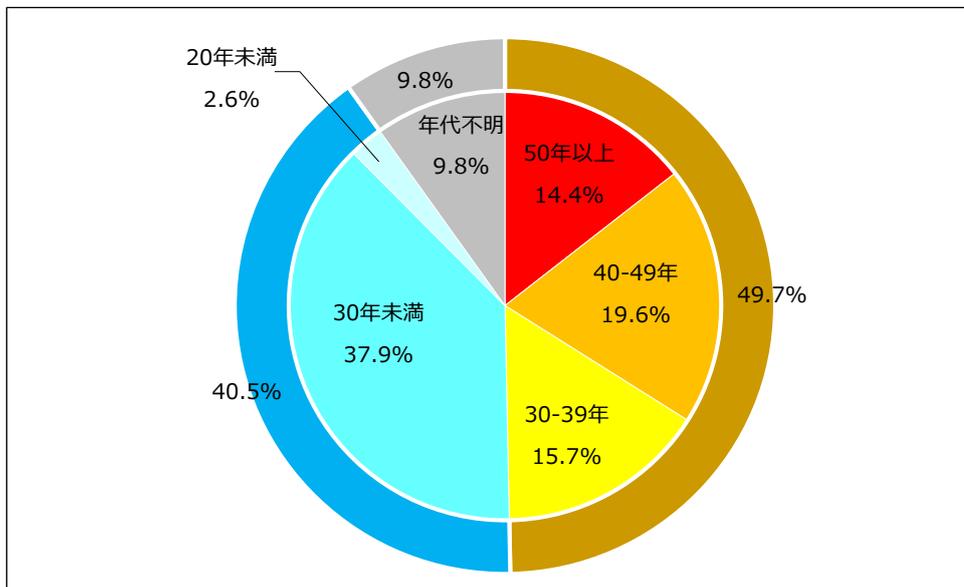


図 3.2.9 橋梁の経過年数別面積（構成比）

3) トンネルの整備状況

本町が保有するトンネルには、柳津町側へ貫く「沼山トンネル」1本があります。総延長 128mのうち、本町側の延長は約 63mとなっています。建設年次は 1996 年（平成 8 年）で、建設後 25 年が経過しています。

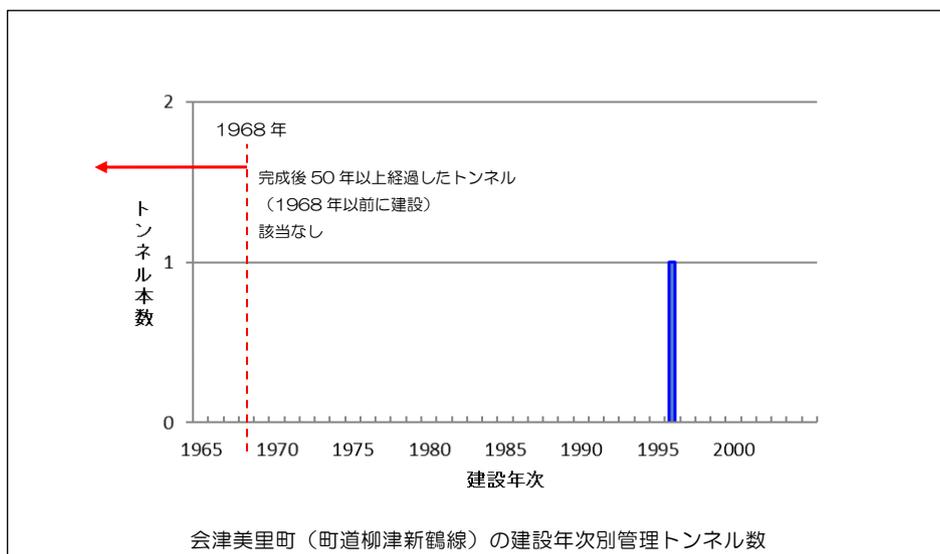


図 3.2.10 トンネルの整備状況

資料 会津美里町トンネル長寿命化修繕計画（平成 30 年 3 月）より

4) 上水道施設の整備状況

本町の上水道施設は、管路延長合計で約 208,028.8mが整備されており、上水道普及率は 87.0%となっています。

このうち、配水管の管路が多くを占め、平成 2 年度から平成 3 年度にかけて集中的に布設されています。また、布設年度が不明な管路の多くは、昭和 54 年度以前に整備された水道管路になります。

なお、昭和 56 年度より耐震化が進められ、約 64.0%の整備進捗となります。

整備後 30 年以上が経過した管路が約 44.4%と多くを占め、布設年代不明の管路と合わせると、約 58.9%を占めています。新規整備は年々減少する一方で、老朽化の進行に伴う整備費増が懸念されます。

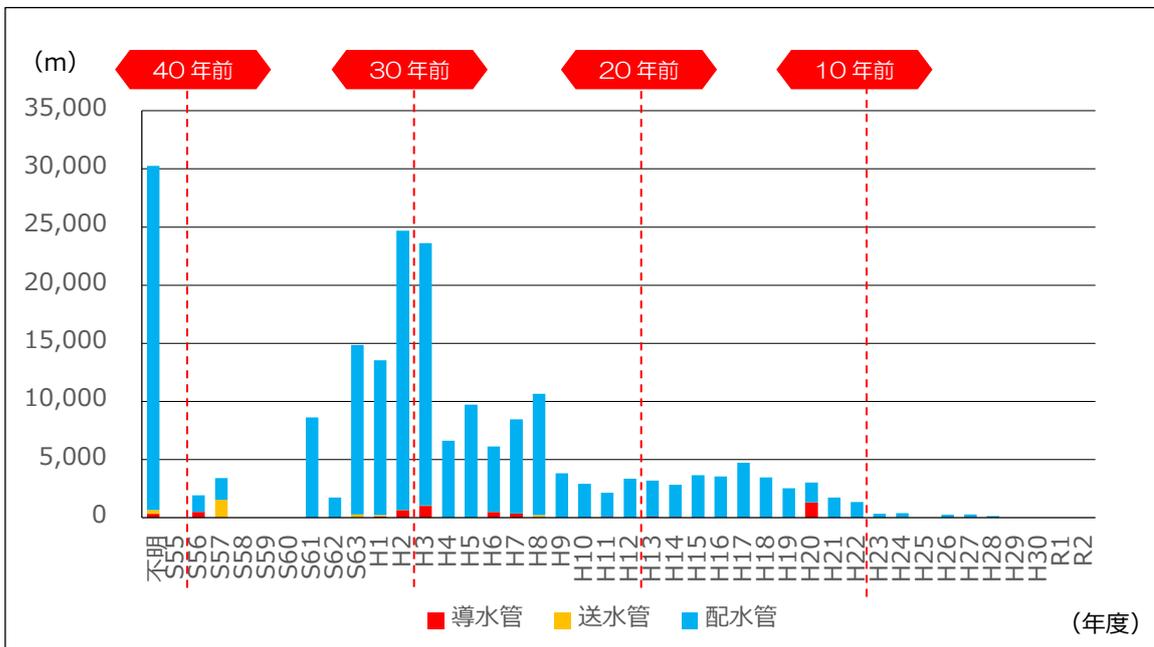


図 3.2.11 年代別上水道施設（管路）の整備状況（種類別）

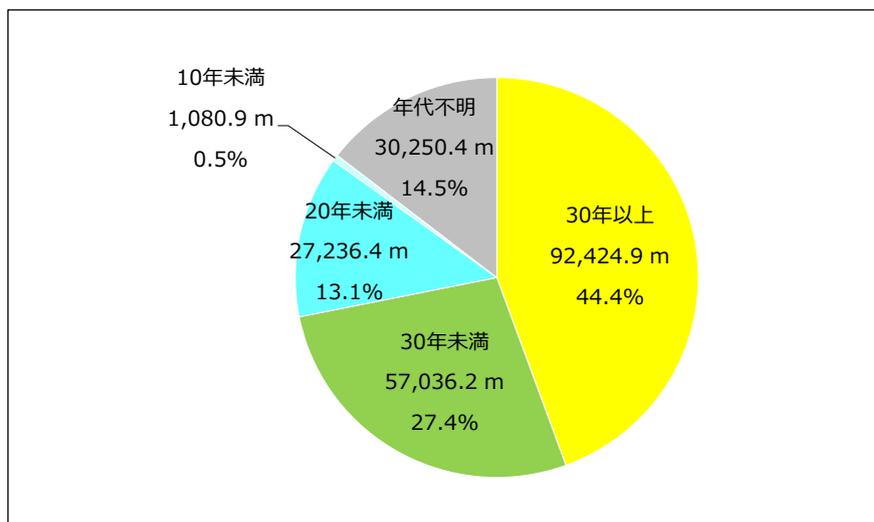


図 3.2.12 上水道施設（管路）の経過年数別延長（構成比）

上水道施設（管路）の管口径別で比較すると、配水管の100～125mm未満が最も多く、次いで75～100mm未満、150～200mm未満の管口径が多く整備されています。これらの管口径は全年代に広く分散しています。

また、導水管・送水管や管口径が150～450mm未満の配水管の多くは、整備後20年から30年以上が経過しています。

表 3.2.9 上水道施設（管路）延長（管口径別）の割合

種類	管口径	延長 (m)	割合 (%)
導水管	300mm 未満	5,108.9	2.5
送水管	300mm 未満	2,507.0	1.2
配水管	50mm 未満	1,535.0	0.7
	50～75mm 未満	4,169.8	2.0
	75～100mm 未満	46,349.1	22.3
	100～125mm 未満	73,096.5	35.1
	125～150mm 未満	12,619.5	6.1
	150～200mm 未満	44,724.5	21.5
	200～250mm 未満	13,471.8	6.5
	250～300mm 未満	1,386.4	0.7
	300～350mm 未満	0.0	0.0
	350～400mm 未満	1,488.3	0.7
	400～450mm 未満	1,571.9	0.8
計		208,028.8	100.0

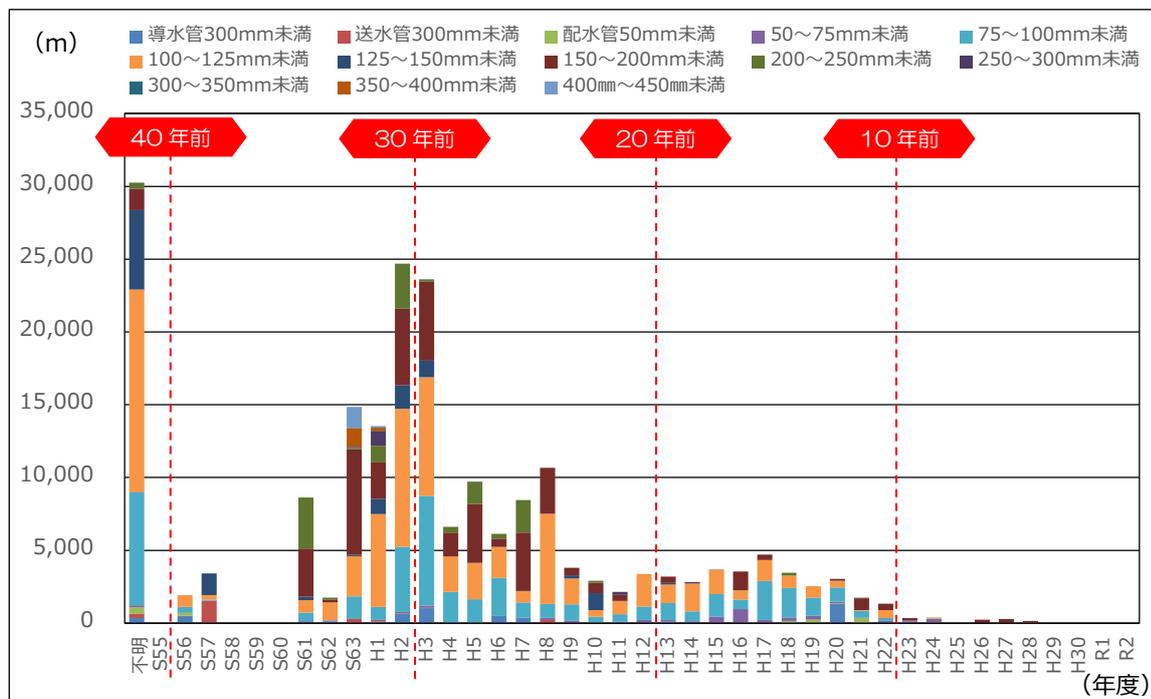


図 3.2.13 年代別上水道施設（管路）の整備状況（管口径別）

5) 下水道等施設の整備状況

本町の下水道等施設（管路）は、管路延長合計で 103,456.4m が整備されており、うち公共下水道は 73,488.3m、農業集落排水は 29,968.1m を占めています。また、下水道普及率は、公共下水道が 46.4%、農業集落排水が 10.7%、合併処理浄化槽整備率が 14.4% となっており、合計で 71.5% となっています。

なお、下水道等施設（管路）における管種は、塩化ビニル管が多くの割合を占めており、全て平成 8 年以降に整備されています。

整備後の経過年を見ると、10 年から 19 年以下の割合が全体の約 71.6%、20 年から 29 年以下の割合は 19.2% となっています。上水道施設と比較すると、比較的新しい年代の管路が多いものの、上水道施設と同様に新規整備は年々減少しています。さらに、今後 4 年から 5 年後には、建設のピークとなる平成 16 年から 17 年に布設された管路が 20 年目を迎えることになるため、老朽化へ加速していく傾向が強まります。

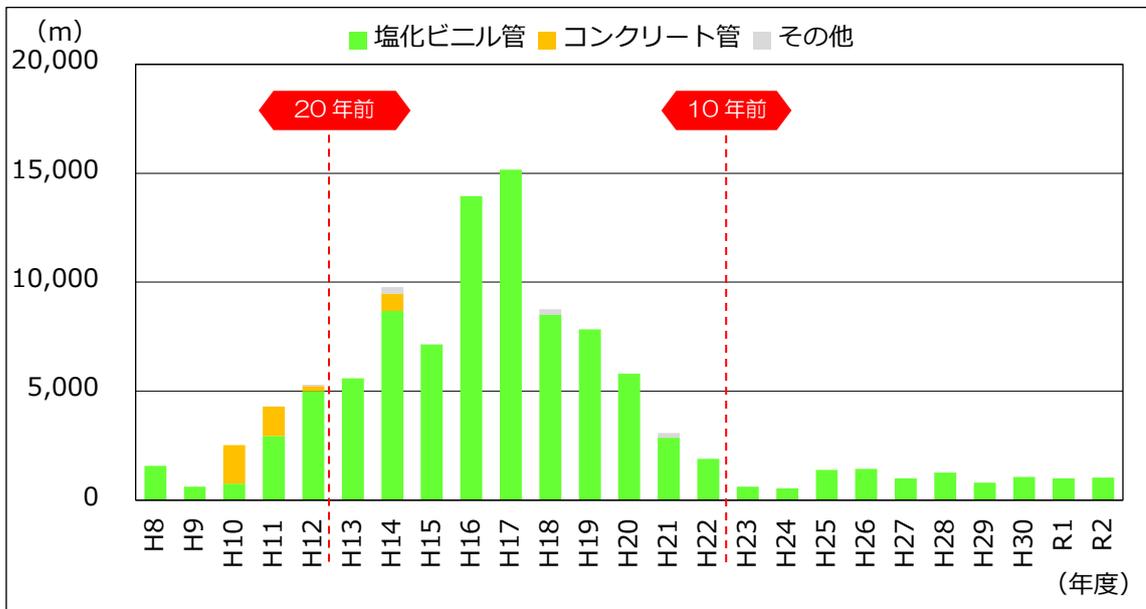


図 3.2.14 年代別下水道等施設（管路）の整備状況（管種別）

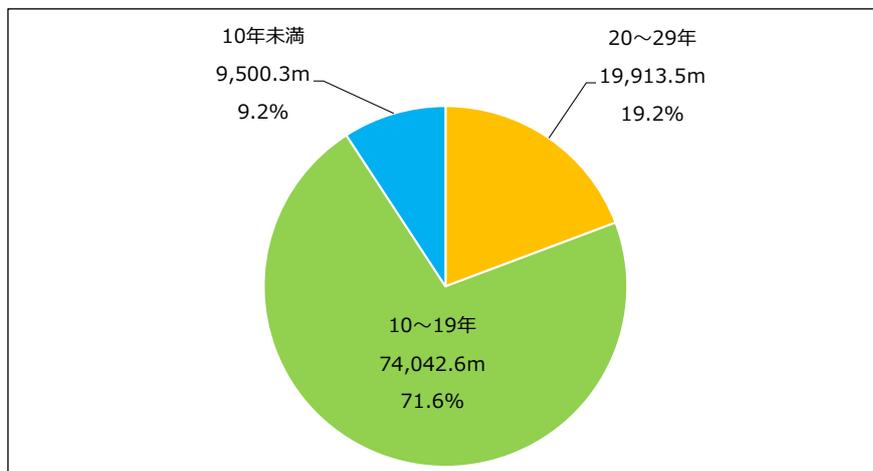


図 3.2.15 下水道等施設（管路）の経過年数別延長（構成比）

下水道等施設（管路）は、管口径が 250mm 以下の管路が最も多く整備され、全体の約 95.2%を占めています。

町全体における下水道等施設（管路）のうち、大口径の管口径 500mm を超える管路は、整備後 20 年以上経過したものが多くを占めます。なお、新規整備は年々減少しています。

表 3.2.10 下水道等施設（管路）延長（管口径別）の割合

管口径	延長 (m)	割合 (%)
～250mm 以下	98,487.8	95.2
251～500mm 以下	2,004.3	1.9
501～1000mm 以下	2,964.3	2.9
計	103,456.4	100.0

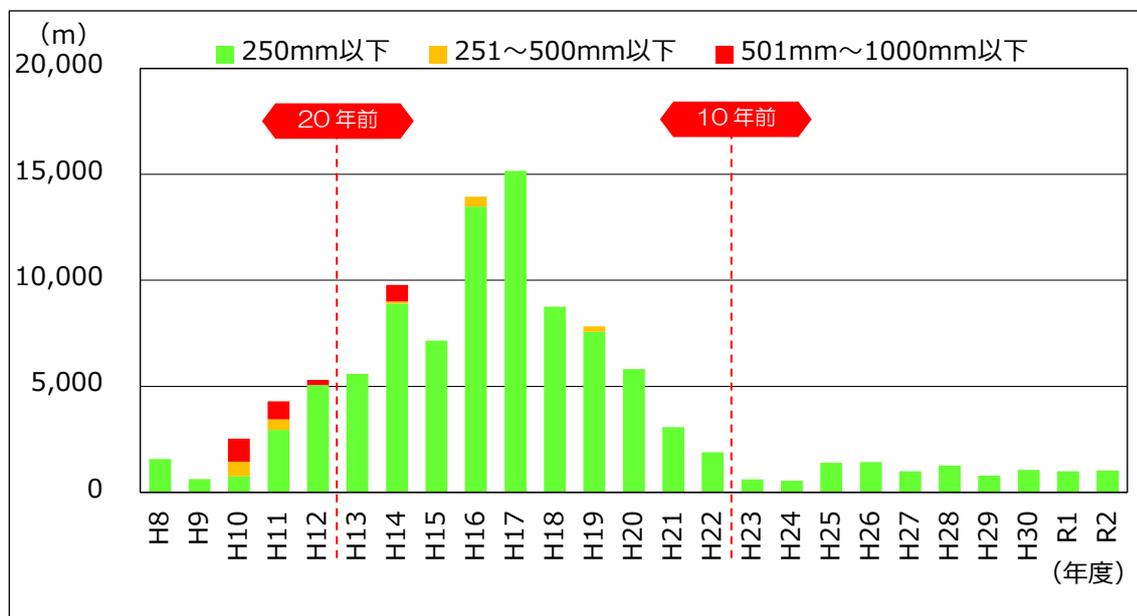


図 3.2.16 年代別下水道等施設（管路）の整備状況（管口径別）

5) 上水道施設・下水道等施設の建物の整備状況

本町の上水道施設及び下水道等施設における建物の整備状況は、上水道施設が築 30 年以上経過した建物が 8 割以上を占めており、老朽化が進みつつあります。下水道等施設の建物は全て築 30 年未満で、比較的新しい状態といえます。

表 3.2.11 インフラ施設（建物）の経過年数の状況

インフラ施設分類	延床面積 (㎡)	築 30 年以上		築 30 年未満 (㎡)
		延床面積 (㎡)	割合 (%)	
上水道施設（建物）	620.1	507.2	81.8	112.9
下水道等施設（建物）	3,455.1	0.0	0.0	3,455.1

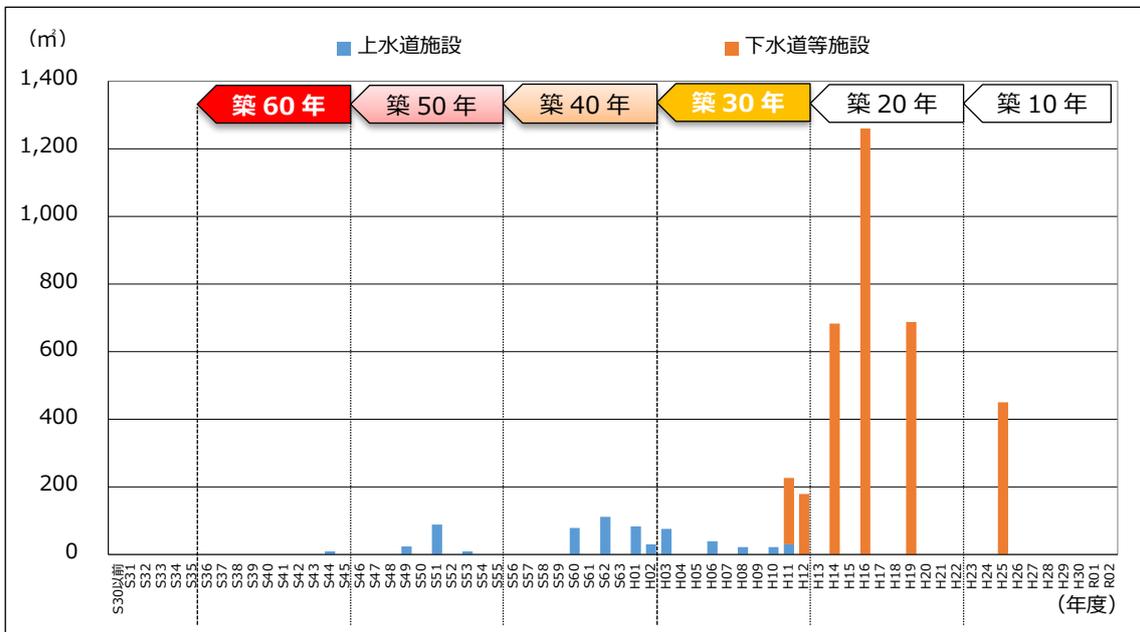


図 3.2.17 建築年別インフラ施設（建物）の延床面積

3. 地域別公共施設等の現状

(1) 地域別延床面積の現状

各地域の公共施設の延床面積の保有状況をみると、高田地域が約 65,406.2 m²(52.0%)で最も多く、本郷地域約 35,452.1 m² (28.1%)、新鶴地域約 25,112.9 m² (19.9%)の順となっています。高田地域では、学校教育系施設 27.0%、次いで公営住宅 23.7%の順で多くなっており、本郷地域では、学校教育系施設 31.7%、次いで公営住宅 22.3%、新鶴地域では、学校教育系施設 32.4%、次いでスポーツ・レクリエーション施設 19.6%の順で多くなっています。

次に、本町の公共施設における地域別延床面積状況を示します。

表 3.3.1 地域別延床面積状況

施設用途	高田		本郷		新鶴	
	延床面積 (m ²)	割合 (%)	延床面積 (m ²)	割合 (%)	延床面積 (m ²)	割合 (%)
1 公営住宅	15,469.8	23.7	7,899.1	22.3	1,586.0	6.3
2 行政関連施設	8,585.8	13.1	5,108.6	14.4	4,214.4	16.8
3 子育て支援施設	1,623.4	2.5	1,833.8	5.2	1,720.9	6.9
4 学校教育系施設	17,632.0	27.0	11,246.0	31.7	8,141.0	32.4
5 社会教育系施設	5,181.7	7.9	997.5	2.8	1,697.2	6.8
6 スポーツ・レクリエーション施設	7,531.4	11.5	3,539.9	10.0	4,923.1	19.6
7 保健・福祉施設	1,716.1	2.6	1,620.5	4.6	1,818.7	7.2
8 文化系施設	836.6	1.3	346.2	1.0	109.7	0.4
9 その他施設	6,829.4	10.4	2,860.5	8.1	901.9	3.6
地域別小計	65,406.2	100.0	35,452.1	100.0	25,112.9	100.0
町全体における地域別延床面積の割合		52.0		28.1		19.9

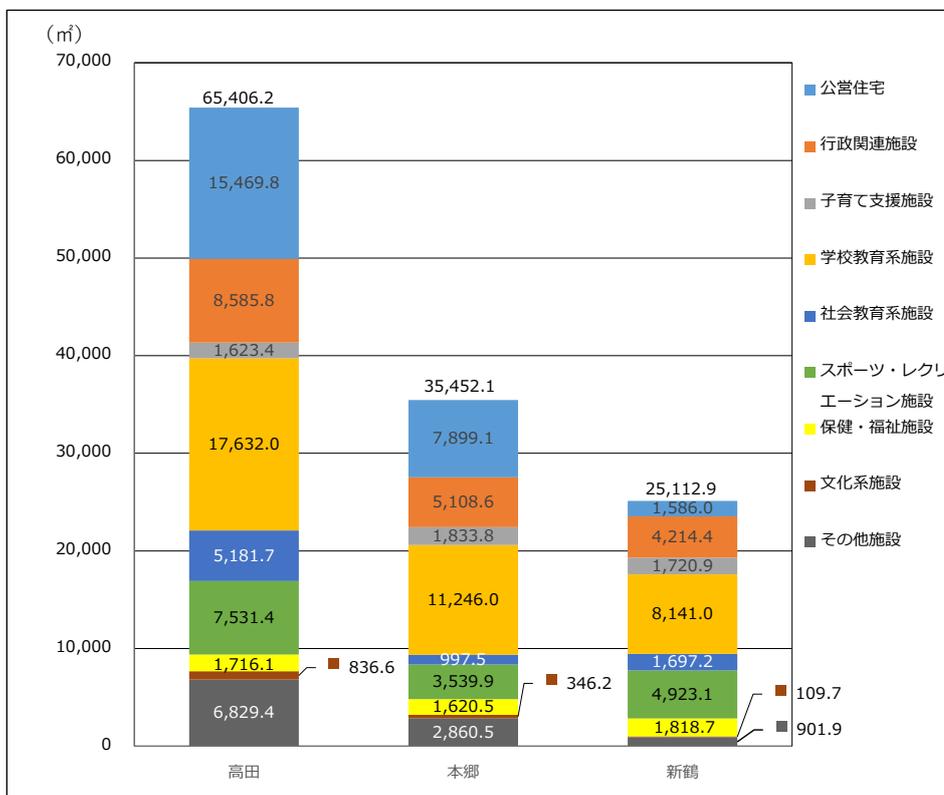


図 3.3.1 地域別公共施設の延床面積

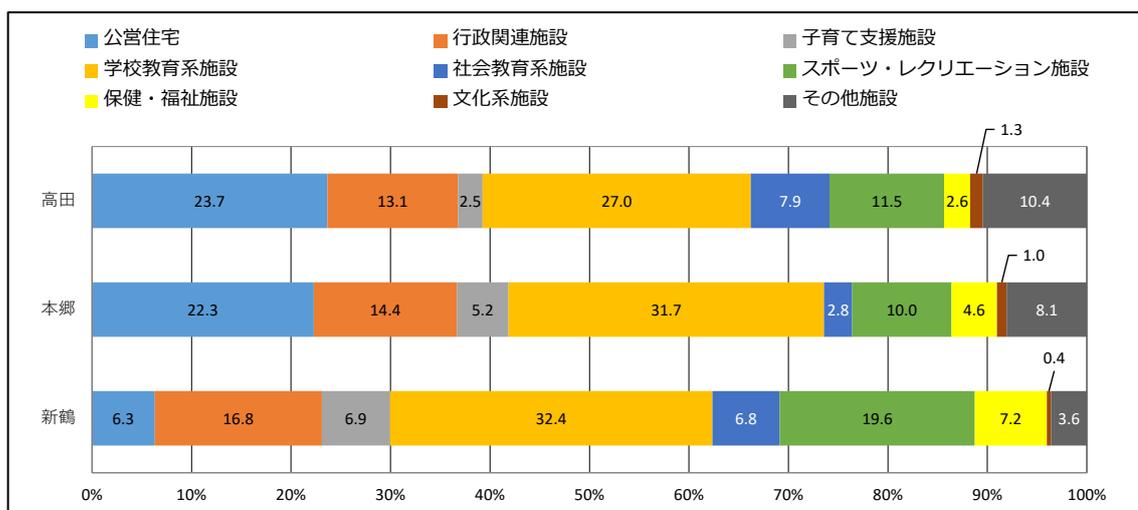


図 3.3.2 地域別公共施設の延床面積構成比

公共施設の用途別延床面積の保有状況を見ると、公営住宅、社会教育系施設、文化系施設の6割以上が高田地域に配置されています。また、行政関連施設、学校教育系施設、スポーツ・レクリエーション施設も4割以上が高田地域に配置されています。一方、子育て支援施設、保健・福祉施設は、各地域にほぼ同様に配置されています。

次に、本町の用途別公共施設の保有状況について、用途別の延床面積の地域別割合を示します。

表 3.3.2 用途別の延床面積の地域別割合

施設用途	延床面積の割合 (%)			
	高田	本郷	新鶴	計
1 公営住宅	62.0	31.7	6.4	100.0
2 行政関連施設	47.9	28.5	23.5	100.0
3 子育て支援施設	31.4	35.4	33.2	100.0
4 学校教育系施設	47.6	30.4	22.0	100.0
5 社会教育系施設	65.8	12.7	21.5	100.0
6 スポーツ・レクリエーション施設	47.1	22.1	30.8	100.0
7 保健・福祉施設	33.3	31.4	35.3	100.0
8 文化系施設	64.7	26.8	8.5	100.0
9 その他施設	64.5	27.0	8.5	100.0

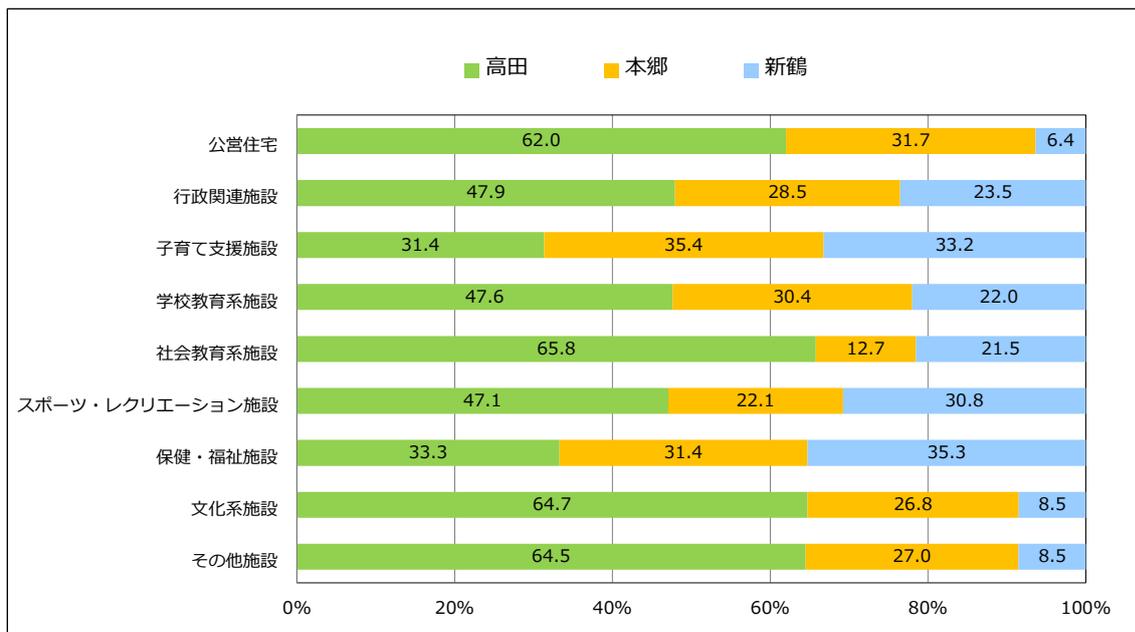


図 3.3.3 用途別公共施設の保有状況構成比

(2) 地域別の一人当たりの延床面積保有量

1) 地域別の一人当たりの延床面積保有量

各地域における公共施設の一人当たりの延床面積保有量は、高田地域 6.00 m²/人、本郷地域 7.09 m²/人、新鶴地域 8.07 m²/人となっています。

次に、地域別の一人当たりの延床面積保有量について示します。

表 3.3.3 地域別の一人当たりの延床面積保有量

施設用途	一人当たりの延床面積保有量 (m ² /人)			
	町全体	高田	本郷	新鶴
1 公営住宅	1.31	↑1.42	↑1.58	0.51
2 行政関連施設	0.94	0.79	↑1.02	↑1.36
3 子育て支援施設	0.27	0.15	↑0.37	↑0.55
4 学校教育系施設	1.95	1.62	↑2.25	↑2.62
5 社会教育系施設	0.41	↑0.48	0.20	↑0.55
6 スポーツ・レクリエーション施設	0.84	0.69	0.71	↑1.58
7 保健・福祉施設	0.27	0.16	↑0.32	↑0.58
8 文化系施設	0.07	↑0.08	0.07	0.04
9 その他施設	0.56	↑0.63	↑0.57	0.29
総計	6.63	6.00	↑7.09	↑8.07
地域別延床面積 (m ²)	125,971.0	65,406.2	35,452.1	25,112.9
令和2年 国勢調査人口	19,014	10,905	4,999	3,110

(↑印は、町全体の一人当たりの延床面積に比べ、高い値)

4. 施設保有量等の推移について

(1) 過去に行った対策の実績

1) 過去に除却した建物

総合管理計画の策定後、平成 28 年度から令和 2 年度までに実施した解体、売却により除却された建築系公共施設は次のとおりです。

表 3.4.1 施設の除却による施設・建物縮減量（平成 28 年度～令和 2 年度）

施設用途	棟数	延床面積 (㎡)
公営住宅	60	2,853.2
行政関連施設	10	2,607.5
子育て支援施設	1	309.4
学校教育系施設	2	414.6
スポーツ・レクリエーション施設	3	960.4
その他施設	12	5,164.1
合計	88	12,309.2

表 3.4.2 解体した建物内訳（平成 28 年度～令和 2 年度）

施設用途	棟名	延床面積 (㎡)
公営住宅	町営住宅外川原団地 55 号室	36.33
	町営住宅外川原団地 57 号室	36.33
	町営住宅外川原団地 58 号室	36.33
	町営住宅外川原団地 59 号室	36.33
	町営住宅外川原団地 60 号室	36.33
	町営住宅外川原団地 69 号室	36.33
	町営住宅外川原団地 70 号室	36.33
	町営住宅前川原団地 1 号棟	286.62
	町営住宅下中川団地 5 号棟	277.3
	町営住宅東川原団地 123 号室	31.46
	町営住宅東川原団地 124 号室	31.46
	町営住宅新町団地 1 号	37.29
	町営住宅新町団地 2 号	37.29
	町営住宅新町団地 8 号	37.29
	町営住宅車川原団地 1 号	37.125
	町営住宅車川原団地 9 号	37.125
	町営住宅車川原団地 13 号	37.125
	町営住宅県道添団地 18 号	34.65
	町営住宅県道添団地 19 号	34.65
	町営住宅県道添団地 24 号	34.65
	町営住宅県道添団地 28 号	28.87
	町営住宅県道添団地 6 号	34.7
	町営住宅県道添団地 7 号	34.7
	町営住宅県道添団地 8 号	34.7
	町営住宅県道添団地 40 号	36.43
	町営住宅家東団地 10 号	28.87
	町営住宅家東団地 12 号	28.87
	町営住宅家東団地 13 号	28.87
	町営住宅家東団地 21 号	34.65
	町営住宅家東団地 24 号	34.65
	町営住宅家東団地 2 号	28.87
	町営住宅家東団地 18 号	28.87

施設用途	棟名	延床面積 (㎡)
公営住宅	町営住宅家東団地 19 号	28.87
	町営住宅向川原団地 1 号	35.31
	町営住宅向川原団地 9 号	35.31
	町営住宅向川原団地 10 号	35.31
	町営住宅向川原団地 11 号	35.31
	町営住宅向川原団地 18 号	36.3
	町営住宅向川原団地 19 号	36.3
	町営住宅向川原団地 23 号	36.3
	町営住宅向川原団地 25 号	36.3
	町営住宅向川原団地 27 号	36.3
	町営住宅向川原団地 29 号	36.3
	町営住宅向川原団地 30 号	36.3
	町営住宅高田町団地 2 号	36.3
	町営住宅高田町団地 9 号	36.3
	町営住宅高田町団地 14 号	36.3
	町営住宅高田町団地 29 号～32 号	136.08
	町営住宅高田町団地 33 号～36 号	136.08
	町営住宅高田町団地 16 号～18 号	102.6
	町営住宅道西団地 3 号	35.31
	町営住宅道西団地 17 号	35.31
	町営住宅道西団地 19 号	35.31
	町営住宅道西団地 13 号	35.31
	町営住宅道西団地 14 号	35.31
	町営住宅道西団地 36 号	32.175
	会津本郷焼後継者育成居住施設	36.3
	会津本郷焼後継者育成居住施設	36.3
会津本郷焼後継者育成居住施設	36.3	
会津本郷焼後継者育成居住施設	36.3	
行政関連施設	会津美里町役場高田庁舎	2,266.49
	高田庁舎ポンプ小屋	4.95
	高田庁舎町長車庫	56.19
	高田庁舎入口車庫	34.14
	高田庁舎書庫(旧法務局)	179.96
	高田庁舎 PCB 保管庫	7.98
	消防屯所 (1-6-1) (旧屯所)	17.48
	消防屯所 (1-6-1) (旧屯所)	23.00
	消防屯所 (1-6-1) (旧屯所)	9.00
	消防屯所 (1-7-4)	8.26
子育て支援施設	ひまわり保育所	309.37
学校教育系施設	本郷スクールバス車庫	148.95
	旧会津本郷給食センター	265.62
スポーツ・レクリエーション施設	蓋沼森林公園緑陰交流施設	25.6
その他施設	旧東尾岐小学校	847
	会津本郷町役場車庫	44.62
	旧東尾岐小学校プール付属室	36
	旧本郷第一小学校 校舎	2,749
	旧本郷第一小学校 校舎	480
	旧本郷第一小学校屋内運動場	807
	旧本郷第一小学校陶芸窯場	19.44
	旧本郷第一小学校プール更衣室	40
	旧本郷第一小学校物置	38
	旧本郷第一小学校物置	47
	旧本郷第一小学校物置	49
旧本郷第一小学校物置	7	
合計	計 86 棟	11,374.2

表 3.4.3 施設の売却により縮減した施設・建物（平成 28 年度～令和 2 年度）

施設用途	施設名	棟名	延床面積 (㎡)	売却年度
スポーツ・ レクリエーション施設	本郷温泉「湯陶里」	本郷温泉「湯陶里」	917.6	令和 2 年度 (2020 年度)
		本郷温泉「湯陶里」 自動車車庫	17.3	
合 計		計 2 棟	934.9	

2) 新たに建設した建物

総合管理計画の策定後、平成 28 年度から令和 2 年度までに新築・建替えた建築系公共施設は次のとおりです。

表 3.4.4 新たに建設した施設・建物（平成 28 年度～令和 2 年度）

施設用途	施設名	棟名	延床面積 (㎡)	建築年度
行政関連施設	会津美里町役場及び 複合文化施設	庁舎・複合文化施設棟	5,928.7	平成 30 年度 (2018 年度)
		車庫棟	373.2	〃
		駐輪場棟	13.3	〃
		喫煙棟	7.8	〃
	消防屯所（第 6 分団）	消防屯所（1-6-1）	56.31	平成 30 年度 (2018 年度)
合 計		計 5 棟	6,379.3	

(2) 施設保有量の推移

平成28年度から令和2年度までにおける本町の施設保有量の推移は、下記のとおりです。5年間のうちに、延床面積で5,929.7㎡、延床面積比で4.5%の施設保有量を縮減しています。

表 3.4.5 施設（建物）保有量の推移

施設用途	H28年度保有量			R2年度保有量			H28→R2年度差分		
	棟数	延床面積(㎡)	割合(%)	棟数	延床面積(㎡)	割合(%)	棟数	延床面積(㎡)	縮減率(%)
公 営 住 宅	174	27,808.0	21.1	114	24,954.8	19.8	-60	-2,853.2	-10.3
行 政 関 連 施 設	121	14,922.2	11.3	113	17,908.8	14.2	-8	2,986.6	20.0
子 育 て 支 援 施 設	10	5,487.4	4.2	9	5,178.0	4.1	-1	-309.4	-5.6
学 校 教 育 系 施 設	44	37,433.6	28.4	42	37,019.0	29.4	-2	-414.6	-1.1
社 会 教 育 系 施 設	22	7,876.5	6.0	22	7,876.5	6.3	0	0.0	0.0
ス ポ ー ツ ・ レ ク リ ー シ ョ ン 施 設	73	16,954.7	12.9	70	15,994.3	12.7	-3	-960.4	-5.7
保 健 ・ 福 祉 施 設	6	5,155.3	3.9	6	5,155.3	4.1	0	0.0	0.0
文 化 系 施 設	9	1,292.5	1.0	9	1,292.5	1.0	0	0.0	0.0
そ の 他 施 設	62	14,970.6	11.3	53	10,591.8	8.4	-9	-4,378.8	-29.2
総 計	521	131,900.7	100.0	438	125,971.0	100.0	-83	-5,929.7	-4.5

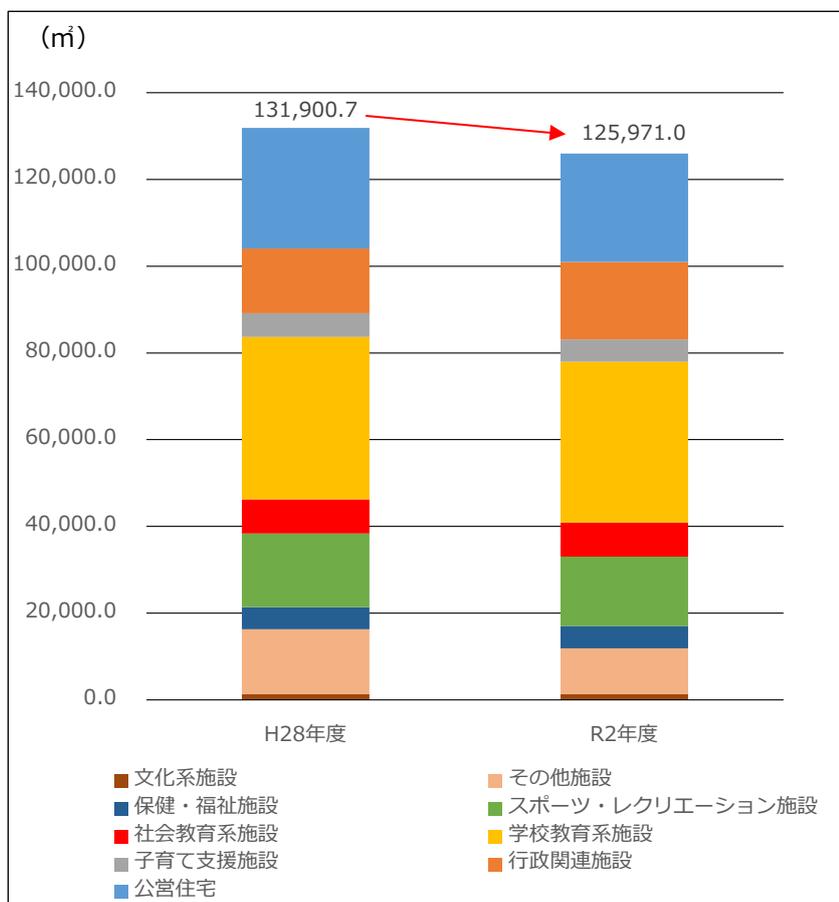


図 3.4.1 施設保有量の推移

(3) 有形固定資産（建物）減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、償却資産の取得価格に対する減価償却額の累計額の比率のことで、資産老朽化比率とも言われます。この値が増えるほど、法定耐用年数に近づいていることになり、老朽化を示す指標の一つとして位置付けられています。

次に、本町の固定資産台帳より集計した有形固定資産減価償却率の推移を示します。

表 3.4.6 有形固定資産（建物）減価償却率の推移

施設用途	有形固定資産減価償却率 (%)				
	H28	H29	H30	R1	R2
公営住宅	54.9	55.5	56.3	57.0	57.9
行政関連施設	49.5	50.5	22.6	24.8	27.2
子育て支援施設	57.2	58.6	60.0	61.5	63.0
学校教育系施設	43.6	45.2	45.2	43.9	46.0
社会教育系施設	64.3	65.9	67.1	67.5	69.1
スポーツ・レクリエーション施設	48.5	50.3	51.6	51.4	53.3
保健・福祉施設	39.6	41.3	42.9	44.7	46.5
文化系施設	53.2	54.4	53.5	54.3	55.1
その他施設	74.0	76.4	75.3	76.1	77.0
全施設	52.8	54.4	48.7	49.0	50.7

表で黄色く着色した公営住宅、子育て支援施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション施設、文化系施設、その他施設は、全施設における減価償却率より大きな値となっており、老朽化の進行が見込まれます。

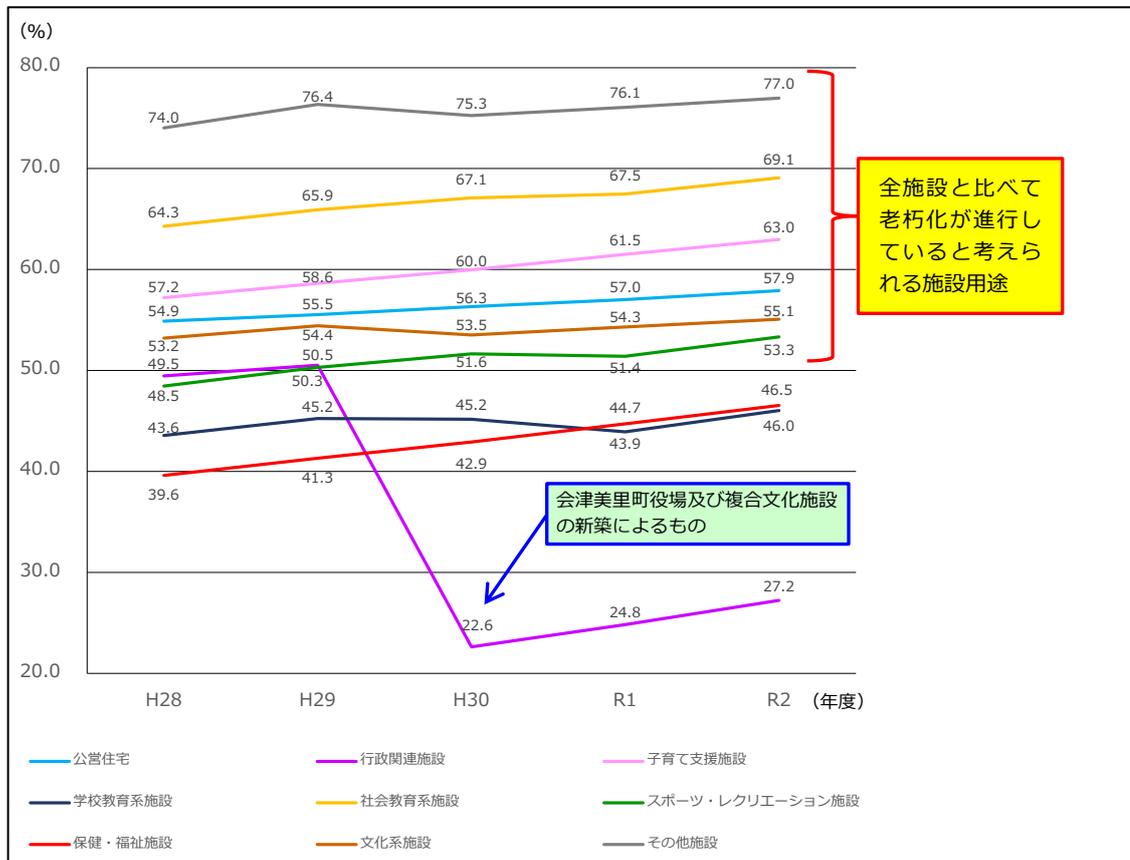


図 3.4.2 有形固定資産（建物）減価償却率の推移

第4章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

1. 公共施設等の投資的経費の内訳

本町の決算統計によると、令和2年度における公共施設等全体に係る投資的経費は約19.0億円になっています。なお、直近5年間における平均額は約20.6億円になっています。

(1) 公共施設（建物）の投資的経費の状況

公共施設（建物）における投資的経費は、令和2年度は約9.3億円で、既存更新分より新規整備分に多く割当てられています。また、直近5年間の平均では、1年当たり約11.8億円で推移しています。

今後、40年から50年間で建物の更新時期を迎えることから、投資的経費が増加することが見込まれます。

(2) インフラ施設の投資的経費の状況

インフラ施設における投資的経費は、令和2年度は約9.8億円で、ほぼ既存更新分に割当てられています。また、直近5年間の平均では、1年当たり約8.8億円で推移しています。

表 4.1.1 公共施設等における投資的経費の推移 (千円)

年度 施設種別	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年	5年間の平均
1. 建物						
既存更新分	68,133	64,784	360,024	949,822	389,796	366,512
新規整備分	1,387,016	0	2,114,919	11,512	535,476	809,785
用地取得分	0	0	0	0	0	0
建物合計	1,455,149	64,784	2,474,943	961,334	925,272	1,176,296
2. インフラ						
①道路関係						
既存更新分	150,626	111,696	149,322	204,292	240,443	171,276
新規整備分	16,019	22,729	36,383	16,500	19,003	22,127
用地取得分	0	0	0	11,228	4,533	3,152
道路合計	166,645	134,425	185,705	232,020	263,979	196,555
②橋梁関係						
既存更新分	0	0	0	26,419	40,706	13,425
新規整備分	0	0	0	0	0	0
用地取得分	0	0	0	0	0	0
橋梁合計	0	0	0	26,419	40,706	13,425
③上水道関係						
既存更新分	199,766	217,304	199,113	210,782	243,203	214,034
新規整備分	0	0	0	0	0	0
用地取得分	0	0	0	0	0	0
上水道合計	199,766	217,304	199,113	210,782	243,203	214,034
④下水道関係						
既存更新分	476,962	453,483	467,825	455,431	428,845	456,509
新規整備分	0	0	0	0	0	0
用地取得分	0	0	0	0	0	0
下水道合計	476,962	453,483	467,825	455,431	428,845	456,509
インフラ合計	843,373	805,212	852,643	924,652	976,733	880,523
上記公共施設等に係る投資的経費 合計	2,298,522	869,996	3,327,586	1,885,986	1,902,005	2,056,819

資料 平成28年度～令和2年度会津美里町決算統計

2. 中長期的な経費の見込み額の算出方法について

本計画での中長期的な経費の見込み額の算出にあたっては、文部科学省が公表している「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(平成 29 年 3 月)」(以下、「解説書」という。)及び同解説書に付属する中長期的な経費の見込み額を算出する「解説書付属ソフト」により、建築物に係る中長期的な経費の見込み額を算出しました。

解説書付属ソフトでは、建物を建築後 50 年間使用する前提の「従来型」と 80 年間使用する前提の「長寿命化型」と呼ばれる 2 種類の中長期的な経費の見込み額を算出することができます。「会津美里町学校施設長寿命化計画(個別施設計画)」及び「会津美里町公共施設長寿命化計画(個別施設計画)」では、それぞれの費用算出方法に加え、長寿命化型の算出結果に対して、将来の建物の方針や今後 10 年間における事業予算を見込んだ「施設適正化型」により算出しています。

本計画では、公共施設のみではなく、インフラ施設の中長期的な経費の見込み額についても算出しています。インフラ施設についても、長寿命化修繕計画等を策定している場合もありますが、上記公共施設のように 3 パターンによる算出は行っていません。

そこで、本計画では、従来型や計画前(対症療法型)による算出パターンを「耐用年数で単純更新する場合」、施設適正化型や計画適用後によるパターンを「長寿命化等の対策を講ずる場合」とそれぞれ定義し、この 2 パターンにより中長期的な経費の見込み額を整理した上で、長寿命化等対策による経費の削減効果を算出します。

対象施設と各種個別施設計画における上記 2 パターンの関係性を、下記に示します。

表 4.2.1 各種個別施設計画と中長期的な経費の見込み額算出パターン

施設分類	対象とする個別施設計画	中長期的な経費の見込み額算出方法			
		耐用年数で単純更新する場合(従来型、計画前、対症療法型による算出)	長寿命化等の対策を講ずる場合(施設適正化型、計画後、予防保全型による算出)		
建築系公共施設	学校教育系施設	学校施設長寿命化計画(個別施設計画)	従来型	施設適正化型	
	その他建築系施設※1	公共施設長寿命化計画(個別施設計画)	従来型	施設適正化型	
	公営住宅	公営住宅長寿命化計画	公共施設長寿命化計画(個別施設計画)の考え方に準じ、従来型で算出	公共施設長寿命化計画(個別施設計画)の考え方に準じ、施設適正化型で算出	
土木系公共施設	町道	舗装	-	平成 26 年当時に総務省が示したコスト算出方法	道路施設に実際にかかっている、過去のコスト平均額を適用
		橋梁	会津美里町橋梁長寿命化修繕計画更新(第 2 期計画)	事後保全型維持管理類型コスト	予防保全型維持管理類型コスト
		トンネル	会津美里町トンネル長寿命化修繕計画	点検のみのため、更新に係る具体的な計上は行わない	点検のみのため、更新に係る具体的な計上は行わない
	上水道施設	-	平成 26 年当時に総務省が示したコスト算出方法	上水道施設に実際にかかっている、過去のコスト平均額を適用	
	下水道施設等	公共下水道事業	-	平成 26 年当時に総務省が示したコスト算出方法	下水道施設等に実際にかかっている、過去のコスト平均額を適用
		特定環境保全公共下水道事業	-	平成 26 年当時に総務省が示したコスト算出方法	
		農業集落排水事業	-	平成 26 年当時に総務省が示したコスト算出方法	
個別合併処理浄化槽事業		-	更新は考慮しない		

※ 1 : 学校教育系施設及び公営住宅、インフラ施設の建物等を除く建築系公共施設を「その他建築系施設」と定義します。

3. 建築系公共施設の過去の施設関連経費

本町の建築系公共施設における過去の施設関連経費は、次のとおりです。過去の歳出実績における建築系公共施設の維持・更新コストは、1年間当たり約8.0億円の施設関連経費となっています。

表 4.3.1 建築系公共施設における過去の施設関連経費の内訳 (千円)

費用内訳	対象施設（建築系公共施設）			合計	年平均
	学校教育系施設	その他建築系施設	公営住宅		
施設整備費	1,566,436	177,496	2,970	1,746,902	349,380
その他施設整備費	0	34,179	0	34,179	6,836
維持修繕費	247,910	501,476	28,476	777,863	155,573
光熱水費・委託費	282,318	1,175,197	625	1,458,140	291,628
合計	2,096,665	1,888,348	32,071	4,017,084	803,417

※学校教育系施設、その他建築系施設は、個別施設計画策定時に平成28年度から平成30年度までの施設関連経費を調査し、その平均を平成27年度と令和元年度の額とした場合の5年間の金額

※公営住宅は、公営住宅長寿命化計画から費用を読み取り、1年間の平均を費用内訳に割当てた金額。

この施設関連経費は、学校施設及び公共施設長寿命化計画（個別施設計画）において、公共施設における中長期的な経費の見込み額との比較を行い、本町の財政事情に対して、将来における建物の維持・更新に係るコストを算出し比較するための指標として用いています。

4. 耐用年数で単純更新する場合による今後の維持・更新コスト

(1) 建築系公共施設の今後の維持更新コスト（耐用年数で単純更新する場合）

ア) 「耐用年数で単純更新する場合」による算出方法の考え方

学校施設長寿命化計画、公共施設長寿命化計画にも記載しているとおり、従来型（耐用年数で単純更新する場合）における今後の維持・更新コスト算出の考え方は、次のとおりです。

- ・改築周期：建築後 50 年で、現状の延床面積を維持したまま改築します。また、工事費は 2 年間に均等配分します。
- ・改築単価：建物の種類に関係なく、330,000 円/㎡とします。
- ・大規模改造周期：20 年目と 40 年目に、現状の延床面積に対し単年度で工事を実施します。20 年以上経過した建物は 40 年目のみ計上します。
- ・大規模改造単価：建物の種類に関係なく、82,500 円/㎡（改築単価の 25%）とします。

【従来型コスト算出イメージ図】

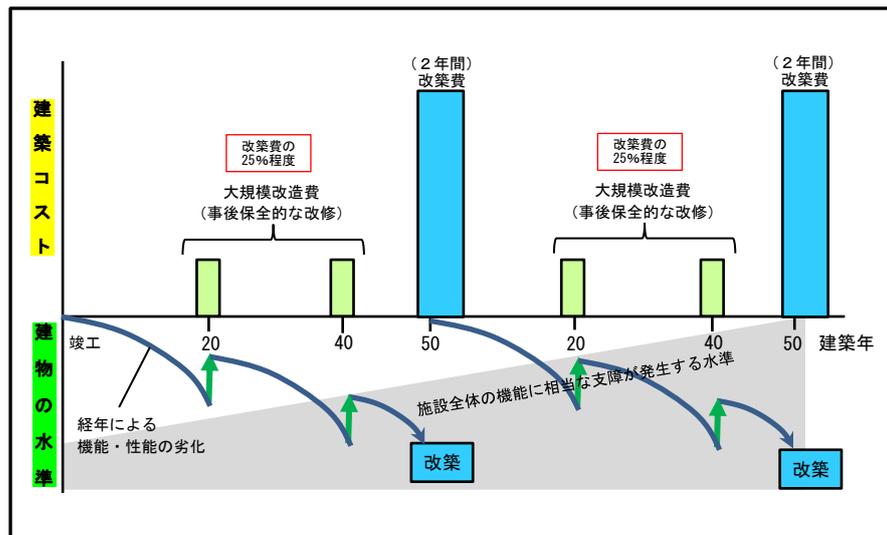


図 4.4.1 従来型コスト算出の考え方

資料 文部科学省：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書

イ) 今後の維持・更新コスト（耐用年数で単純更新する場合）

従来型（耐用年数で単純更新する場合）によるコスト算出を行った結果、令和3年から40年間のうちに、約699.5億円（1年当たり約17.5億円）の維持・更新コストが必要になると見込まれます。これは、過去の施設関連経費から想定した1年当たりの施設関連経費（約8.0億円）の2.2倍に相当します。

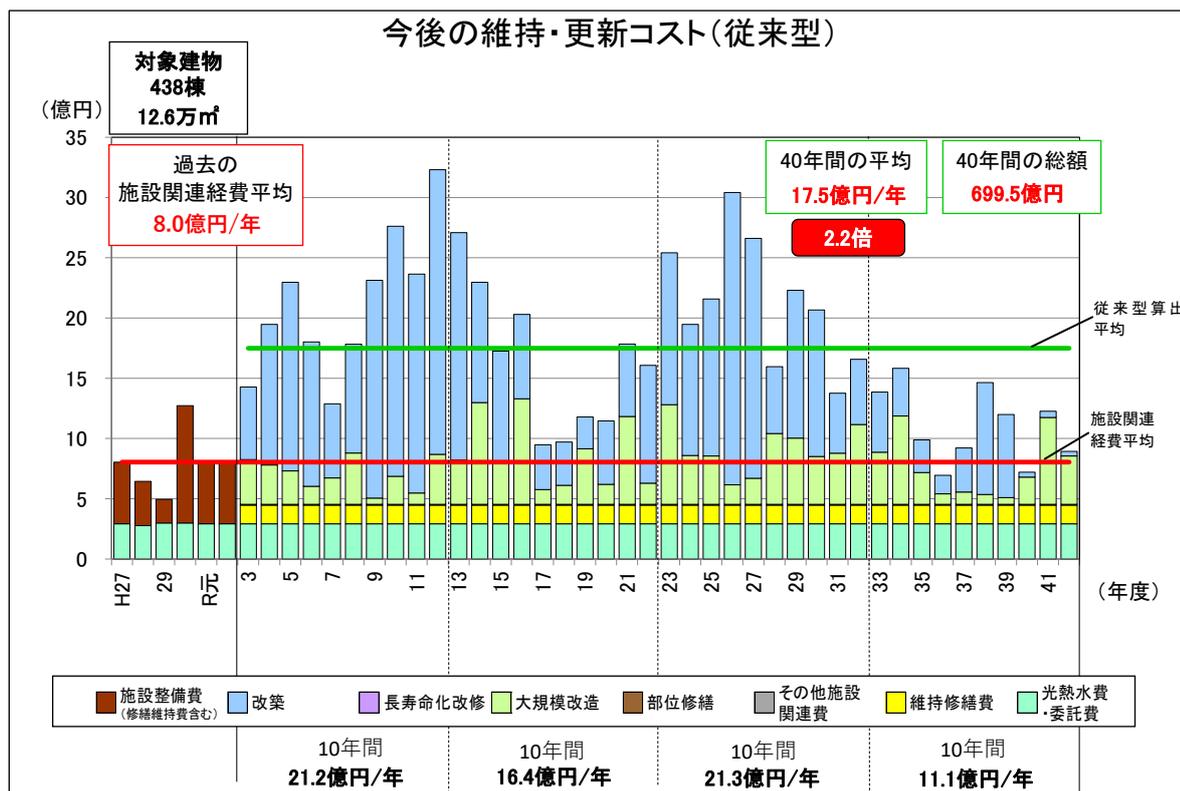


図 4.4.2 今後の維持更新コスト（従来型＝耐用年数で単純更新する場合）

※10年間毎の平均は100万円単位を四捨五入しています。

表 4.4.1 中長期的な経費の見込み額（従来型＝耐用年数で単純更新する場合）（千円）

費用内訳	対象施設（建築系公共施設）			合計
	学校教育系施設	その他建築系施設	公営住宅	
改築	9,585,840	20,691,235	6,987,348	37,264,423
長寿命化改修	0	0	0	0
大規模改造	4,176,315	7,989,730	2,354,619	14,520,664
その他施設関連費	0	273,435	0	273,435
維持修繕費	1,983,278	4,011,811	227,811	6,222,900
光熱水費・委託費	2,258,548	9,401,573	5,000	11,665,121
合計	18,003,981	42,367,784	9,574,778	69,946,543

(2) 土木系公共施設の今後の維持更新コスト（耐用年数で単純更新する場合）

ア) 土木系公共施設（インフラ施設）の更新の考え方

インフラ施設において、耐用年数で単純更新する場合の維持更新コストを各種個別施設計画で算出している場合は、その計画における算出結果を適用します。

各種個別施設計画において、同コストの算出が行われていない場合は、総務省「資料：総務省「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成 23 年 3 月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成 26 年 3 月）」に準拠して算出します。

1) 道路（舗装）

道路の更新費用は、路線ごとに整備するものではなく、区間ごとに整備されるため、年度別に把握するのは困難であることから、現在の総面積に対し算出しました。

①道路の耐用年数

舗装の一般的な供用寿命の 12 年から 20 年のそれぞれの年数を踏まえ、全整備面積を道路舗装部の耐用年数 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定しています。

② 道路（舗装）の更新単価の設定

道路（舗装）の更新単価は、「道路統計年報 2009」（全国道路利用者会議）で示される平成 19 年度の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で割って算出されたものから設定しています。

なお、物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

表 4.4.2 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路（舗装）	一般道路の舗装	4,700 円/m ²

2) 橋梁

橋梁は、「会津美里町橋梁長寿命化修繕計画（令和 2 年 3 月）」が策定されており、この中で「従来型管理」による維持管理費が算出されています。よって、この算出額を、橋梁における耐用年数で単純更新する場合の維持更新コストとして適用します。

従来型管理とは、重大な損傷が発見されるまで修繕を行わない対症療法的な管理を行う場合の管理シナリオを言います。

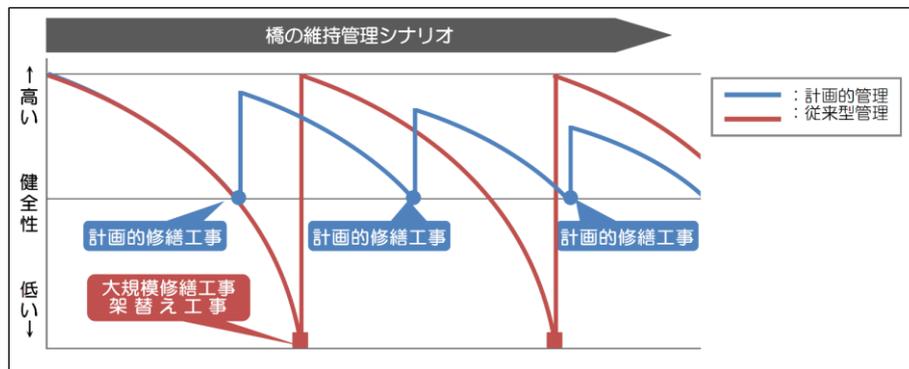


図 4.4.3 橋の維持管理シナリオ

※資料：会津美里町橋梁長寿命化修繕計画より

3) 上水道施設

① 上水道施設（管路）の更新

上水道施設（管路）は、整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定しています。

上水処理施設の建物部分及びプラント部分の耐用年数については、公共施設の更新年数と同じ40年に更新すると仮定しています。

② 上水道施設（管路）の更新単価の設定

上水道施設の更新単価は、導水管及び送水管、配水管に分類して、管口径別に単価を設定します。

なお、物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

表 4.4.3 上水道施設の更新単価

分類	対象施設	単価
上水道施設（管路） 導水管及び送水管	300 mm未満	100,000 円/m
	300～500 mm	114,000 円/m
上水道施設（管路） 配水管	50 mm未満	97,000 円/m
	50～75 mm未満	97,000 円/m
	75～100 mm未満	97,000 円/m
	100～125 mm未満	97,000 円/m
	125～150 mm未満	97,000 円/m
	150～200 mm未満	100,000 円/m
	200～250 mm未満	103,000 円/m
	250～300 mm未満	106,000 円/m
	300～350 mm未満	111,000 円/m
	350～400 mm未満	121,000 円/m

4) 下水道等施設

① 下水道等施設（管路）の更新

下水道等施設（管路）は、延長距離の総量のみが把握できる場合は、全整備延長を法定耐用年数の50年で割った延長を1年間で更新していくと仮定します。

下水処理施設の建物部分及びプラント部分の耐用年数については、公共施設の更新年数と同じ50年に更新すると仮定しています。

② 下水道等施設（管路）の更新単価の設定

下水道等施設（管路）の更新単価は、総延長に対する更新単価、管種別更新単価及び管口径別更新単価により設定します。

なお、物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

表 4.4.4 下水道等施設（管路）の管種別更新単価

分類	対象施設	単価
下水道等施設（管路） 管種別	コンクリート管・塩化ビニル管等（更生工法を前提）	124,000 円/m
	更生管（布設替えを前提）	134,000 円/m

表 4.4.5 下水道等施設（管路）の管口径別更新単価

分類	対象施設	単価
下水道等施設（管路） 管口径別	250 mm以下	61,000 円/m
	251～500 mm以下	116,000 円/m
	501～1000 mm以下	295,000 円/m

イ) 今後の維持更新コスト（耐用年数で単純更新する場合）

1) 道路（舗装）

○直近5年間の投資的経費：年平均 1.97 億円（令和2年度までの5年間の平均）

○年更新費用：6.3 億円（40年間総額 254.0 億円／40年間）

○ 年平均＝ 1.97 億円 － 6.3 億円＝ -4.33 億円

これまで実際に支出してきた維持更新費を今後も維持できると仮定した場合、今後、公共施設の維持更新に年間当たり、約 4.3 億円の不足が見込まれます。

2) 橋梁

○直近5年間の投資的経費：年平均 0.13 億円（令和2年度までの5年間の平均）

○年更新費用： 1.0 億円（40年間総額 42.0 億円／40年間）

○ 年平均＝ 0.13 億円 － 1.0 億円＝ -0.87 億円

これまで実際に支出してきた維持更新費を今後も維持できると仮定した場合、今後、公共施設の維持更新に年間当たり、約 0.9 億円の不足が見込まれます。

3) 上水道施設

○直近5年間の投資的経費：年平均 2.14 億円（令和2年度までの5年間の平均）

○年更新費用：5.1 億円（40年間総額 205.0 億円／40年間）

○ 年平均＝ 2.14 億円 － 5.1 億円＝ -2.96 億円

これまで実際に支出してきた維持更新費を今後も維持できると仮定した場合、今後、公共施設の維持更新に年間当たり、約 3.0 億円の不足が見込まれます。

4) 下水道等施設

○直近5年間の投資的経費：年平均 4.57 億円（令和2年度までの5年間の平均）

○年更新費用： 1.5 億円（40年間総額 59.9 億円／40年間）

○ 年平均＝ 4.57 億円 － 1.5 億円＝ 3.07 億円

これまで実際に支出してきた維持更新費を今後も維持できると仮定した場合、今後、公共施設の維持更新に年間当たり、約 3.1 億円の余剰が見込まれます。

ウ) インフラ施設全体の改修・更新に係る将来費用の算出（耐用年数で単純更新する場合）

今後 40 年間で、インフラ施設の改修・更新に係る費用は約 560.8 億円と推計され、年間（年平均）に係る費用は約 14.0 億円と見込まれます。

インフラ施設も建築系公共施設と同様に、更新費用を縮減、平準化することが必要です。次に、本町のインフラ施設の将来費用の状況について、改修・更新等に係る将来費用の算出結果を示します。

表 4.4.6 今後 40 年間でインフラ施設の改修・更新等に係る費用（耐用年数で単純更新する場合）（億円）

項目名	当初 10 年間 R3~R12	11~20 年目 R13~R22	21~30 年目 R23~R32	31~40 年目 R33~R42	合計	年平均
道路（舗装）	63.5	63.5	63.5	63.5	254.0	6.3
橋梁	2.3	8.4	7.9	23.4	42.0	1.0
上水道施設	76.0	83.5	36.7	8.8	205.0	5.1
下水道等施設	0.0	0.0	10.8	49.1	59.9	1.5
合計	141.8	155.4	118.8	144.8	560.8	14.0

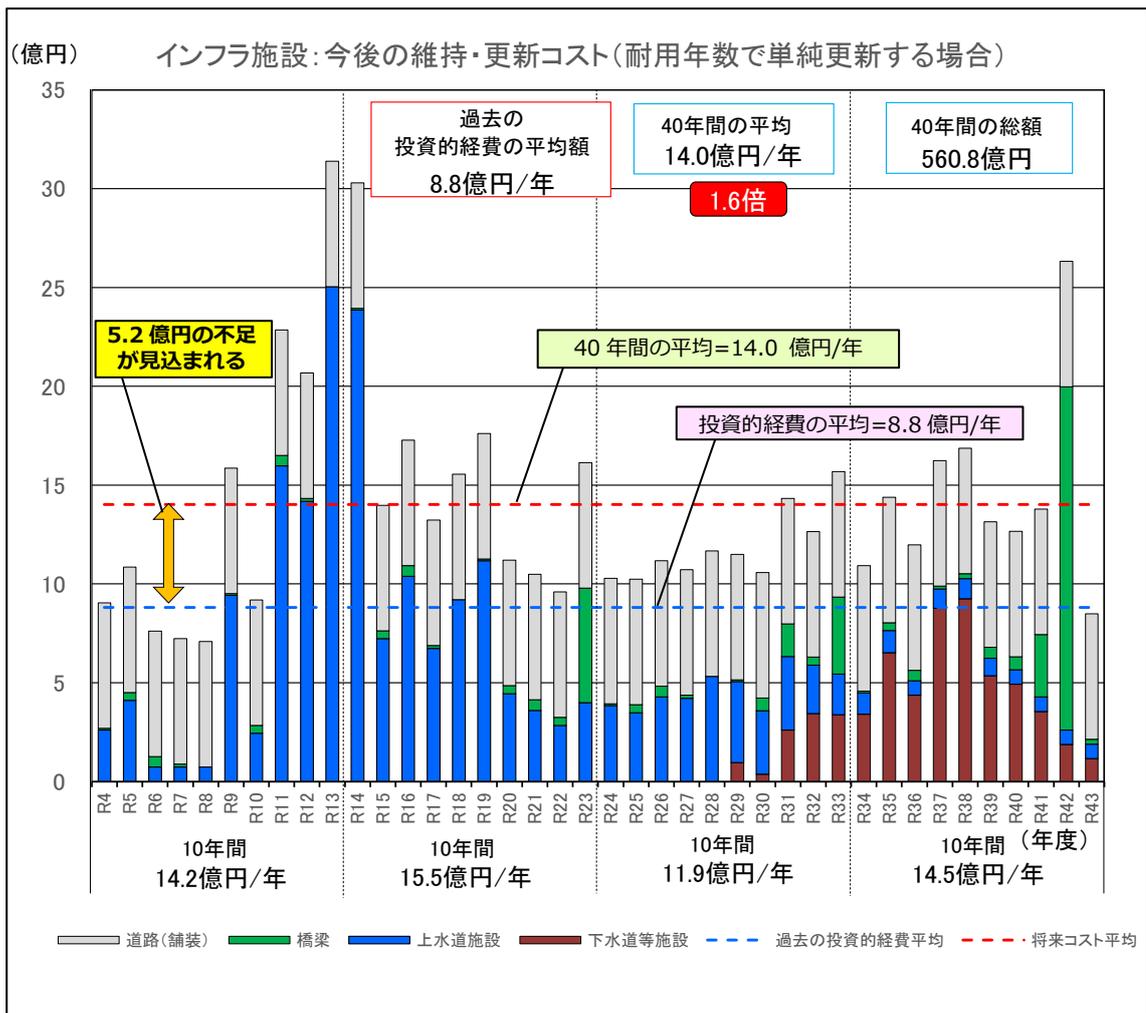


図 4.4.4 耐用年数で単純更新する場合の将来費用（インフラ施設）

5. 長寿命化等の対策を講ずる場合による今後の維持・更新コスト

(1) 建築系公共施設の今後の維持更新コスト（長寿命化等の対策を講ずる場合）

施設適正化型は、一旦、解説書における長寿命化型の考え方で算出した上で、今後の10年間にわたる施設整備計画や、施設の新設や統廃合・除却等の方針を踏まえた形態で、今後の維持更新コストを算出します。

ア) 今後の維持・更新コスト（長寿命化型）の考え方

今後の維持・更新コストの（長寿命化型）の考え方は次のとおりです。

- ・改築：建築後80年後まで建物を使用し、改築するものとします。
- ・改築単価：施設用途別に定義された、総合管理計画の建替え単価に準じます。
- ・長寿命化改修：建築後40年目に、現状の延床面積で改修を実施し、2年間に工事費を均等配分するものとします。
- ・長寿命化改修単価：施設用途別に定義された長寿命化改修単価（改築単価の概ね60%）とします。
- ・大規模改造：建築後20年目と60年目に、現状の延床面積により単年度で工事を実施するものとします。
- ・大規模改造単価：改築単価の25%とします。
- ・部位修繕 劣化状況評価「C」：今後10年以内に部位修繕を実施します。
劣化状況評価「D」：今後5年以内に部位修繕を実施します。
- ・部位修繕単価：施設用途別かつ部位ごとに定められた、改築単価の3.5%から5.6%とします。
（改築・長寿命化改修・大規模改造を今後10年以内に実施する場合は除きます。）

※「試算上の区分」の設定が「改築」の場合は、改築等周期は従来型算出の周期と同じ条件です。

【長寿命化型コスト算出イメージ図】

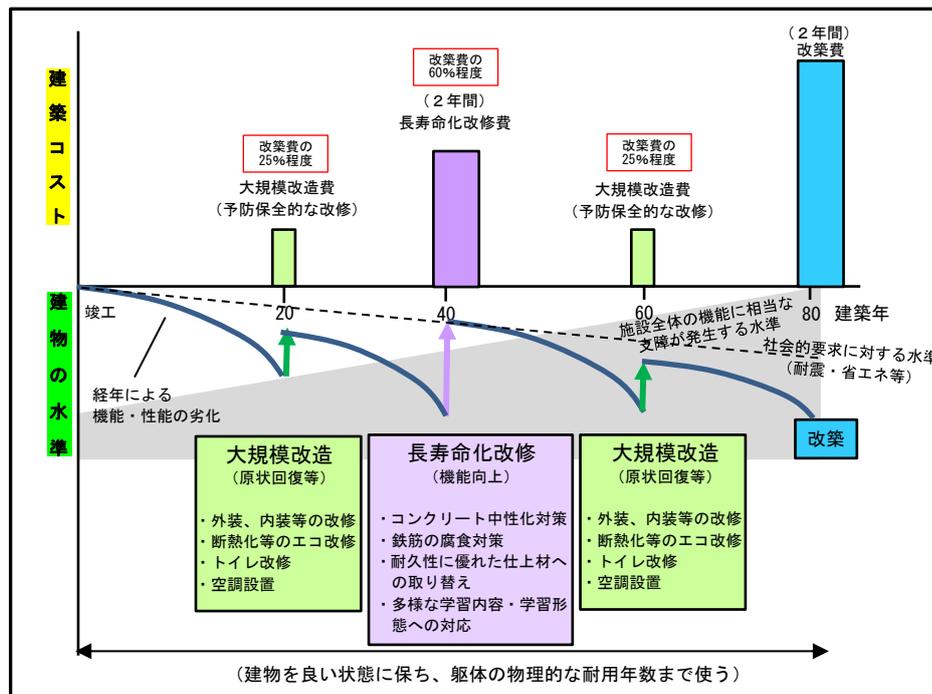


図 4.5.1 長寿命化型コスト算出の考え方

資料 文部科学省：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書

イ) 施設用途別の改築・修繕等の単価について

長寿命化型の算出でを使用した、施設用途別の改築・修繕等単価表は、次のとおりになります。

表 4.5.1 施設用途別改築・修繕等単価表 (円/m²)

	改築	長寿命化改修	大規模改造	屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	電気設備	機械設備
公営住宅	280,000	170,000	70,000	9,800	14,280	15,680	11,200	10,360
	改築単価に対する割合		25.0%	3.5%	5.1%	5.6%	4.0%	3.7%
行政関連施設 1 (庁舎施設等)	400,000	250,000	100,000	14,000	20,400	22,400	16,000	14,800
	改築単価に対する割合		25.0%	3.5%	5.1%	5.6%	4.0%	3.7%
行政関連施設 2 (消防屯所等)	330,000	200,000	82,500	11,550	16,830	18,480	13,200	12,210
	改築単価に対する割合		25.0%	3.5%	5.1%	5.6%	4.0%	3.7%
子育て支援施設	330,000	170,000	82,500	11,550	16,830	18,480	13,200	12,210
	改築単価に対する割合		25.0%	3.5%	5.1%	5.6%	4.0%	3.7%
学校教育系施設	330,000	170,000	82,500	11,550	16,830	18,480	13,200	12,210
	改築単価に対する割合		25.0%	3.5%	5.1%	5.6%	4.0%	3.7%
社会教育系施設	400,000	250,000	100,000	14,000	20,400	22,400	16,000	14,800
	改築単価に対する割合		25.0%	3.5%	5.1%	5.6%	4.0%	3.7%
スポーツ・レクリ エーション系施設	360,000	200,000	90,000	12,600	18,360	20,160	14,400	13,320
	改築単価に対する割合		25.0%	3.5%	5.1%	5.6%	4.0%	3.7%
保健・福祉施設	360,000	200,000	90,000	12,600	18,360	20,160	14,400	13,320
	改築単価に対する割合		25.0%	3.5%	5.1%	5.6%	4.0%	3.7%
文化系施設	400,000	250,000	100,000	14,000	20,400	22,400	16,000	14,800
	改築単価に対する割合		25.0%	3.5%	5.1%	5.6%	4.0%	3.7%
その他施設	330,000	170,000	82,500	11,550	16,830	18,480	13,200	12,210
	改築単価に対する割合		25.0%	3.5%	5.1%	5.6%	4.0%	3.7%

改築単価は、本計画策定時の建替え単価（総務省ソフトの仕様）と同じです。長寿命化改修単価は、総務省ソフトの仕様における大規模改修費の単価（改築費用の約 60%）を適用しています。

ウ) 長寿命化等の対策を講ずる場合（施設適正化型）による今後の維持・更新コスト

本計画においては、建物の長寿命化を図りつつ、本町における施設の将来方針（統廃合や解体等）に基づき「会津美里町公共施設長寿命化計画（個別施設計画）」の内容を反映した「施設適正化型」により算出し、なるべく現実的なコスト算出を実施しています。

「施設適正化型」による将来コストの見通しでは、今後 40 年間に約 513.6 億円（1 年当たり約 12.8 億円）の維持・更新コストが必要になると算出されます。これは、1 年当たりの施設関連経費（約 8.0 億円）の約 1.6 倍に相当します。

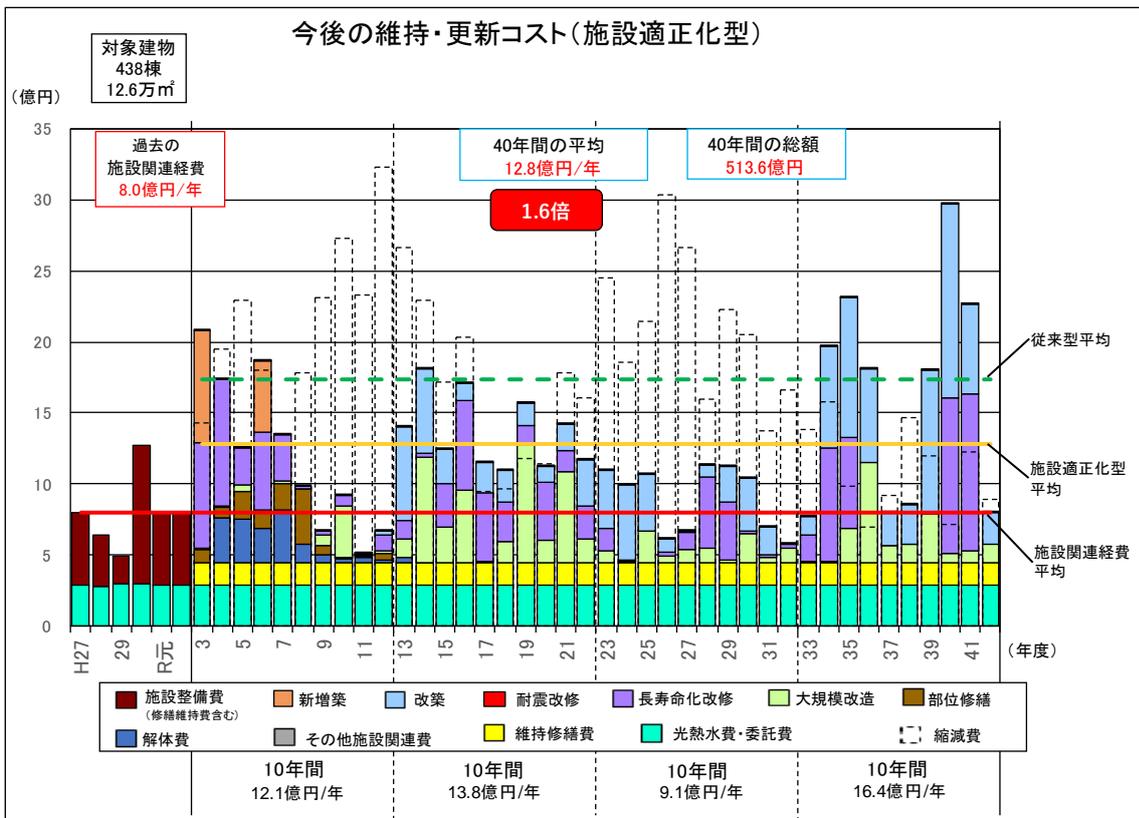


図 4.5.2 今後の維持・更新コスト（施設適正化型＝長寿命化等の対策を講ずる場合）

工) 建物の更新時期の見通し

本町の将来費用の見通しは、建替えや大規模改修を迎える施設が増えることが予想され、本計画における中長期的な経費の見込み額の算出期間（今後40年間）における公共施設に係る維持管理・更新費用の総額は、現状保有量を維持していく場合は、増加の一途にあるといえます。

下図の赤枠内に含まれる建物は、40年後までには建築後60年を迎えることになるため、長寿命化等の対策を行わない場合には、今後40年間のうちに更新時期を迎える可能性が大きな建物といえます。ほとんどの建物がこれに該当することになります。

「①更新時期（築50年～）」に該当する建物は、これまで長寿命化対策等は行ってこなかったため、既に更新時期を迎えている可能性が大きな建物になります。

「②更新時期のピーク（第一期）」、「③更新時期のピーク（第二期）」に該当する建物は、同時期に建設された建物の総延床面積が突出しており、特に更新費用が膨らむことが予想されます。この時期の建物は、特に長寿命化改修や大規模改修等対策に注力して建物の寿命を延ばすことで建替えの時期をずらし、建替え時期の集中を抑えることで更新費用の平準化を目指す必要があります。

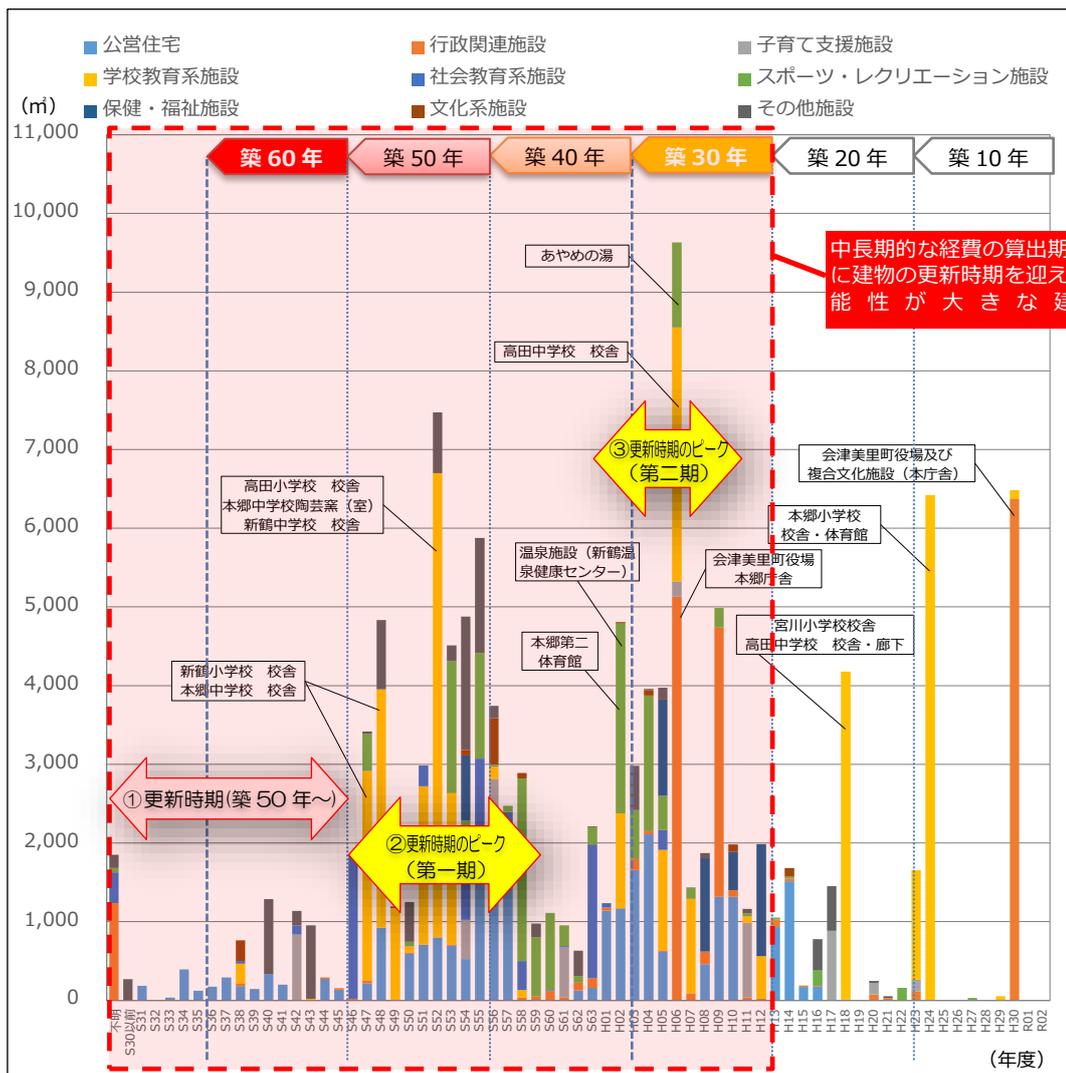


図 4.5.3 更新時期のピークの見通し

(2) 土木系公共施設の今後の維持更新コスト（長寿命化等の対策を講ずる場合）

ア) 土木系公共施設（インフラ施設）の更新の考え方

インフラ施設において、長寿命化等の対策を講ずる場合における今後の維持更新コストは、各種個別施設計画で算出している場合は、本計画の算出には各種個別施設計画の算出結果を適用します。

各種個別施設計画の策定により、将来コストの算出や財政計画等に連動した予算計上が行われていない場合は、過去の投資的経費の平均額を今後も充当していくものとし、長寿命化の対策を講ずる場合の将来コストとして過去の投資的経費の平均額を計上します。

1) 道路（舗装）

道路（舗装）の長寿命化修繕計画は策定されていないため、過去の投資的経費の平均額「1.97 億円」を、今後毎年度見込んで計上します。

2) 橋梁

橋梁は、「会津美里町橋梁長寿命化修繕計画（令和2年3月）」が策定されており、この中で「計画的管理Ⅰ」による維持管理費が算出されています。よって、この算出額を、橋梁における長寿命化等の対策を講ずる場合の今後の維持更新コストとして適用します。

計画的管理Ⅰとは、橋梁の損傷度が比較的軽微な段階で予防保全的に補修を行う場合の管理シナリオを言います。

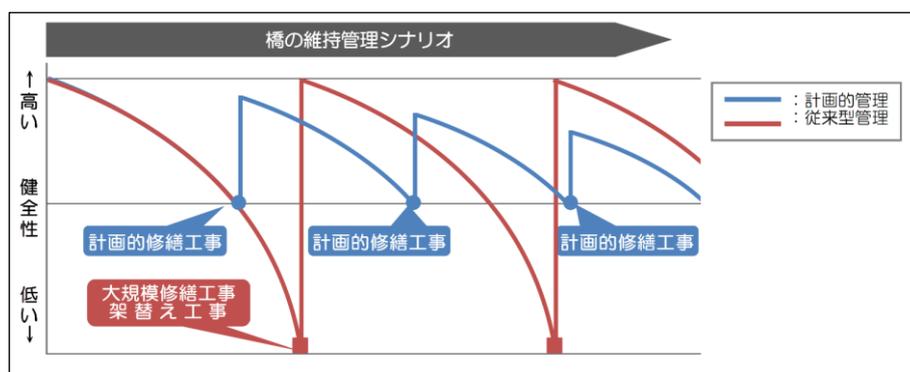


図 4.5.4 橋の維持管理シナリオ

※資料：会津美里町橋梁長寿命化修繕計画より

3) 上水道施設

上水道施設の長寿命化修繕計画は策定されていないため、過去の投資的経費の平均額「2.14 億円」を、今後毎年度見込んで計上します。

4) 下水道等施設

下水道等施設の長寿命化修繕計画は策定されていないため、過去の投資的経費の平均額「4.57 億円」を、今後毎年度見込んで計上します。

イ) インフラ施設全体の改修・更新に係る将来費用の内訳（長寿命化等の対策を講ずる場合）

今後 40 年間に、インフラ施設の改修・更新に係る費用は、約 413.3 億円と推計され、年間（年平均）に係る費用は約 10.3 億円と想定されます。

インフラ施設も建築系公共施設と同様に、更新費用を縮減、平準化を目指す必要があります。

次に、本町のインフラ施設の将来費用の状況について、改修・更新等に係る将来費用の算出結果を示します。

表 4.5.2 今後 40 年間にインフラ施設の改修・更新等に係る費用(長寿命化等の対策を講ずる場合) (億円)

項目名	当初 10 年間 R3~R12	11~20 年目 R13~R22	21~30 年目 R23~R32	31~40 年目 R33~R42	合計	年平均
道路（舗装）	19.7	19.7	19.7	19.7	78.8	2.0
橋梁	35.4	4.7	3.9	22.2	66.3	1.7
上水道施設	21.4	21.4	21.4	21.4	85.6	2.1
下水道等施設	45.7	45.7	45.7	45.7	182.6	4.6
合計	122.2	91.5	90.7	108.9	413.3	10.3

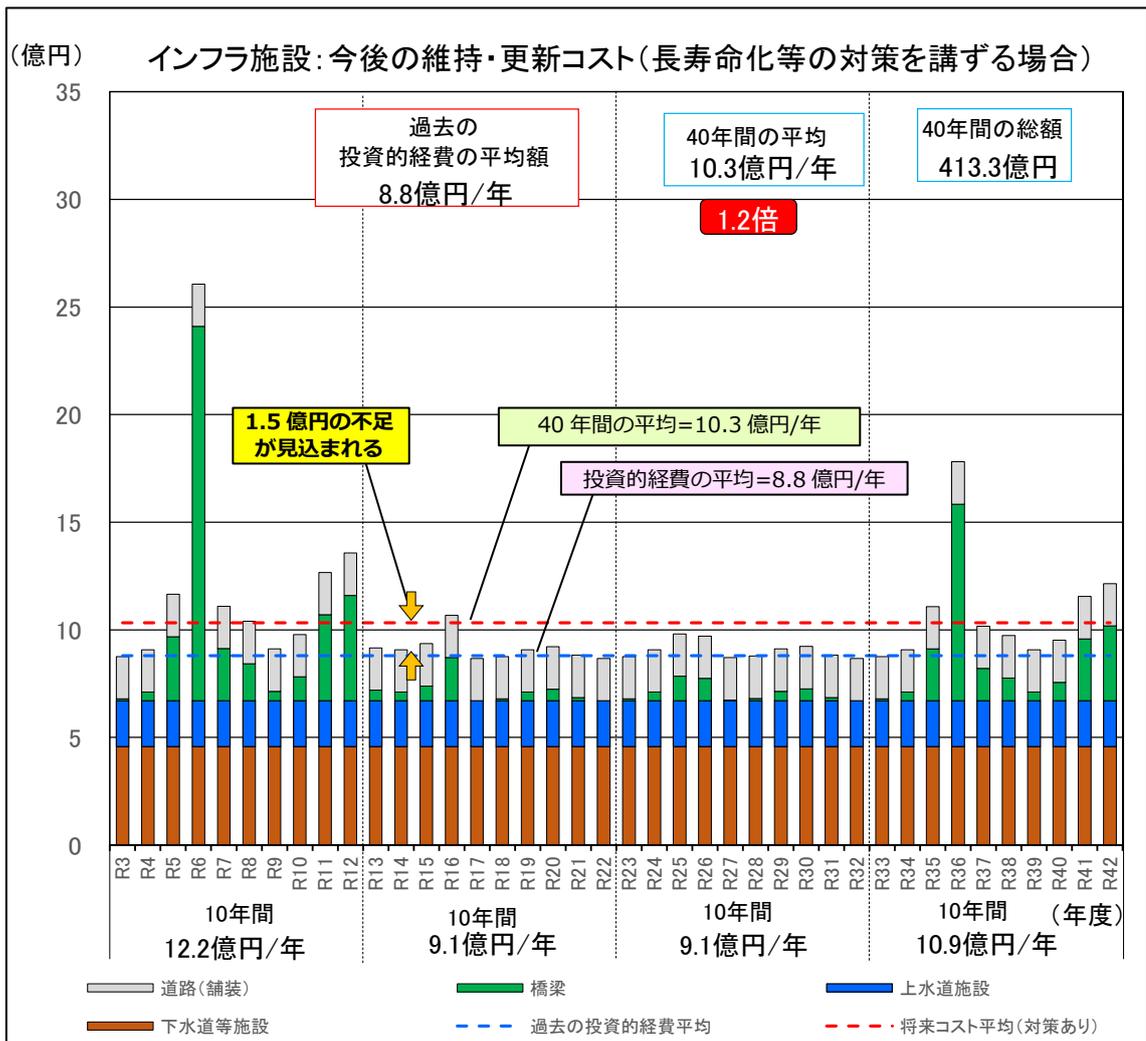


図 4.5.5 改修・更新等に係る将来費用（長寿命化等の対策を講ずる場合）（インフラ施設）

6. 公共施設及びインフラ施設の改修・更新に係る将来費用の総額

(1) 耐用年数で単純更新する場合による公共施設等の改修・更新に係る将来費用

耐用年数で単純更新する場合、公共施設（建物）の改修・更新に係る費用は、約 699.5 億円、年間（年平均）費用は約 17.5 億円、インフラ施設の改修・更新に係る費用は、約 560.8 億円、年間（年平均）費用は約 14.0 億円と算出されます。

公共施設等全体では、今後 40 年間に、公共施設及びインフラ施設の改修・更新に係る費用の総額は約 1,260.3 億円、年間（年平均）費用は約 31.5 億円と推定されます。これは、過去 5 年間の投資的経費の平均 20.6 億円の約 1.5 倍の費用となります。

表 4.6.1 今後 40 年間に改修・更新等に係る費用の総額（耐用年数で単純更新する場合）（億円）

項目名	当初 10 年間 R3~R12	11~20 年目 R13~R22	21~30 年目 R21~R32	31~40 年目 R33~R42	合計	年平均
公共施設（建物）	212.1	163.9	212.7	110.7	699.5	17.5
道路（舗装）	63.5	63.5	63.5	63.5	254.0	6.3
橋梁	2.3	8.4	7.9	23.4	42.0	1.0
上水道施設	76.0	83.5	36.7	8.8	205.0	5.1
下水道等施設	0.0	0.0	10.8	49.1	59.9	1.5
合計	353.9	319.3	331.6	255.5	1,260.3	31.5

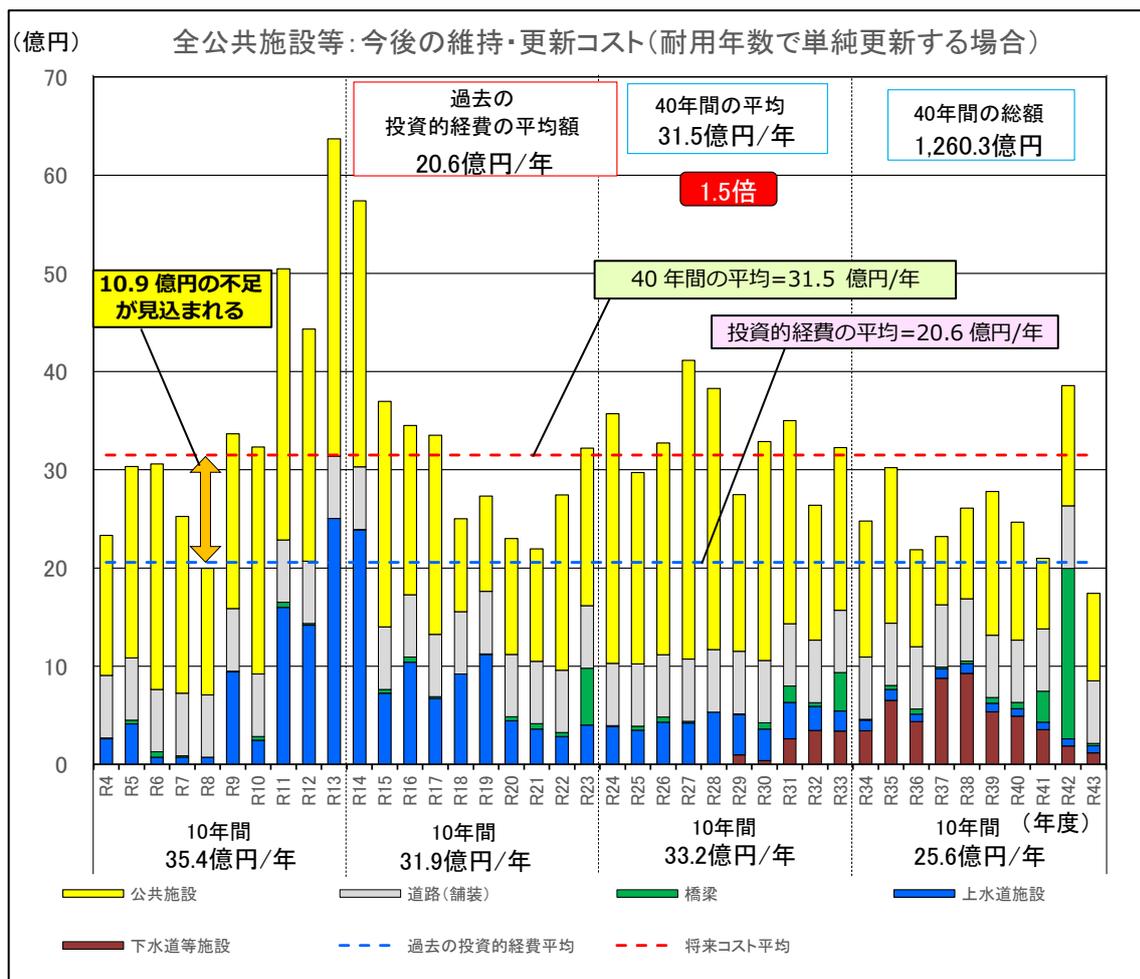


図 4.6.1 改修・更新等に係る将来費用の総額（耐用年数で単純更新する場合）（公共施設及びインフラ施設）

(2) 長寿命化等の対策を講ずる場合による公共施設等の改修・更新に係る将来費用

長寿命化等の対策を講ずる場合、公共施設の改修・更新に係る費用は、約 513.6 億円、年間（年平均）費用は約 12.8 億円、インフラ施設の改修・更新に係る費用は、約 413.3 億円、年間（年平均）費用は約 10.3 億円と算出されます。

公共施設等全体では、今後 40 年間に、公共施設及びインフラ施設の改修・更新に係る費用の総額は約 926.9 億円、年間（年平均）費用は約 23.2 億円と算出されます。これは、過去 5 年間の投資的経費の平均 20.6 億円の約 1.1 倍の費用となります。

表 4.6.2 今後 40 年間に改修・更新等に係る費用の総額（長寿命化等の対策を講ずる場合）（億円）

項目名	当初 10 年間 R3~R12	11~20 年目 R13~R22	21~30 年目 R21~R32	31~40 年目 R33~R42	合計	年平均
公共施設（建物）	120.9	137.6	90.9	164.3	513.6	12.8
道路（舗装）	19.7	19.7	19.7	19.7	78.8	2.0
橋梁	35.4	4.7	3.9	22.2	66.3	1.7
上水道施設	21.4	21.4	21.4	21.4	85.6	2.1
下水道等施設	45.7	45.7	45.7	45.7	182.6	4.6
合計	243.1	229.1	181.6	273.2	926.9	23.2

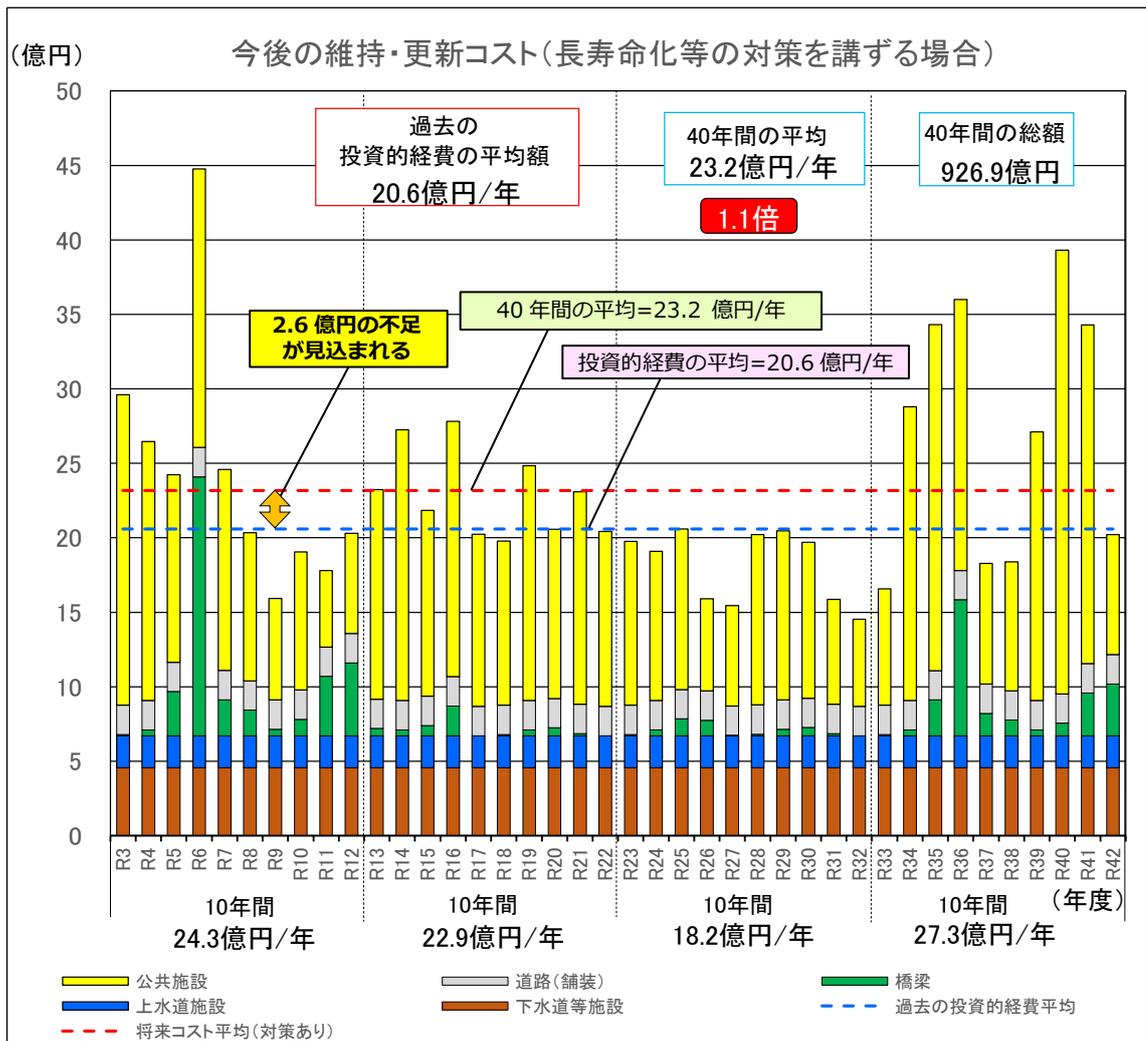


図 4.6.2 改修・更新等に係る将来費用の総額（長寿命化等の対策を講ずる場合）（公共施設及びインフラ施設）

7. 長寿命化等の対策による経費の削減効果

第4章 - 6で、今後40年間における中長期的な経費の見込み額を、耐用年数で単純更新する場合と長寿命化等の対策を講ずる場合で算出しその結果を比較したものを、次に示します。

表 4.7.1 長寿命化等の対策を講ずる場合による経費の縮減効果 (億円)

① 耐用年数で単純更新する場合の中長期的な経費の見込み						
項目名	当初10年間 R3~R12	11~20年目 R13~R22	21~30年目 R21~R32	31~40年目 R33~R42	合計	年平均
公共施設(建物)	212.1	163.9	212.7	110.7	699.5	17.5
道路(舗装)	63.5	63.5	63.5	63.5	254.0	6.3
橋梁	2.3	8.4	7.9	23.4	42.0	1.0
上水道施設	76.0	83.5	36.7	8.8	205.0	5.1
下水道等施設	0.0	0.0	10.8	49.1	59.9	1.5
合計	353.9	319.3	331.6	255.5	1,260.3	31.5

② 長寿命化等の対策を講ずる場合の経費の見込み						
項目名	当初10年間 R3~R12	11~20年目 R13~R22	21~30年目 R21~R32	31~40年目 R33~R42	合計	年平均
公共施設(建物)	120.9	137.6	90.9	164.3	513.6	12.8
道路(舗装)	19.7	19.7	19.7	19.7	78.8	2.0
橋梁	35.4	4.7	3.9	22.2	66.3	1.7
上水道施設	21.4	21.4	21.4	21.4	85.6	2.1
下水道等施設	45.7	45.7	45.7	45.7	182.6	4.6
合計	243.1	229.1	181.6	273.2	926.9	23.2

③ 長寿命化等の対策を講ずる場合の縮減額 (＝ ① - ②)						
項目名	当初10年間 R3~R12	11~20年目 R13~R22	21~30年目 R21~R32	31~40年目 R33~R42	合計	年平均
公共施設(建物)	91.2	26.3	121.8	-53.6	185.9	4.7
道路(舗装)	43.8	43.8	43.8	43.8	175.2	4.3
橋梁	-33.1	3.7	4.0	1.2	-24.3	-0.7
上水道施設	54.6	62.1	15.3	-12.6	119.4	3.0
下水道等施設	-45.7	-45.7	-34.9	3.4	-122.7	-3.1
合計	110.8	90.2	150.0	-17.7	333.4	8.3

長寿命化等の対策を講ずる場合、今後40年間の中長期的な費用の総額では約333.4億円、年間で約8.3億円の経費面での縮減効果が得られるものと見込まれます。一方では、31年目から40年目においては、特に建物の更新時期を迎えることもあり、長寿命化対策を講ずる場合でも、同期間の総額は耐用年数で単純更新する場合よりも経費を必要とするものと見込まれます。

このことより、今後は随時、建物の更新時期を迎える施設の維持管理方針について検討した上で、施設総量(延床面積)縮減に取り組む必要があるといえます。

第5章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

1. 会津美里町における関連計画の方向性

本町では、施設統廃合等の方針は、施設ごとにまとめられた各種個別施設計画の方針に従うこととなります。この背景には、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方向性を検討する上で、下表に示す関連計画・方針を検討してきました。

これらは、各種個別施設計画の策定方針における基本的な方針となりました。一方では、既に実行されたもの、町財政や町民のニーズに合わなくなり、方針転換等を行ったものもありますが、これまで、本町がどのような検討を進めてきたか、参考として掲載します。

表 5.1.1 会津美里町における関連計画

区分	関連計画名称	会津美里町における関連計画	備考
建物関連	町基本計画	1) 会津美里町第三次総合計画（後期基本計画）	
		2) 第二次国土利用計画	
		3) 会津美里町長期財政計画	
		4) 会津美里町行政改革大綱実施計画	
		5) 会津美里町まちづくり計画	
	公共施設	1) 会津美里町公有財産利活用基本方針	(1)
		2) 会津美里町公有財産利活用処分方針	(2)
		3) 公共施設整備方針	(3)
		4) 会津美里庁舎及び複合文化施設建設基本構想	(4)
		5) 本郷庁舎・新鶴庁舎の利活用に関する検討	
	防災	1) 会津美里町地域防災計画	
		2) 水防計画	
		3) 会津美里町国民保護計画	
	住宅	1) 会津美里町耐震改修促進計画	
		2) 都市再生整備計画	
		3) 会津美里町公営住宅等長寿命化計画	
	生涯学習・教育	1) 今後の公民館のあり方方針	(5)
		2) 公民館事業等の「統整合理方針」	
		3) 学校給食の効率的な運営の方針	(6)
		4) 第3期会津美里町教育振興基本計画	
5) 第2期会津美里町子ども・子育て支援事業計画			
6) さくら保育所・ひまわり保育所の統合方針		(7)	
福祉	1) 第3次会津美里町健康増進計画・自殺対策計画・食育推進計画		
その他	1) 会津美里町温泉施設利活用処分方針	(8)	
学校施設	1) 会津美里町学校施設長寿命化計画（個別施設計画）		
公共施設	1) 会津美里町公共施設長寿命化計画（個別施設計画）		
情報施設	1) 地域情報化基本計画		
インフラ関連	道路	1) 道路ストック総点検路面性状調査	
	橋梁	1) 会津美里町橋梁長寿命化修繕計画（概要版）	
		2) 会津美里町橋梁長寿命化修繕計画	
	トンネル	1) 会津美里町トンネル長寿命化修繕計画	
	下水道	1) 会津高田浄化センター長寿命化計画（管路除く）	
2) 会津本郷浄化センター長寿命化計画（管路除く）			
上水道	1) 会津美里町水道事業ビジョン		

また、備考欄に該当する計画の方針を抜粋し、次ページ以降に掲載します。

(1) 会津美里町公有財産利活用基本方針

次に「会津美里町公有財産利活用基本方針」から抜粋します。

利活用基本方針の目的

町民サービスの向上と行財政改革推進の観点から、本町が所有する財産について、財産の有効活用、民間活力の活用、管理経費の削減を図るため、真に必要な財産のみを所有する。

また、本方針の目的は次のとおりとし、その手段としての手続きや基準を示します。

- ① 行政財産を含むすべての財産を有効に活用し、町民ニーズに応えます。
- ② 類似施設については、利用頻度、利用実態に基づき、統廃合を視野に含めて施設の存在意義を整理します。
- ③ 不要財産や遊休財産を整理し、売却や貸付け等による財源確保を図るとともに、管理運営の見直しにより維持管理経費の削減を図ります。
- ④ 財産を適切に管理するため、財産台帳を整備します。

(2) 会津美里町公有財産利活用処分方針

次に「会津美里町公有財産利活用処分方針」から抜粋します。

公有財産利活用処分の考え方と具体的取り組み

利活用基本方針に掲げる4つの目的達成に向けた公有財産利活用処分の具体的な考え方や取り組みを示し、町民の方々の理解を求めて参ります。

(1) 目的①、②に対する具体的取り組み

ア 保有財産の縮減と施設の集約化

今後の人口推計、ニーズの地域バランス、維持管理コストの抑制、利用率の向上などを考え、既存施設の見直しと、統廃合や新規施設の複合化などにより、保有財産の縮減と適切な施設配置を行います。

イ 保有財産の利活用

既存の行政財産については、事務スペースの見直しや施設規模の適正化を進め、余剰部分の活用として、他施設との複合化や民間への貸付・処分を行います。

庁舎における空きスペースについては、民間などへの積極的な貸付を推進します。

ウ 維持管理コストの削減と環境対策

施設の維持管理コストの前年度対比や施設規模毎の比較などによりコストの削減に取り組めます。

委託業務の業種別一括発注を可能な限り拡大することにより、効率的な委託業務を推進します。

新規施設や今後も活用する施設においては、維持管理コストの最適化や環境に配慮した施設を目指し、積極的な環境対策に取り組めます。

エ 利用財産の長寿命化

長期に活用する施設については、コストシミュレーションにより、修繕計画を策定す

るなど財政計画との整合性を図りながら、計画的な施設改修を実施し、安全で快適な施設やサービスの提供を目指します。

(2) 目的③に対する具体的取り組み

ア 遊休財産の整理

遊休財産については、長期的視点に立ち、町民ニーズや今後の利用方法等を検討したうえで「活用可能財産」と「不要財産」へ振り分けを行います。

イ 不要財産の貸付・処分

原則、建物については解体、土地については売却します。

解体対象の建物については、解体費用を積算した上で、財政状況を踏まえて計画的に解体を進めます。

(3) 目的④に対する具体的取り組み

ア 公有財産データの整備と共有化

公有財産データの整備を行うとともに、データの共有化を図り、適正な管理に努めます。

(3) 公共施設整備方針

次に「公共施設整備方針」から抜粋します。

将来的な公共施設整備（庁舎・複合文化施設）検討に際し、現状を踏まえ、公共用地の有効活用や住民の利便性、財政面での将来負担などを総合的に勘案した結果、以下の4案をモデルケースとして選定した。なお、この4案は、今後の議論を進めるための素案として提示するものであり、最終的な評価や建設の是非については、町民の意見等を踏まえ、今後の議論に委ねるものとする。

- ① 総合庁舎と複合文化施設を建設し、本郷・新鶴庁舎をこれまで同様維持するケース
- ② 総合庁舎と複合文化施設を建設し、本郷・新鶴庁舎は民間企業等に貸付又は売却を行い、公民館等を活用して窓口業務を行うケース
- ③ 将来の総合庁舎を見据えた高田庁舎（現高田庁舎の約 1/2 程度の面積）と複合文化施設を建設（合築含む）、本郷・新鶴庁舎をこれまで同様維持し、当面、分庁舎方式を継続するケース
- ④ 最小限の経費とするため既存の高田庁舎本庁舎を取り壊し、北庁舎のみ活用することとし、複合文化施設を建設、本郷・新鶴庁舎をこれまで同様維持し、分庁舎方式を継続するケース（高田庁舎の一部の課を本郷・新鶴庁舎へ移転）

(4) 会津美里庁舎及び複合文化施設建設基本構想

次に「会津美里庁舎及び複合文化施設建設基本構想」から抜粋します。

新たに建設する庁舎及び複合文化施設については、災害時における町民の生命と財産を守る防災機能を有する施設であるとともに、質の高い行政サービスの提供と町民の学習活動や地域文化創造の交流拠点など多くの機能が求められることから、庁舎機能と複合文化施設機能の合築とし、機能共有によるコスト削減を図るとともに、あわせて町民の利便性向上に資する施設とする。建設にあたり、多くの町民が日常的に集い、交流する場として「人・生きがい・ふれあい」を創出する、町のシンボルとなる施設とする。

今後の設計・建設に向けて、以下のとおり6つの基本コンセプトを示す。

① 災害に強く、防災機能を有する安全・安心な施設

町民の安全・安心な暮らしを支える拠点として、また、建物自体に十分な耐震性能を備え、万が一の災害時には一定程度の機能が確保され、災害対策本部などの指揮命令機能が十分に発揮できる施設とする。

② 町民の学習活動や地域文化創造の交流拠点となる施設

世代を問わず町民の学びの場を提供するとともに、芸術文化を創造する拠点として、普段から町民が気軽に集まり、誰もが交流できる施設とする。

③ 多くの町民が日常的に集い、親しみやすく、利用しやすい施設

多目的に利用できる開放的な町民交流スペースや会議室等を設置し、まちづくりの主体となる町民が利用しやすく、親しみやすい施設とする。

④ エコロジカルでエコノミカルな施設（自然や環境と調和した経済的な施設）

再生可能エネルギーを積極的に活用し、省エネルギーや省資源対策など自然環境に配慮するとともに、将来的な維持管理経費を削減できる経済的合理性に優れた施設とする。

⑤ 会津美里町の文化・気候風土を踏まえ、町民が豊かさを実感できる施設

木材を積極的に活用し、地元の気候風土に調和し、町のシンボルとし多くの町民が共感できる施設とする。

⑥ 合築によるメリットを活かし、効率的でフレキシブルな施設

庁舎機能と複合文化施設機能の合築による効率化と町民の利便性向上を図り、少子高齢化や過疎化の進行による人口減少時代に即し、組織機構改革や新たな行政需要、情報化など、社会変化に柔軟に対応できる施設とする。

(5) 今後の公民館のあり方方針

次に「今後の公民館のあり方方針」から抜粋します。

公民館等の配置及び管理運営の考え方

(1) 公民館等の配置体制について

新たな拠点施設となる複合文化施設の建設(会津美里公民館の建替え)を契機として、公民館事業の一体化を推進するため、新たな運営体制の構築とともに、社会教育法上の「公民館」を新たな会津美里町公民館の1館のみとし、他の公民館については、地域活動に対応する学習拠点施設として位置づけ、段階的な機能移行を進めていきたいと考えている。

(2) 学習拠点施設の配置について

拠点施設は、全町的な公民館事業の地域拠点とするため、幼稚園・保育所・小学校・中学校、家庭及び地域社会の連携を基軸に捉え、将来人口も見据えながら、段階的に小学校区の4拠点から中学校区の3拠点とするのが望ましいと考えている。

(3) 管理運営の考え方

会津美里町公民館は、社会教育機関として中心的な役割があるため、従来どおり直営とする。

また、会津美里町公民館以外の学習拠点施設は、教育委員会所管の施設として、指定管理制度による管理運営とする。

生涯学習関連施設の整理見直しについて

公民館等の新たな配置と併せて、今後の公民館活動等と関連のある運動施設及び民俗資料館等についても、各施設の適正な配置と効率的な運営を目指す観点から、今後の整理見直し方針を定める。

(1) 体育運動施設

今後の効率的な活用を図るため、類似施設の郊率的な利用促進について検討し、将来的な施設の必要性や維持管理コストを勘案しながら、施設の機能(目的、数)、配置場所等の全体像について整理見直し方針の作成を進める。

(2) 民俗資料館等

民俗資料及び考古資料の有効活用を図るため、資料の公開・展示・保管について、今後の町施設の統合整理に伴い、既存施設の利活用を図る観点を踏まえ、有効な施設活用の整理見直し方針の作成を進める。

(6) 学校給食の効率的な運営の方針

次に「学校給食の効率的な運営の方針」を示します。

(1) 統合の方針

①高田学校給食センターと②新鶴学校給食センターを統合し改築する。

(2) 統合の必要性

○ 高田学校給食センター(平成元年建築 耐用年数31年)

平成2年に稼動し25年が経過しており、その間に厨房機器等(洗浄部門は平成18年に整備したため除く)の一部を更新したが、殆どが未更新となっている。

- ① 厨房機器の劣化(連続炊飯器、焼き物器、揚げ物器、蒸し器)
- ② 電気設備等の劣化等
- ③ 空調施設の劣化
- ④ 給排水設備の劣化
- ⑤ 作業効率の改善
- ⑥ 保健所から調理室内の温度管理の指摘

○ 新鶴学校給食センター(平成12年建築 耐用年数31年)

平成13年に稼動し10年を超えているため、機器等の修繕費も増えている傾向にある。

- ① 洗浄室の床面の修繕(塗装剥離)
- ② 下処理室のシンクを用途別に設置が必要
- ③ 洗浄機附属部分の修繕(蛍光灯、食器流し、食器受け台部)

(7) さくら保育所・ひまわり保育所の統合方針

次に「さくら保育所・ひまわり保育所の統合方針」を示します。

平成27年4月から新たに始まる「子ども・子育て支援新制度」では、幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及を進めることとなっている。

このような背景のもと、現在のさくら保育所・ひまわり保育所の現状を見ると、このまま認定こども園への移行は難しい状況にある。

そこで現状を踏まえ、さくら保育所、ひまわり保育所ともに廃止し、新たに旧永井野小学校跡地に、民設民営で認定こども園を開設する。

(統合後の跡地利用)

- ① さくら保育所 : 子育て支援センター「すくすくハウス」として活用
- ② ひまわり保育所 : 廃止・取壊し、土地を返却
- ③ 子育て支援センター : 廃止・取壊し、借地分を返却

(8) 会津美里町温泉施設利活用処分方針

次に「会津美里町温泉施設利活用処分方針」から抜粋します。

全庁的な共通認識のもとで、温泉施設の保有総量縮小、効果的かつ効率的な利用を進めることにより、温泉施設の有効な利活用を推進する。

1 保有総量の縮小

温泉施設としての設置目的や意義が希薄化し、入口の減少等により将来的な利用が見込めない施設について整理し、統廃合や解体、売却等を行うことにより、温泉施設の保有総量縮小を推進する。

2 効果的かつ効率的な利用の推進

施設を適正に管理運営するとともに、利用状況の検証と管理運営方法の見直し等による効果的かつ効率的な利用を推進する。

【新鶴温泉健康センターの整理・統合】

新鶴温泉健康センターは、耐用年数を迎える平成33年度までに、民間への貸付、譲渡又は売却を推進する。平成33年度までに、民間への貸付、譲渡又は売却ができない場合は、新鶴温泉健康センターを「ほっとぴあ新鶴」に統合し、整備する。

【ほっとぴあ新鶴の整備】

「ほっとぴあ新鶴」は、平成43年度までの耐用年数となっていますが、個室を希望するお客様に対応できないなど、現在の利用者ニーズに対応できていない状況であり、また、施設・設備が老朽化しており、修繕費等維持管理に要する経費の増大も見込まれ、宿泊施設の少ない本町にとって、大変重要な施設であるので、真に必要な施設として位置づける。

ただし、他施設と同様に平成33年度までは、民間への貸付、譲渡又は売却を推進し、民間活用ができない場合は、隣接する「新鶴温泉健康センター」と統合し、新たな付加価値を持たせた観光型温泉施設として平成34年度以降に整備を行う。

なお、施設整備にあたっては、民間活用も含めて検討することとし、施設運営については、指定管理制度を活用する。

【高田温泉あやめの湯及び本郷温泉湯陶里の整理・廃止】

平成37年度に耐用年数を迎える「高田温泉あやめの湯」及び「本郷温泉湯陶里」は、老朽化により修繕費等維持管理に要する経費が増大し、財政負担が懸念されるため、民間への貸付、譲渡又は売却を推進する。民間活用ができない場合は、平成37年度をもって廃止する。

また、平成33年度までに民間への貸付、譲渡又は売却ができない場合は、「ほっとぴあ新鶴」の温泉施設工事の完成までの補完施設として位置づけ、利用料金の改定、営業日数・時間やサービス業務内容などを大きく見直し、経費の削減を図りながら、平成37年度まで運営する。

※本方針の記載内容をそのまま抜粋しているため、元号は平成表記のままとしております。

2. 各施設の必要性の検討

(1) 重点施設と各施設の利活用パターン

1) 重点施設の選定

継続使用する施設を対象に、優先度の高い重点施設の選定要件を次に示します。

- 要件①：建築年「15年以下」の建物
 - 要件②：延床面積「500㎡以上」を有する建物
 - 要件③：建物の構造
「鉄骨造(S)、鉄筋コンクリート造(RC)、鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC)」
 - 要件④：安全確保のため「指定避難所」の建物
 - 要件⑤：管理運営は「直営」管理の建物
 - 要件⑥：「不特定多数」の利用者が利用する建物
- その他参考：旧3町の「地域内に立地する同種施設が少数」、「町の政策上の判断」
以上の要件の該当数の多い建物から重点施設の候補施設とします。

2) 公共施設の継続使用の必要性

重点施設（継続使用する施設）以外の施設を対象に、現在提供している公共サービスの継続の必要性を判断するため、下記の表 5.2.1 から表 5.2.2 の指標を参照しています。

表 5.2.1 公共施設の必要性の区分

区分	適用
I 廃止・取壊し	①町により廃止・取壊（取壊済み）を決定している施設 ②公共サービスとしての必要性に乏しい施設
II 継続	
1 継続	①現施設を長寿命化により継続する施設
2 転用	公共サービスは必要、施設は必要ない。 ①地域や住民による移管 ②民間施設の利用（委託・指定管理者制度） ③施設が無くても提供可能な代替サービス
3 統廃合・共用・合築	①学校の統廃合 ②類似機能の共有化
4 広域化・多機能化	①他自治体の施設を利用 ②一部事務組合・広域連合等 ③独立して必要のない施設
III 新設・増築	①拡張など新たに施設を新設・増築

資料：「東洋大学モデルの提案」より加筆

表 5.2.2 公共施設のサービス（ソフト）と施設（ハード）の区分

		サービス(ソフト)	
		継 続 (現在の場所・地域で、同様の行政サービスを 継続又は縮小、拡充・新設する)	廃 止 (現在の場所・地域での同様の行政サービス 提供は廃止する)
施設 (ハード)	継 続 (現在の施設を 継続使用する)	<p>パターン1. 施設及びサービスを継続する</p> <p>①施設の集約化、複合化・多機能化 ②一部用途転用 ③一部貸付 ④継続使用（維持・運営コストの削減、指定管理、省エネ化等） ⑤改修・建替（公共施設の長寿命化） など ※既存施設でサービス提供できない場合は「新設」もあり得る</p>	<p>パターン3. 施設は継続するが、現在のサービスは廃止する</p> <p>⑧施設の用途転用 など</p>
	廃 止 (自治体として現在の施設の使用を中止する)	<p>パターン2. サービスは継続するが施設は廃止する</p> <p>⑥他の公共施設の空き空間や民間施設の利活用 ⑦独自で所有せずに複数の市町村による共同での行政サービス提供など</p>	<p>パターン4. 施設もサービスも廃止する</p> <p>⑨民間企業等への貸付、売却 ⑩施設の取り壊し など</p>

資料：平成24年度PFI／PPP調査研究報告書

判断指標

- ①優先度の高い重点施設 ⇒ 長寿命化による維持管理
- ②建物状況：施設数量、建築年度、劣化状況等の課題
 - ・地域内の同種用途の施設数・配置状況（同種用途2以上）
 - ・建築年度の状況（経過年数30年以上）
 - ・劣化施設の状況（劣化診断による施設の劣化）
 - ・占有面積の状況（一人当たりの占有面積）
- ③管理運営状況：委託、指定管理者制度利用等の実施済み、転用の可能性
- ④施設の利用状況：利用率の低い施設を統廃合
- ⑤施設のコスト状況：採算性の低い施設を転用・統廃合
- ⑥その他

(2) 統廃合など必要な施設の検討

1) 公共施設の主な対象（主要な施設）

本章での検討にあたっては、対象とする利用施設を以下の種類に区分し、他施設との比較が困難な施設は対象外としました。

2) 公共施設のサービス対象（区分）

公共施設の用途は、大きく分けて町全体を対象とするサービス（機能）（以下「サービス」という。）に対応する施設と、地区を対象とするサービスに対応する施設に分けられます。

① 町全体を対象とする施設

町全体を対象とする施設は、公営住宅、スポーツ・レクリエーション施設、社会教育系施設の一部であり、一部の地区にのみ立地しています。

② 地区を対象とする施設（アミカケ）

地区を対象とする施設は、コミュニティ系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、消防屯所であり、それぞれの地区に立地しています。

表 5.2.3 町民利用施設

大分類	小分類	主な対象
公営住宅	町営住宅	全町
行政関連施設	庁舎施設	全町・地区
	消防屯所	地区
子育て支援施設	子育て支援センター	全町
	児童館・児童クラブ館	地区
	認定こども園（乳児部）	地区
	認定こども園（幼児部）	地区
学校教育系施設	小学校	地区
	中学校	地区
	体育館	地区
	学校給食センター	全町・地区
社会教育系施設	生涯学習センター	地区
	図書館（公民館）	全町
スポーツ・レクリエーション施設	体育館	全町
	体験学習館、研修施設	全町
	インフォメーションセンター	全町
	管理施設	全町
	温泉施設	全町

大分類	小分類	主な対象
福祉・福祉施設	デイサービスセンター	地区
	ふれあいセンター	全町
	保健センター	全町
	福祉センター	全町
文化系施設	収蔵室	地区
	集会所	地区
その他施設	未利用施設	全町
	貸付施設	全町
	公衆トイレ	全町
	倉庫	全町

3) 用途別の地区別施設の現況整理

① 公営住宅

分類	対象区分	施設数			延床面積 (㎡)		
		高田	本郷	新鶴	高田	本郷	新鶴
町営住宅	全町	6	8	2	15,470	7,899	1,586

② 行政関連施設

分類	対象区分	施設数			延床面積 (㎡)		
		高田	本郷	新鶴	高田	本郷	新鶴
庁舎施設	全町・地区	1	1	1	6,323	3,684	2,947
消防屯所	地区	7	2	2	1,319	562	483

③ 子育て支援施設

分類	対象区分	施設数			延床面積 (㎡)		
		高田	本郷	新鶴	高田	本郷	新鶴
子育て支援センター	全町	1	0	0	498	0	0
児童館・児童クラブ館	地区	3	0	0	484	0	0
認定こども園 (乳児部)	地区	1	1	1	641	946	886
認定こども園 (幼児部)	地区	0	1	1	0	888	835

④ 学校教育系施設

分類	対象区分	施設数			延床面積 (㎡)		
		高田	本郷	新鶴	高田	本郷	新鶴
小学校	地区	2	1	2	8,440	5,472	2,832
中学校	地区	1	1	1	4,643	3,332	2,706
体育館	地区	3	2	2	3,027	2,343	1,782
学校給食センター	全町・地区	1	0	1	1,208	0	543

⑤ 社会教育系施設

分類	対象区分	施設数			延床面積 (㎡)		
		高田	本郷	新鶴	高田	本郷	新鶴
生涯学習センター	地区	7	1	1	4,311	968	1,697
図書館 (公民館)	全町	1	0	0	(複合施設)	0	0

⑥ スポーツ・レクリエーション施設

分類	対象区分	施設数			延床面積 (㎡)		
		高田	本郷	新鶴	高田	本郷	新鶴
体育館	全町	6	2	1	5,150	2,856	1,340
体験学習館、研修施設	全町	1	0	1	220	0	1,722
インフォメーションセンター	全町	1	1	0	106	193	0
管理施設	全町	4	2	1	471	239	210
温泉施設	全町	1	0	1	1,079	0	1,231

⑦ 保健・福祉施設

分類	対象区分	施設数			延床面積 (㎡)		
		高田	本郷	新鶴	高田	本郷	新鶴
デイサービスセンター	地区	0	1	1	0	788	635
ふれあいセンター	全町	1	0	0	1,223	0	0
保健センター	全町	1	0	0	493	0	0
福祉センター	全町	0	1	1	0	832	1,184

⑧ 文化系施設

分類	対象区分	施設数			延床面積 (㎡)		
		高田	本郷	新鶴	高田	本郷	新鶴
収蔵室	地区	1	1	0	590	277	0
集会所	地区	2	1	1	227	69	110

⑨ その他施設

分類	対象区分	施設数			延床面積 (㎡)		
		高田	本郷	新鶴	高田	本郷	新鶴
未利用施設	全町	0	1	0	0	2,219	0
貸付施設	全町	3	0	1	2,727	0	308
公衆トイレ	全町	9	8	3	135	65	35
倉庫	全町	3	1	0	2,483	170	0

3. 公共施設等の管理に関する方針

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設の点検・診断にあたっては、建設時から経過した年月によって、その対処方法が異なると考えられます。

そのため、公共施設を建設時期により「旧耐震基準建築物」「新耐震基準建築物（前期）」「新耐震基準建築物（後期）」の3つに分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を整理します。

表 5.3.1 耐震基準について

建築物の分類	要件
① 旧耐震基準	昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された施設で、建築後 33 年以上が経過している施設とします。
② 新耐震基準（前期）	新耐震基準に適合し、昭和 57 年から平成 10 年までに建築された施設で、建築後 16 年以上経過した施設とします。
③ 新耐震基準（後期）	新耐震基準に適合し、平成 11 年以降に建築された施設で、建築後 15 年以内の施設とします。

1) 旧耐震基準建築物

これらの施設は、旧耐震基準で建築されていることから、建物の安全性が確保されているか否かという点が重要です。そのため、必要に応じて耐震診断を実施し、安全性の確保に努めます。また、既に耐震化済みの施設や耐震性を保有する施設は、機能の維持向上に留意して点検・診断を行います。

2) 新耐震基準建築物（前期）

このうち、昭和 50 年代に建築された施設は建築後概ね 30 年が経過し、既に大規模改修の実施時期を迎えています。今後は、劣化状況を把握するとともに、情報の一元管理により大規模改修の実施を検討していきます。

3) 新耐震基準建築物（後期）

これらの施設は、建築後の経過年数も短く、施設の整備水準が比較的高い施設が多いものと想定されます。そのため、長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により劣化状況の把握に努め、建築後 15 年を目安に劣化調査等を実施します。

なお、建物の点検においては、建築基準法第 12 条点検に基づく定期点検のほか、職員が実施可能な「日常点検」を実施します。日常点検は、「会津美里町公共施設長寿命化計画（個別施設計画）」策定時に使用した「劣化状況調査マニュアル 現地調査編」及び「劣化状況調査マニュアル 劣化度評価編」に基づき実施します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理及び修繕を統括的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理・修繕費を削減するとともに、点検・修繕、小規模改修等による予防保全によって建替え等に係る負担を軽減して、建物寿命の延命化に努めます。

さらに建替え等に係る更新費用を順延することで、財政支出の平準化を図りながら建物に係る全体の費用の縮減化を図ることを目指します。

(3) 安全確保の実施方針

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。

さらに、災害時に避難所等の防災機能となる公共施設もあることから、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら計画的な改善・更新等により、機能の維持継続を検討します。

また、老朽化により供用廃止された施設や、今後とも利用見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体・除却するなど、安全性の確保を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

現在、本町の避難所となる学校教育系施設は耐震改修がほぼ完了しています。今後も、防災上必要な施設は、「建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震性の向上を図ります。

(5) 長寿命化の実施方針

今後とも保持していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

また、今後策定する各種個別施設計画については、公共施設等総合管理計画における方向性との整合を図ります。

インフラ施設については、今後の財政状況や社会情勢を踏まえ、予防保全によって、致命的な損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストを縮減します。そのため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図っていきます。

併せて、長寿命化修繕計画等の各種個別施設計画との整合を図るとともに、必要に応じて適宜見直しを図ることにより、長寿命化を実施します。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設の改修や更新等を行う際は、女性や子ども、お年寄りや身体障がい者、国外からの旅行者等が安心して利用できるよう、町民ニーズや関係法令等を踏まえた「ユニバーサルデザイン」のまちづくりの考え方を導入することで、誰もが利用しやすい空間づくりに努めます。

具体的には、下記事業を想定しています。

- ア) 車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーター等の整備や視覚障がい者用点字ブロックの整備等のバリアフリー化改修
- イ) 学校施設や観光施設等における洋式トイレの整備
- ウ) 授乳室や託児室の整備
- エ) 多言語による案内を行うための施設の整備

(7) 統合や廃止の推進方針

施設の整備状況、利用状況、運営状況及び費用の状況等を踏まえ、必要に応じて公共施設の統合・廃止や規模縮小等を検討します。検討にあたっては、施設の現状を評価するため、施設ごとの費用の比較による費用対効果や機能水準の向上、町民ニーズへの適合性等の指標を用いて、「継続」、「転用・統廃合」、「廃止・取壊し」等の方向付けを行います。

さらに、その方針を踏まえ、施設特性を考慮した町全体及び地区ごとのサービスの維持・効率化等の検討を推進します。

1) 町全体を対象とする施設サービス

全体を対象とする公共施設は、稼働率が低い施設や空きスペースの多い施設のより活発な利活用を図るため、他用途への転換や複合化、あるいは同種機能の統合化等の「転用・統廃合」等を検討します。

2) 地区を対象とする施設サービス

地区を対象とする公共施設については、住民のニーズ、人口動向、施設機能性等を踏まえ、同種施設の「廃止」、「取壊し」、「統廃合」等を検討します。

4. 施設の将来利用における基本的な方向

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 公共施設の大規模改修・建替え等への対応

本町では、昭和 40 年代の高度経済成長期とその後の約 10 年間に施設の需要に応じて、町営住宅、小学校や中学校、公民館などの公共施設が整備され、また平成の景気拡大に伴い庁舎や温泉施設等が整備されてきました。

昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて整備されてきたこれらの公共施設は、今後老朽化が進み、令和 10 年頃から更新費用が増大することが見込まれ、従来と同様に大規模改修・建替え等への投資を継続すると、町の財政、行政サービス（機能維持）に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、突出して大規模改修・建替え等の費用が多くなる年があるため、年度毎の支出にバラツキが生じてくると推測されます。

このような状況を回避するためには、大規模改修・建替え等に係る費用を全体的に抑え、年度毎の支出を平準化させることが必要になります。

そのため、今後は中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

また、現在、公共施設の情報管理は、当該施設の管理運営を担う各担当課が行っていますが、今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進する上では、情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を図る必要があります。

② 人口減少・少子高齢化社会への対応

本町の状況を国勢調査をもとに見ると、人口は昭和 25 年をピークに減少傾向にあり、核家族化等の要因により世帯数は増減を繰り返しているものの、人口減少と少子高齢化が進行しています。そのため、人口構成の大きな転換に伴う町民ニーズへの変化に対応した適正な公共施設の総量や、機能の再編成を検討していく必要があります。

③ 財政状況への対応

今後、人口の減少に伴い町税収入等一般財源の減少が予想されることに加えて、少子高齢化に伴う扶助費等の負担の増加が見込まれることから、公共施設等の維持管理のための財源確保は、今後益々厳しくなるものと予測されます。また、公共施設等の投資的経費が年平均で約 20.6 億円とされる一方で、今後 40 年間における中長期的な経費の見込み額（長寿命化等の対策を講ずる場合）は年平均で約 23.2 億円の費用が必要になるという試算結果であり、こうした厳しい財政状況の中で、公共施設等の管理・運営に係る費用を縮減するとともに機能の維持を図っていく必要があります。

また、町民との協働も視野に入れながら、維持管理費の削減、民間企業との連携や事業の効率化に取り組む必要があります。

(2) 取組体制

今後の公共施設等の総合的な管理の取り組みは、各部門の横断的、一元的な管理を行い、施設の効率的な維持管理を行うための推進体制を構築します。

(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の総合的な管理にあたっては、人口構成など地域の特性や住民ニーズを踏まえながら、公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するため、以下の3つの視点を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設の適正な配置等の検討を行います。

① 供給量の適正化を推進します。

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量（延床面積）の縮減を図り、公共施設のコンパクト化（統合、廃止及び取壊し等）及び、維持継続する施設の長寿命化を推進し、「供給量の適正化」を推進します。

② 既存施設の有効活用を図ります。

既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め、「既存施設の有効活用」を図っていきます。

③ 効率的な管理・運営を推進します。

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、「効率的な管理・運営」を推進します。

1) 供給・品質・財務に関する基本方針

以下の供給・品質・財務に関する基本方針により、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

■ 供給に関する方針

- 機能の複合化等による効率的な施設配置
周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や統合等により、効率的な施設配置及びニーズの変化への対応を図ります。
- 施設総量（延床面積）の適正化
住民ニーズ、関連計画や政策との整合性、費用対効果を踏まえながら、人口の推移や財政状況を勘案し、施設総量（延床面積）の縮減を図ります。

■ 品質に関する方針

- 予防保全の推進
日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努めます。
- 計画的な長寿命化の推進
建築後 30 年以上経過した施設については大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を図ります。

■ 財務に関する方針

- 長期的費用の縮減と平準化
大規模改修・建替え等の費用の縮減と更新時期の集中を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。
- 維持管理費用の適正化
現状の維持管理に係る費用や業務内容を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。
- 民間活力の導入
PPP^{※1}やPFI^{※2}などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

※1 PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携
公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれます。

※2 PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ
公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいいます。

(4) 施設用途ごとの基本方針

これまで整理した公共施設の現状及び課題等、公共施設の整備・維持管理、統廃合、施設利用に関する各種の関連計画を考慮して検討した、令和2年度末時点における施設用途ごとの基本方針を次に示します。

表 5.4.1 将来の公共施設等の基本方針（公共施設）

	施設用途	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用検討(案)
1	公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和30年代から昭和40年代に建築され、40年から50年が経過した古い住宅の割合が大きな状態です。 ・平成28年度から令和2年度までに、60棟、2,853.2㎡の建物を除却しました。 	<p>【建物の解体・譲渡・売却等の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前川原団地、車川原団地、県道添団地、家東団地、向川原団地、高田町団地、道西団地：解体（今後10年間のうちに順次） <p>・会津美里町公営住宅等長寿命化計画（平成27年度）に従い、建替えや修繕を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少等の社会構造の変化に応じた住宅政策を検討します。
2	行政関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・会津美里町役場及び複合文化施設を平成30年度に新築しました。役場庁舎、公民館、図書館、ホール機能を備えた複合文化施設です。 ・新鶴庁舎、本郷庁舎は築後20年以上が経過し、劣化が進行し始めています。 ・消防屯所は古い建物が多くを占めます。 ・平成28年度から令和2年度までに、10棟、2,607.5㎡の建物を除却しました。 	<p>【建物の解体・譲渡・売却等の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度時点では、具体的には予定されていません。 <p>・令和3・4年度に新鶴庁舎の長寿命化改修を実施し、改修後、民俗資料館が郷土資料館として入居します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本郷庁舎は令和4・5年度に長寿命化改修を予定し、本郷生涯学習センター及び本郷老人福祉センターの施設としての機能の移転・入居を予定しています。 ・その他の建物については、今後も適切に維持管理を行うことで、長寿命化を図るほか、建物の寿命まで大切に利用します。
3	子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所と幼稚園は統合し、こども園となりました（本郷、新鶴）。 ・こども園、子育て支援センターは劣化が進行しています。 ・高田児童館、児童クラブ館は、建物の状態は比較的良好です。 ・平成28年度から令和2年度までに、1棟、309.4㎡の建物を除却しました。 	<p>【建物の解体・譲渡・売却等の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新鶴こども園（旧幼児部）：解体（令和4年度） ・子育て支援センター（旧）：解体（令和6年度） ・本郷こども園（旧幼児部）：解体（令和8年度） <p>・本郷こども園は、令和6年度に新たな場所へ、乳児部と幼児部を一体的に新築する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新鶴こども園の幼児部は、令和3年度までに建替えられます。 ・令和5年度に、他施設を大規模改修し、子育て支援センターとして移転します。 ・旧さくら保育所については、関係機関と建物の活用方針に係る検討を続けます。 ・その他の建物については、今後も適切に維持管理を行うことで、長寿命化を図ります。

	施設用途	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用検討(案)
4	学校教育系 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化の進行に伴い、児童・生徒数は減少傾向にあります。 ・学校施設は、災害時の避難所です。 ・耐震補強工事が進められ、小中学校の校舎・体育館の耐震化が完了しています。 ・平成 28 年度から令和 2 年度までに、2 棟、414.6 m²の建物を除却しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、生徒数の急激な減少や施設維持管理経費の増大が見られる場合は、中学校の統合や義務教育学校の設置について、早期に検討する必要があります。
		<p>小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新鶴小学校沼山季節分校は休校中で、分校としては利用されていません。 ・宮川小学校、本郷小学校は比較的築浅ですが、他の小学校は、建築後相当年数が経過し、劣化が進行しています。 	<p>【建物の解体・譲渡・売却等の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新鶴小学校沼山季節分校：解体（時期未定） ・その他の建物については、今後も適切に維持管理を行うことで、長寿命化を図ります。
		<p>中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高田中学校は、建築後 30 年未満で、多少の劣化が見られるものの、状態は比較的良好です。 ・本郷中学校校舎及び新鶴中学校は、建築後 40 年以上が経過しており、劣化が生じています。 ・本郷中学校屋内運動場（体育館）は、建築後 9 年と築浅です。 	<p>【建物の解体・譲渡・売却等の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高田中学校体育部室：解体（令和 13 年度以降） ・本郷中学校プール更衣室：解体（令和 4 年度） ・新鶴中学校校舎（特別教室）及び倉庫渡り廊下：解体（令和 13 年度以降） ・その他の建物については、各種点検結果に基づく部位修繕を中心に実施し（10 年以内）、建物の寿命を延ばす対応を図ります。
		<p>学校プール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本郷中学校のプールは特に老朽化が進んでいます。 ・本郷中学校の生徒は、本郷小学校及び民間施設のプールを利用しています。 ・新鶴小学校、高田小学校、本郷小学校のプールは比較的新しく、状態は良好です。 ・その他の小中学校のプールは、やや劣化が見られます。 	<p>【プールの解体等予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本郷中学校プール：解体（令和 4 年度） ・本郷中学校生徒のプール利用は、本郷小学校のプール以外に民間施設も活用しています。 ・他の学校プール及び更衣室等の附属建物は、事後保全的な修繕を行いながら、なるべく長く使います。 ・新たな学校プールの建設予定はありません。
		<p>学校給食センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の状態は外壁の汚れや亀裂等が目立ち、やや劣化しています。 ・調理設備が耐用年数を超過しており、維持管理費が増大しています。 ・調理場における作業区域の明確な区分、アレルギー食対応調理室の設置が必要です。 	<p>【建物の解体・譲渡・売却等の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物は、庁内で利用可能かどうかを検討した上で、民間活力の導入による有効活用も検討します。但し、活用できなければ解体します。 ・令和 4 年度に高田学校給食センターと新鶴学校給食センターを統合し、新たに会津美里町学校給食センター（仮称）を新設します。

	施設用途	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用検討(案)
5	社会教育系 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・旧公民館は、生涯学習センターに移行しました。 ・生涯学習センターの多くは建築後 40 年前後が経過し、劣化が進んでいます。 ・旧会津美里町公民館は、会津美里町役場及び複合文化施設の供用開始とともに使われていません。また、耐震性も無く劣化しています。 ・会津美里町農業体験学習館は、建物の状態は比較的良好です。 	<p>【建物の解体・譲渡・売却等の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧会津美里町公民館：解体（令和 4 年度） ・本郷生涯学習センターは、本郷庁舎の長寿命化改修後に移転を予定します（令和 5 年度） ・会津美里町農業体験学習館：民間への売却を進め、売却できない場合は解体します（令和 5 年度を目的）。 ・本郷生涯学習センター：解体（令和 7 年度） ・高田生涯学習センター赤沢分館、宮川生涯学習センター旭分館、藤川分館、尾岐分館、東尾岐分館：地区等への譲渡を検討し、譲渡できない場合は解体します。 <p>・その他の建物については、今後も適切に維持管理や修繕を行うことで、長寿命化を図ります。</p>
6	スポーツ・レクリエーション施設	<p>【体育館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本郷体育館は、屋根及び外壁が著しく劣化しています。また、耐震性が確保されていません。 ・高田体育館、本郷第二体育館は、建築後 30 年から 40 年が経っており、劣化が見られます。 ・新鶴体育館は、令和元年度に耐震改修及び大規模改修を実施済みで、建物の状態は良好です。 <p>【管理棟他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二本柳運動場、本郷運動場、吹上総合運動場、宮川庭球場、小山スキー場ともに、建築後相当数が経ち、劣化している建物がほとんどです。 ・小山スキー場は、近年は雪が少なく、利用できない状態が続いています。 <p>【生涯学習センター体育場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての体育場が建築後 30 年以上経過し、劣化しています。 	<p>【建物の解体・譲渡・売却等の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本郷体育館：解体（令和 7 年度） ・二本柳運動場管理棟：解体（令和 13 年度以降） ・本郷運動場物置・便所：解体（令和 5 年度） ・宮川庭球場管理棟（トイレ含む）：解体（令和 7 年度） <p>・小山スキー場は、降雪や利用状況及び維持管理コストを踏まえ、令和 8 年度までに廃止も含めて検討します。</p> <p>・生涯学習センター体育場は、令和 5 年度から令和 8 年度にかけて廃止する方針です。</p> <p>・生涯学習センター運動場は、令和 6 年度に廃止する方針です。</p> <p>・河畔公園庭球場、宮川庭球場は、令和 7 年度に廃止する方針です。</p> <p>・本郷テニスコートは、利用状況及び維持管理コストを踏まえ、廃止も含めて検討します。</p> <p>・その他の建物については、今後も適切に維持管理や修繕を行うことで、長寿命化を図ります。</p>

	施設用途	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用検討(案)
6	スポーツ・レクリエーション施設	<p>公園・観光施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいの森公園は、倉庫を除き、外壁を中心に劣化しています。 ・蓋沼森林公園は全体的に建築後 30 年経過しており、建物は劣化しています。 ・雀林観光休憩所は、築浅で建物の状態は良好です。 ・白鳳山公園は全体的に建築後 40 年近く経過しており、建物は劣化しています。 ・宿泊研修施設（ほっとびあ新鶴）は、本町にとって数少ない宿泊施設ですが、老朽化が進んでおり、客室が少ないため経営に支障があります。 ・温泉施設（新鶴温泉健康センター）は、屋根・屋上と外壁が劣化しています。ほっとびあ新鶴との複合施設です。 ・高田温泉あやめの湯は、あやめ荘、会津美里町保健センターとの複合（併設）施設です。外壁が著しく劣化しています。 ・その他、インフォメーションセンター、ふるさと観光物産館等の建物の状態は、概ね良好です。 ・平成 28 年度から令和 2 年度までに、3 棟、960.4 m²の建物を除却又は売却しました。 	<p>【建物の解体・譲渡・売却等の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊研修施設（ほっとびあ新鶴）：売却（令和 3 年度）但し、売却先が見つからない場合はリニューアル工事を検討します。（令和 6 年度から令和 7 年度） ・温泉施設（新鶴温泉健康センター）：売却（令和 3 年度）但し、売却先が見つからない場合はほっとびあ新鶴と一体的なリニューアル工事を検討します。（令和 6 年度から令和 7 年度） ・高田温泉あやめの湯：売却（令和 3 年度）但し、売却できない場合は令和 7 年度で廃止します。 <p>・ふるさと観光物産館は、令和 2 年度で廃止しました。建物は、ふれあいの森公園の施設として活用しています。</p> <p>・その他の建物については、今後も適切に維持管理や修繕を行うことで、長寿命化を図ります。</p>
7	保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスセンター（本郷複合施設）以外の建物は、全体的に劣化が著しい状態です。 ・会津美里町保健センター及びふれあいセンター「あやめ荘」はあやめの湯との複合（併設）施設です。 	<p>【建物の解体・譲渡・売却等の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本郷老人福祉センター：解体（令和 7 年度） <p>・会津美里町保健センター及びふれあいセンター「あやめ荘」は、あやめの湯の今後の方針を踏まえた維持管理を行う必要があるため、将来方針について引き続き検討を続けます。</p> <p>・その他の建物については、今後も適切に維持管理や修繕を行うことで、長寿命化を図ります。</p>
8	文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・会津美里町役場及び複合文化施設を平成 30 年度に新築しました。役場庁舎、公民館、図書館、ホール機能を備えた複合文化施設です。 ・向羽黒山城跡整備資料室は、外壁が著しく劣化しています。 ・下中川集会所は、建築後 41 年のものと建築後 22 年のもの計 2 棟を保有しています。前者は劣化が著しいです。 ・他の建物の状態は、比較的良好です。 ・旧赤沢幼稚園は、収蔵文化財の倉庫として利用しています。 	<p>【建物の解体・譲渡・売却等の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・向羽黒山城跡整備資料室：解体（令和 9 年度） ・旧赤沢幼稚園：解体（新鶴庁舎大規模改修（令和 3・4 年度）に合わせて、令和 5 年度に実施） ・下中川集会所（築 41 年の棟）：解体（下中川団地の老朽化住戸の入居状況を踏まえ時期を決定） <p>・向羽黒山城跡整備資料室は老朽化しているため、本郷地域内の空き施設や空室への移転を検討します。</p> <p>・その他の建物については、今後も適切に維持管理や修繕を行うことで、長寿命化を図ります。</p>

	施設用途	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用検討(案)
9	その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどが普通財産です。 ・一部の施設は集会所や観光施設として、民間等へ貸付等を行い活用しています。 ・旧小中学校の建物以外には、旧高田庁舎、大儀展示場、発芽胚精米生産施設、スピードスプレーアー格納庫、新鶴ワイナリー、東尾岐携帯電話基地局、農業体験学習農場前作業所、旧水野邸、杉屋集会所、永井野東川原集会所、永井野中組集会所、公衆トイレ等があります。 ・一部を除き、多くは建築年数が経過しており、劣化している建物も多い状況です。 ・平成 28 年度から令和 2 年度までに、12 棟、5,164.1 m²の建物を除却しました。 	<p>【建物の解体・譲渡・売却等の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発芽胚精米生産施設：売却（令和 3 年度） ・スピードスプレーアー格納庫：解体（令和 7 年度） ・新鶴ワイナリー：売却又は譲渡を検討 ・農業体験学習農場前作業所、旧新鶴学校給食センター、旧 NTT 宿舍倉庫、旧新鶴温泉村民健康センター、旧水野邸、旧赤沢小学校、旧藤川小学校、旧尾岐小学校、永井野東川原集会所、旧交通安全教育センター管理棟、杉屋集会所、永井野中組集会所：地区等へ譲渡を検討（耐用年数経過後） ・旧旭小学校市川分校：地区への譲渡又は解体（早めに） ・公衆便所（上町）：近隣に公衆トイレがあるため、廃止を検討。 ・旧高田庁舎行政バス車庫：令和 3 年度に文化財保管庫として改修を予定。 <p>・公衆トイレ等は、衛生面や美観の観点から、建築後 50 年程度で建替える方針とします。</p> <p>・その他の建物については、今後も適切に維持管理や修繕を行うことで、長寿命化を図ります。</p>

表 5.4.2 将来の公共施設等の基本方針（インフラ施設）

	インフラ種別	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用検討(案)
1	道路	<ul style="list-style-type: none"> ・道路改良率は 77.0%です。 (福島県市町村要覧 2021 より) ・舗装長寿命化修繕計画は未策定です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の役割や機能、特性、利用者のニーズにより整備、保全の優先度を踏まえて、効率的な交通網の整備を推進します。 ・施設利用上の安全性を確保するとともに、経済や社会情勢に応じた修繕、更新等を検討します。 ・路面性状調査等を実施し、効率的かつ合理的な舗装の改修を目指します。
2	橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・156 橋が整備され、50 年から 60 年経過（昭和 30 年代に建設）する施設もあります。30 年以上経過する施設の割合は約 59.5%で、老朽化が進行しています。 ・平成 5 年度から平成 7 年度にかけて建設された橋梁の更新時期が集中されると予測されます。 ・5 年に一度の定期点検を実施し、長寿命化修繕計画により予防保全を進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「会津美里町橋梁長寿命化修繕計画 令和元年度」に従い、維持管理・修繕等を実施します。 ・長寿命化修繕計画との整合を図り、必要に応じて適宜見直し、適切な維持管理により長寿命化を推進します。 ・橋梁定期点検の結果を踏まえ、施設利用上の安全性を確保するとともに、経済や社会情勢に応じた修繕、更新等を検討します。

	インフラ種別	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用検討(案)
3	トンネル	<ul style="list-style-type: none"> ・沼山トンネル(128.0m)のうち、会津美里町管理延長は63mです。 ・過酷な地理的条件の下で建設後20年以上が経過しており、漏水、うき・剥離、ひびわれ等の損傷が多数確認されています。 ・5年に一度の定期点検を実施し、長寿命化修繕計画により予防保全を進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「会津美里町トンネル長寿命化修繕計画(平成29年度)」に従い、維持管理・修繕等を実施します。 ・長寿命化修繕計画との整合を図り、必要に応じて適宜見直し、長寿命化により適切な維持管理を推進します。当面は点検のみを予定しています。 ・トンネル定期点検の結果を踏まえ、施設利用上の安全性を確保するとともに、経済や社会情勢に応じた修繕、更新等を検討します。
4	上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道普及率(令和元年度)は87.0%です。 ・整備後30年以上経過した管路の割合が約58.9%と約6割を占める(布設年度不明を含む)。 ・水道アセットマネジメント計画は未策定です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後検討する「水道アセットマネジメント計画」との整合を図り、必要に応じて適宜見直し、長寿命化による適切な維持管理を推進します。 ・施設利用上の安全性と事業の継続性を確保するとともに、経済や社会情勢に応じた修繕、更新等を検討します。
5	下水道等	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道普及率(令和2年度)は46.4%であり、農業集落排水を含めると57.1%、合併処理浄化槽を含めると71.5%の普及率です。 ・整備後20年以上の管路の割合が約19.2%です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会津高田浄化センター及び会津本郷浄化センターにおいては、ストックマネジメント基本計画等との整合を図り、必要に応じて適宜見直し、適切な維持管理により長寿命化を推進します。 ・施設利用上の安全性と事業の継続性を確保するとともに、経済や社会情勢に応じた修繕、更新等を検討します。

(5) 公共施設の延床面積に関する縮減目標

将来の更新費用の推計では、施設用途ごとに策定又は検討している関連計画により公共施設の削減を見込んだ場合でも年間 12.8 億円の経費が必要と見込まれており、本町の財政状況から見ると施設総量（延床面積）の縮減が最も重要であると考えます。

会津美里町公共施設長寿命化計画（個別施設計画）では、同計画において検討された建物の将来方針や実施計画に基づき、建築系公共施設（インフラ施設関係の建築物を除く）の保有量（延床面積）の推移と 10 年後の縮減状況を推計しています。

平成 28 年度における保有量（延床面積）は、131,900.7 ㎡です。令和 2 年度時点には 125,971.0 ㎡を保有しており、平成 28 年度比で約 4.5%縮減されています。同計画の実施計画（整備計画）に基づき整備が実行されると、令和 12 年度時点の保有量（予定）は 111,673.9 ㎡となり、平成 28 年度比で約 15.3%が縮減される見込みです。

表 5.4.3 令和 12 年度までの施設保有量の推移（予定）

施設用途	H28 年度保有量			R2 年度保有量			H28→R2 年度差分			R12 年度保有量（予定）			H28→R12 年度差分		
	棟数	延床面積 (㎡)	割合 (%)	棟数	延床面積 (㎡)	割合 (%)	棟数	延床面積 (㎡)	縮減率 (%)	棟数	延床面積 (㎡)	割合 (%)	棟数	延床面積 (㎡)	縮減率 (%)
公 営 住 宅	174	27,808.0	21.1	114	24,954.8	19.8	-60	-2,853.2	-10.3	59	22,271.6	19.9	-115	-5,536.4	-19.9
行政関連施設	121	14,922.2	11.3	113	17,908.8	14.2	-8	2,986.6	20.0	112	17,898.9	16.0	-9	2,976.7	19.9
子育て支援施設	10	5,487.4	4.2	9	5,178.0	4.1	-1	-309.4	-5.6	9	5,178.0	4.6	-1	-309.4	-5.6
学校教育系施設	44	37,433.6	28.4	42	37,019.0	29.4	-2	-414.6	-1.1	37	35,980.5	32.2	-7	-1,453.0	-3.9
社会教育系施設	22	7,876.5	6.0	22	7,876.5	6.3	0	0.0	0.0	4	2,112.0	1.9	-18	-5,764.5	-73.2
スポーツ・レクリエーション施設	73	16,954.7	12.9	70	15,994.3	12.7	-3	-960.4	-5.7	64	13,144.8	11.8	-9	-3,809.9	-22.5
保健・福祉施設	6	5,155.3	3.9	6	5,155.3	4.1	0	0.0	0.0	5	4,323.0	3.9	-1	-832.3	-16.1
文化系施設	9	1,292.5	1.0	9	1,292.5	1.0	0	0.0	0.0	4	338.3	0.3	-5	-954.2	-73.8
その他施設	62	14,970.6	11.3	53	10,591.8	8.4	-9	-4,378.8	-29.2	51	10,426.8	9.3	-11	-4,543.8	-30.4
総 計	521	131,900.7	100.0	438	125,971.0	100.0	-83	-5,929.7	-4.5	345	111,673.9	100.0	-176	-20,226.8	-15.3

また、更新費用の推計に基づき「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」において、「供給量の適正化」を推進し、「施設総量（延床面積）の縮減」を図ることとしていることから、本計画の当初策定時となる平成 28 年度から 40 年後の令和 37 年度時点における縮減目標として、平成 28 年度時点の施設総量（延床面積）の 31.0%を縮減し、保有量を 91,000.0 ㎡とすることを目標とします。

縮減目標の検討にあたっては、施設用途ごとの基本方針及び施設の廃止、統廃合を想定し、数値目標としています。

なお、廃止した施設については、有利な起債を活用するなど財源確保に努め、除却することを基本とし、その跡地利用についても検討を行うものとします。

表 5.4.4 公共施設（建物）の延床面積に係る現状と縮減後の比較

比較項目	平成 28 年度 現状（比較基準）	令和 2 年度 現状	令和 12 年度 予定	令和 37 年度 目標
人口（人）	20,597 ^{※1}	19,014 ^{※2}	16,864 ^{※3}	11,104 ^{※4}
施設の保有量（㎡）	131,900.7	125,971.0	111,673.9	91,000.0
縮減面積（㎡）	-	5,929.7	20,226.8	40,900.7
縮減率（%）	-	4.5	15.3	31.0
一人当たりの延床面積（㎡/人）	6.40	6.63	6.62	8.19 ^{※5}
過去 5 年間の平均投資的経費（億円/年）	11.8			
更新等に係る投資的経費（億円/年）	13.90	12.8	11.3	8.84
過去 5 年間の平均投資的経費における 町民一人当たりの負担額（万円/年）	5.73	6.21	7.00	10.63
更新等に係る投資的経費における 町民一人当たりの負担額（万円/年）	6.75	6.73	6.70	7.96

- ※ 1：福島県の推計人口（福島県現住人口調査月報 平成 28 年 9 月 1 日現在）より
- ※ 2：令和 2 年国勢調査より
- ※ 3：会津美里町第 2 期人口ビジョン・総合戦略における推計人口（目標人口）
- ※ 4：会津美里町第 2 期人口ビジョン・総合戦略における令和 17 年から 10 年間の減少率を令和 27 年の推計人口（目標値：13,180 人）に乗じて算出
- ※ 5：参考値として、将来目標人口と施設の保有量を基に一人当たりの延床面積を算出

なお、最低限の行政サービスを維持するための義務的施設まで削減することはできないため、施設総量（延床面積）の縮減には限界があります。

一方では、人口の減少スピードが建物の縮減スピードを上回るものと予想されるため、公共施設を維持するために必要な経費として、町民一人当たりの負担が徐々に増えていくことが予想されます。今後は、公共施設の使い方を工夫し、少しでも人口減少を食い止め、新たな財源を確保するために、なるべく町民の負担を減らしていくための施策を講じていかなければなりません。

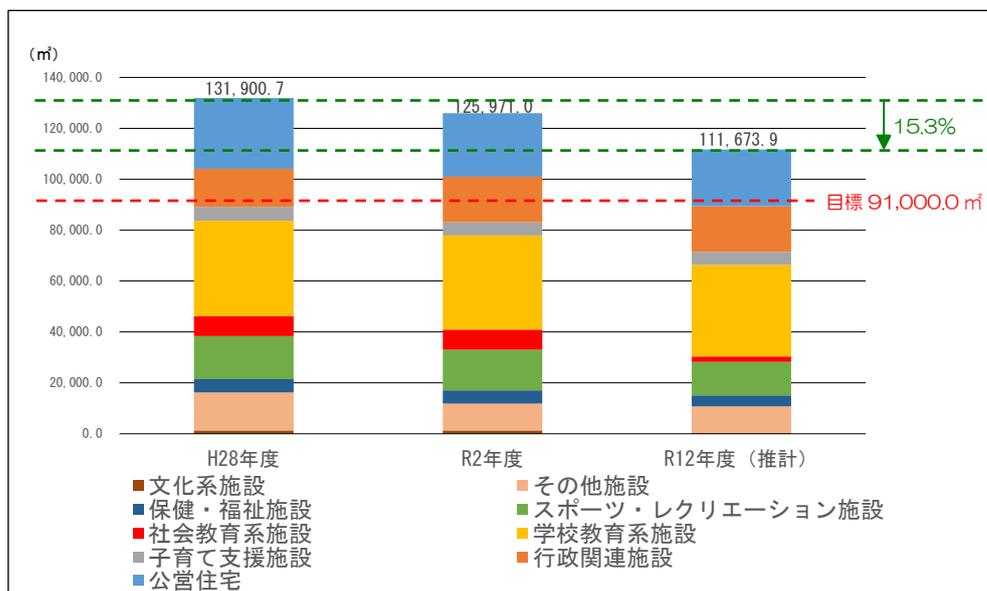


図 5.4.1 建物保有量の推移と予定

第6章 推進体制

1. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(1) 町民との情報共有と協働体制の構築

公共施設等の総合的な管理の推進には、実際に町民が利用する施設の規模の縮小や廃止等も視野に入れた検討を伴うことから、受益者である町民の理解が必要不可欠です。

そのため、ホームページ・広報紙等を活用した計画の進捗報告により、公共施設の利活用に関する情報や課題の共有を図ります。

また、町民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、町民との協働による公共施設の維持管理のあり方について検討します。

(2) 民間活力の活用体制の構築

公共施設等の総合的な管理を推進する上で、「運営経費の適正化」、「町民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが重要です。現在も体育館、温泉等の施設では、一括委託や指定管理者制度を導入していることから、今後とも、PPP や PFI の導入により民間企業の資金や手法を活用し、事業の効率化や町民サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

2. フォローアップの実施方針

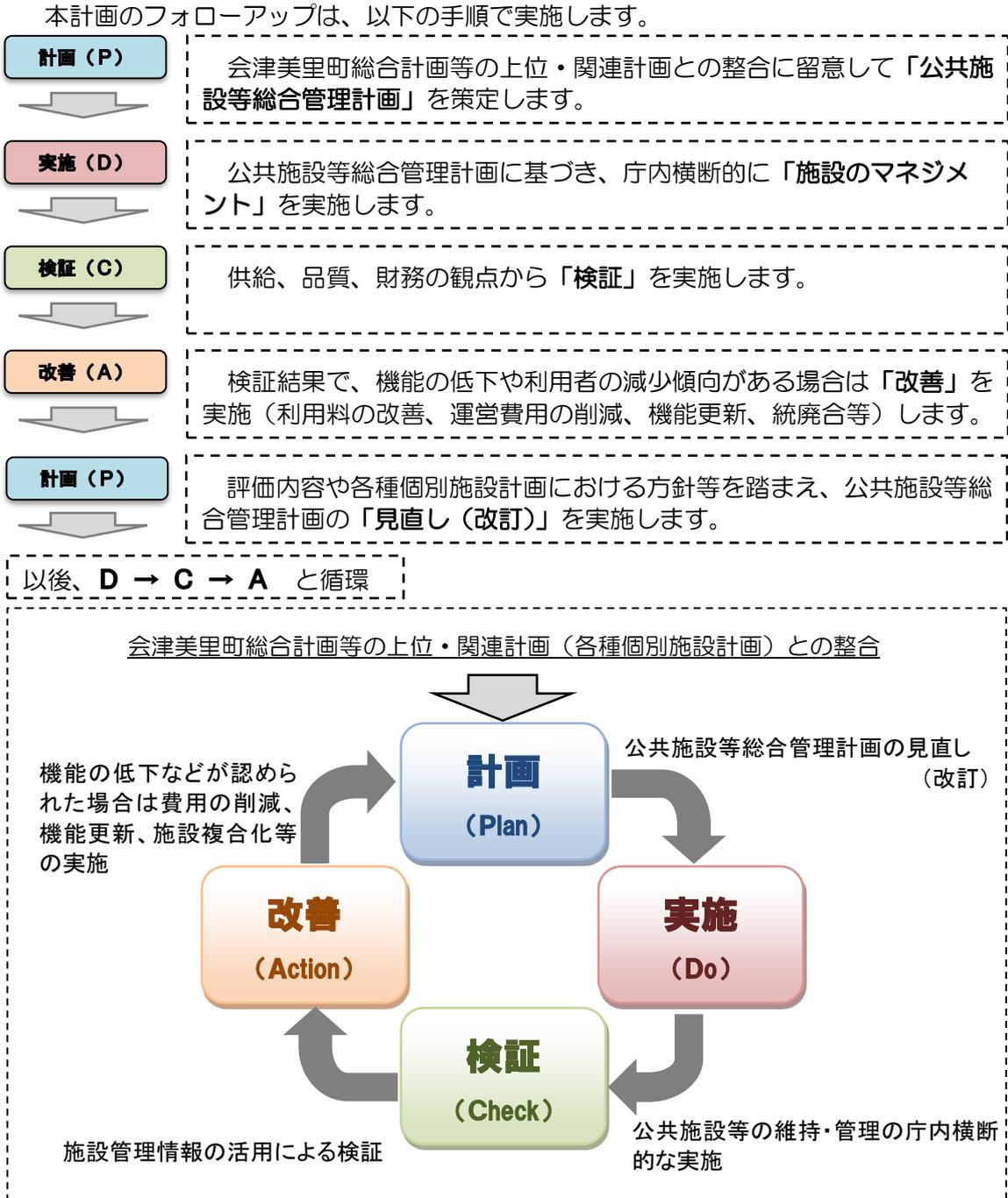


図 6.2.1 フォローアップの実施方針のイメージ

資料編

1.1 地域別人口分布図

地域別人口分布について、図 1.1.1 から図 1.1.4 に示します

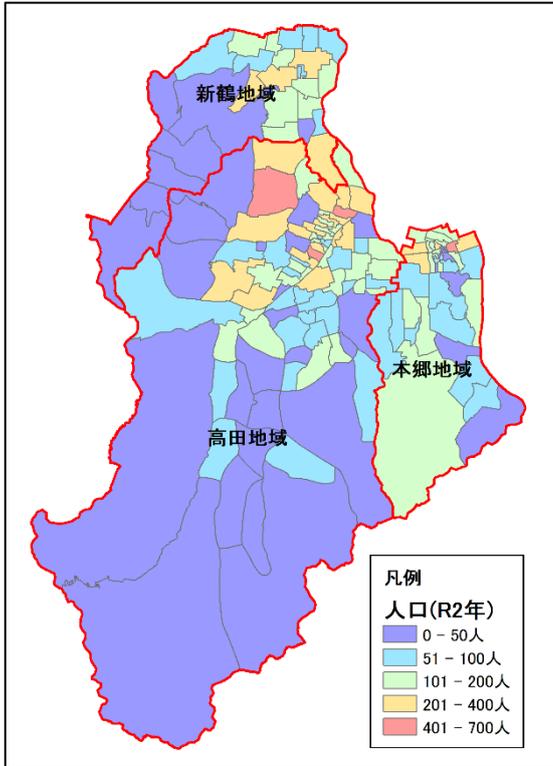
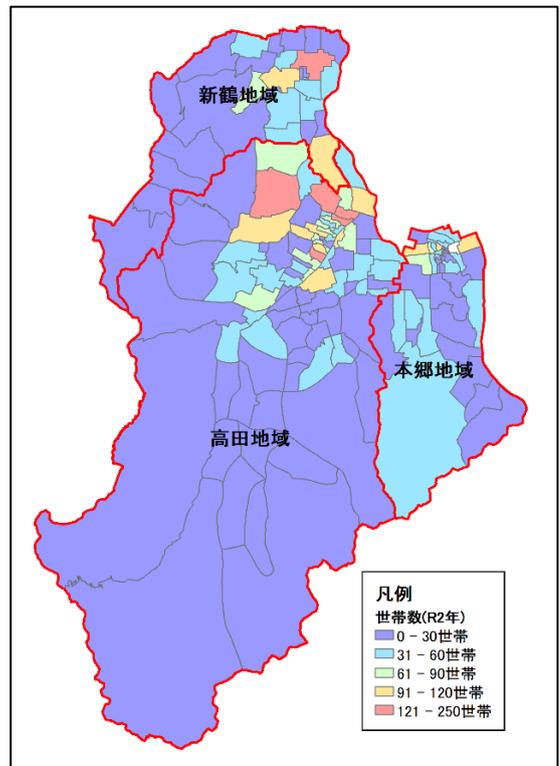


図 1.1.1 地域別人口分布 (R2 年国勢調査)



地域別世帯分布 (R2 年国勢調査)

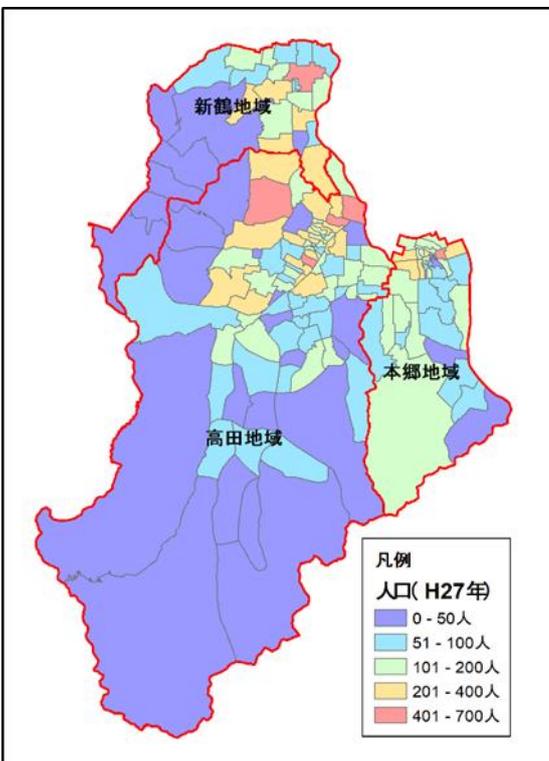
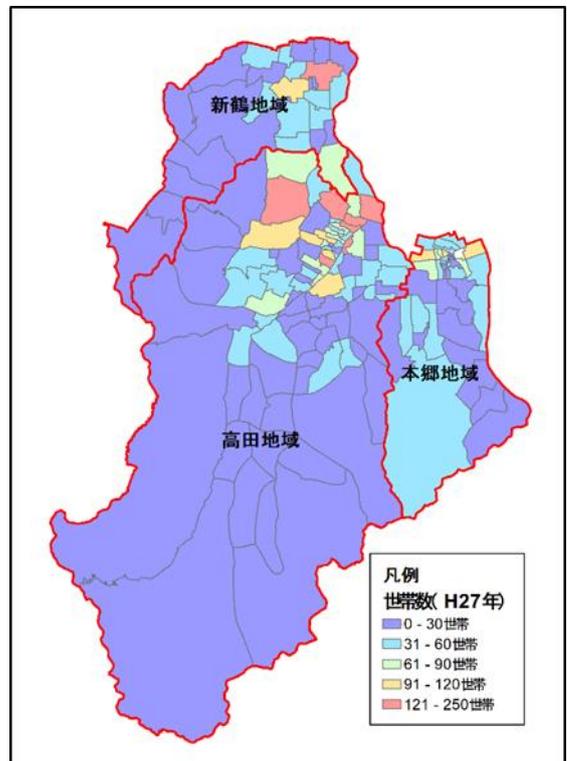


図 1.1.2 地域別人口分布 (H27 年国勢調査)



地域別世帯分布 (H27 年国勢調査)

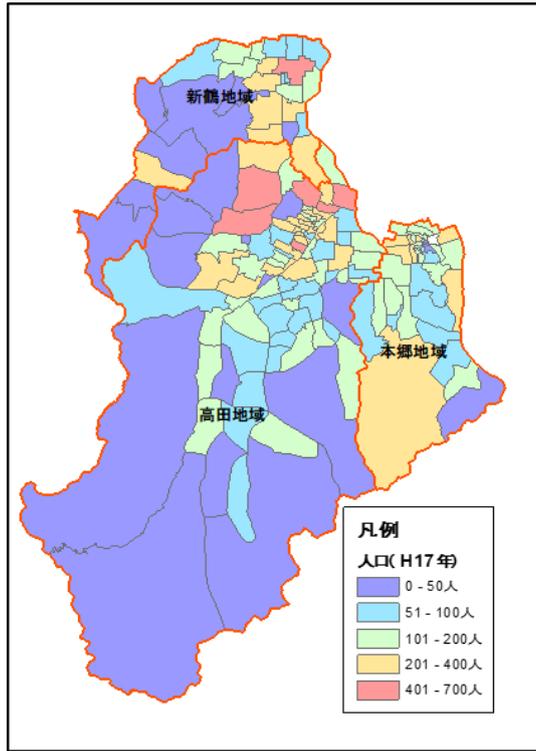
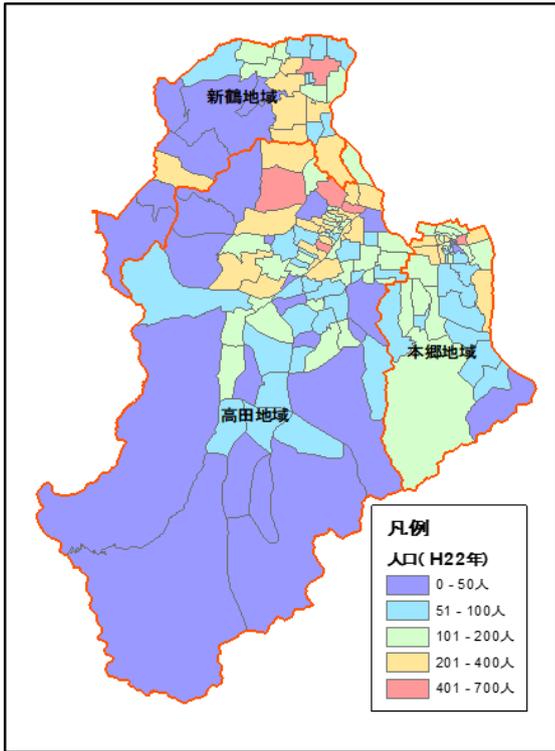


图 1.1.3 地域別人口分布 (H22 年国勢調査)

地域別人口分布 (H17 年国勢調査)

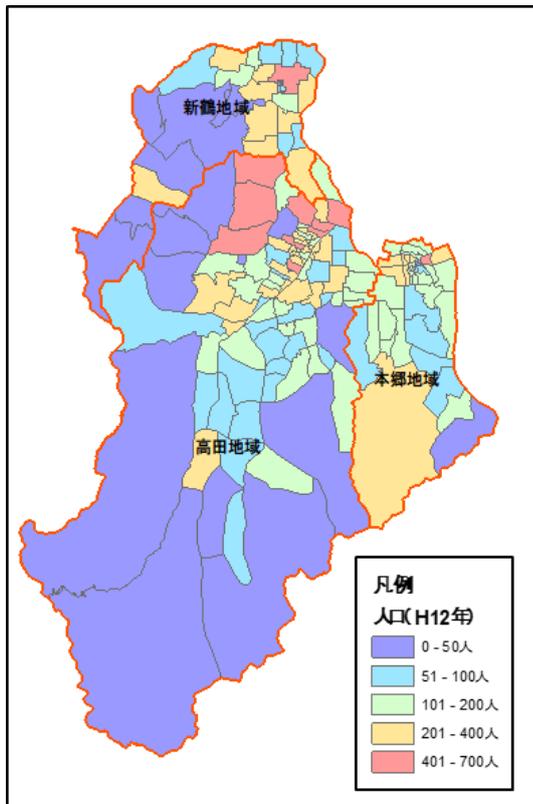


图 1.1.4 地域別人口分布 (H12 年国勢調査)

1.2 地域別公共施設の分布

本町の各地域の公共施設の配置状況（主な施設）について、図 1.2.1 から図 1.2.9 に示します。

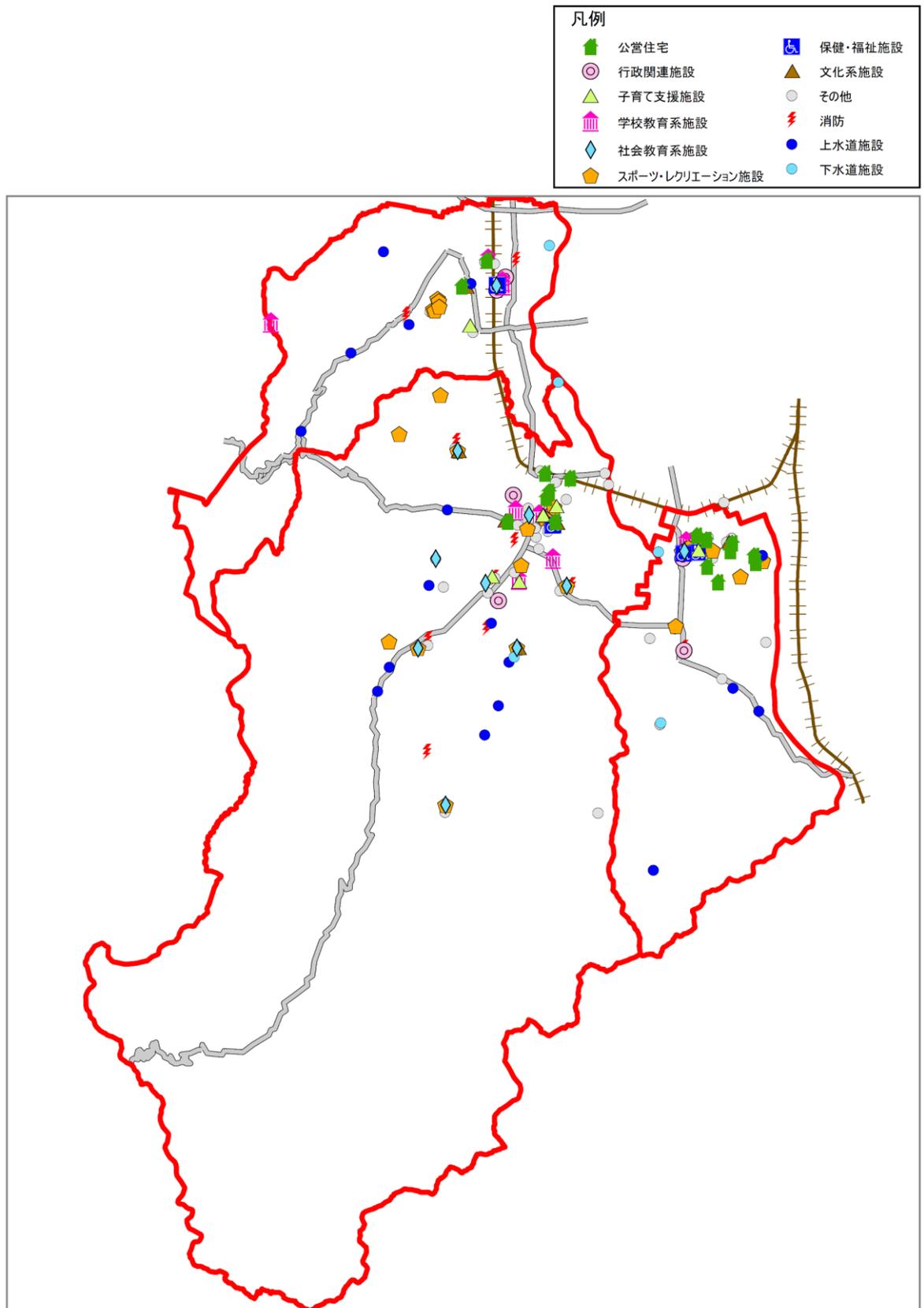


図 1.2.1 主な公共施設の配置（全町）

1) 高田地域（経過年数 30 年以上）

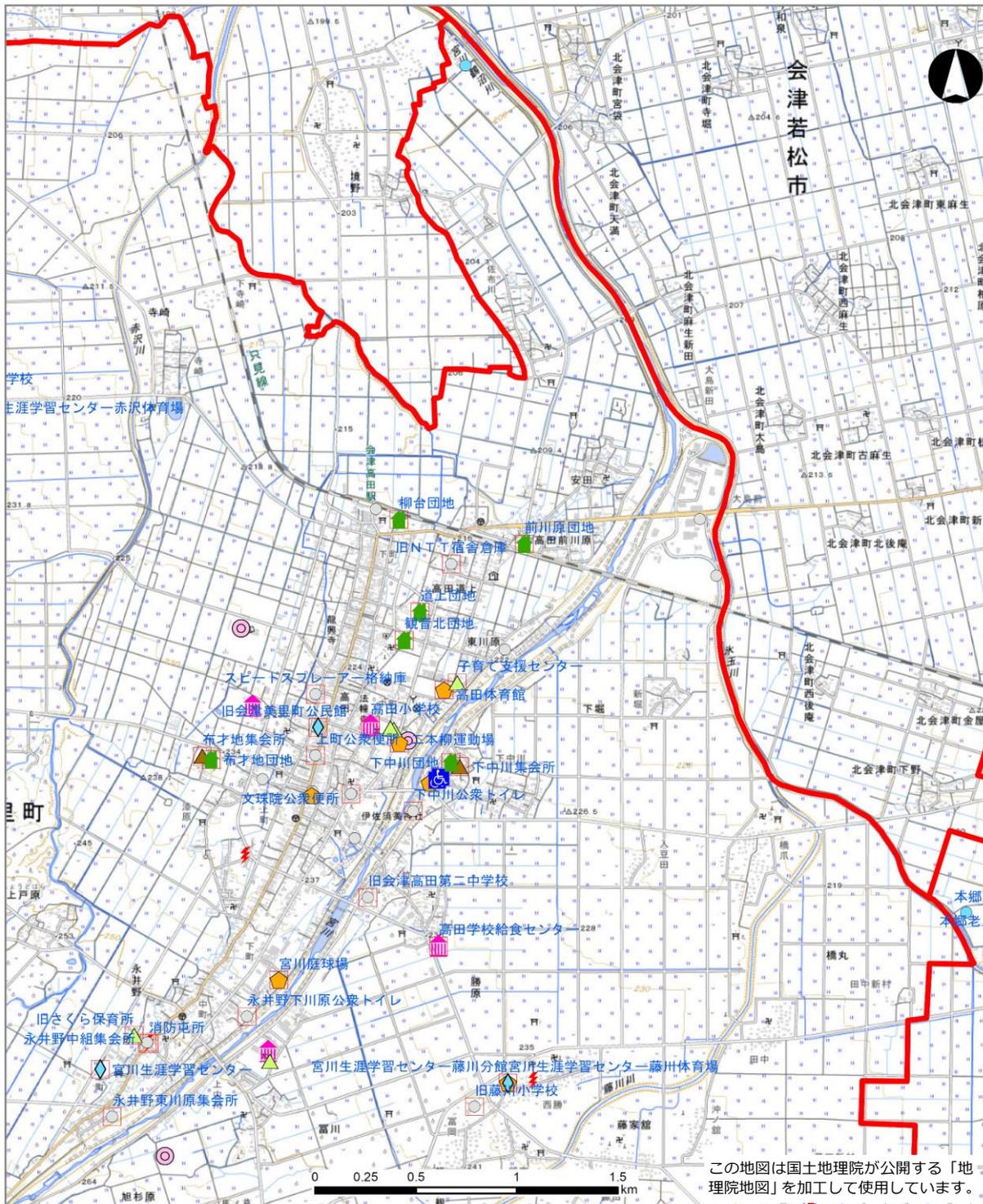


図 1.2.2 主な公共施設の配置（高田）

3) 高田地域（経過年数 30 年以上）

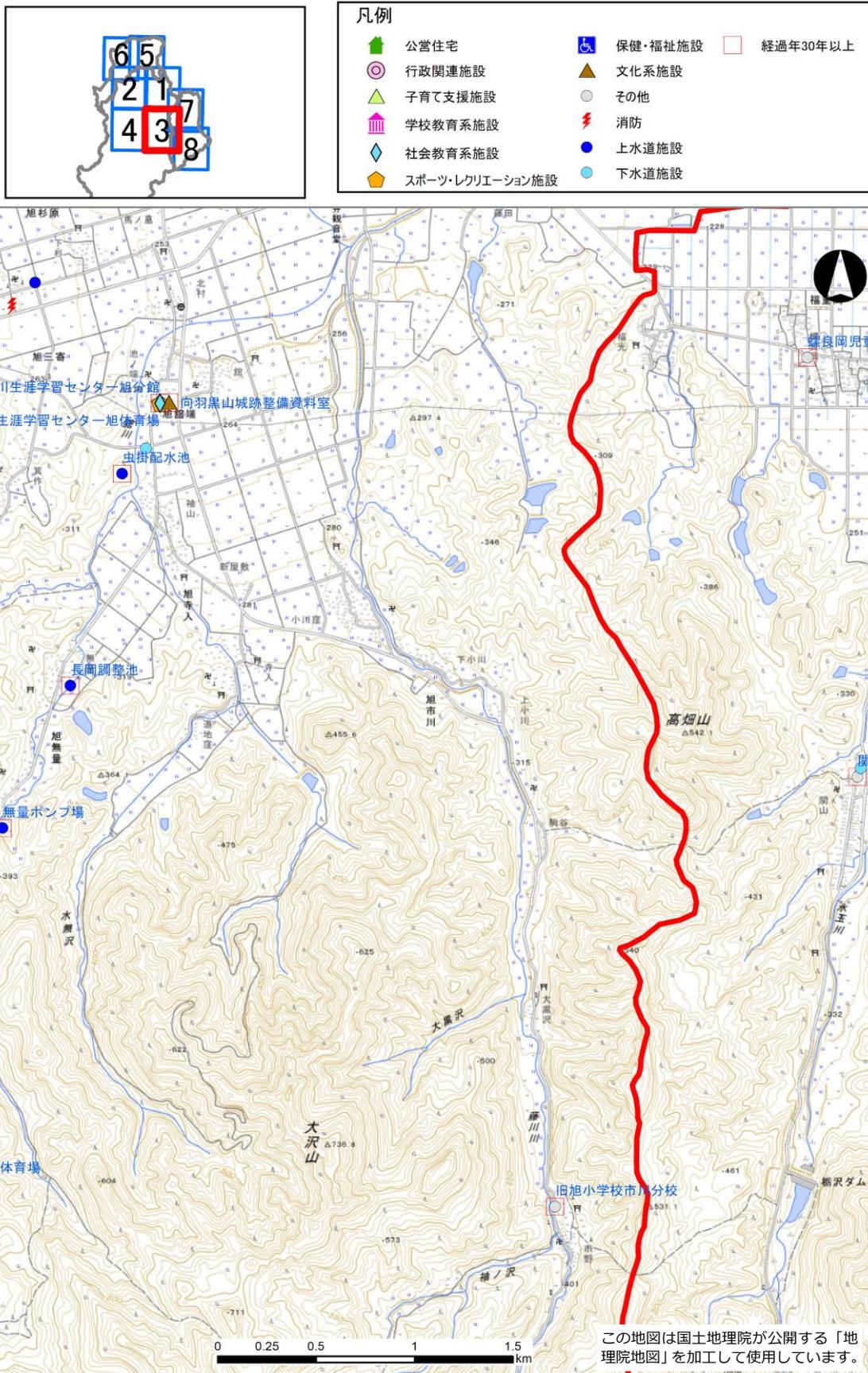
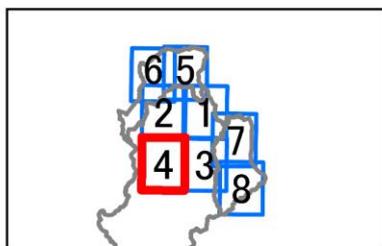
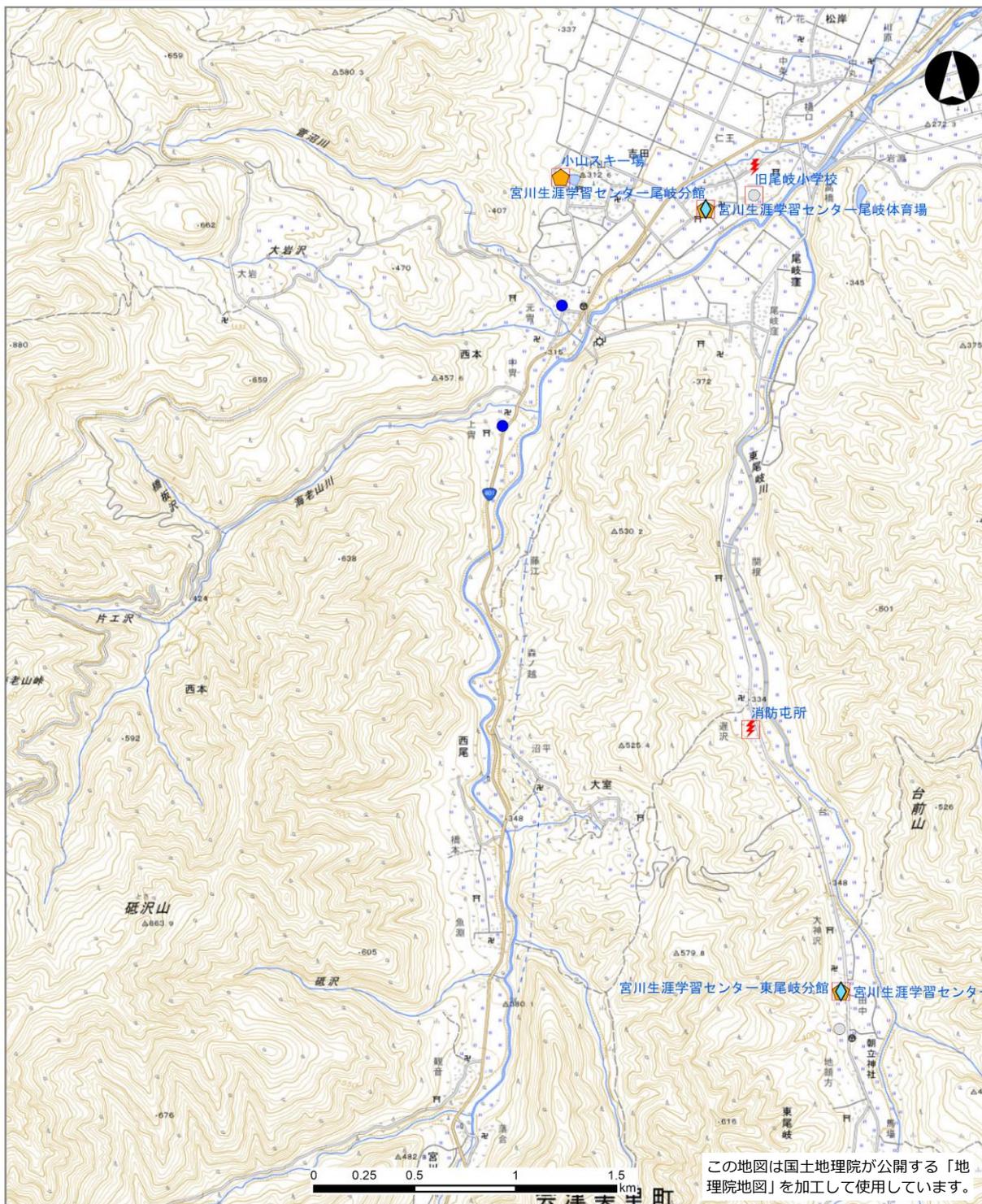


図 1.2.4 主な公共施設の配置（高田）

4) 高田地域（経過年数 30 年以上）



凡例					
	公営住宅		保健・福祉施設		経過年30年以上
	行政関連施設		文化系施設		その他
	子育て支援施設		消防		上水道施設
	学校教育系施設		下水道施設		スポーツ・レクリエーション施設



この地図は国土地理院が公開する「地理院地図」を加工して使用しています。

図 1.2.5 主な公共施設の配置（高田）

5) 本郷地域（経過年数 30 年以上）

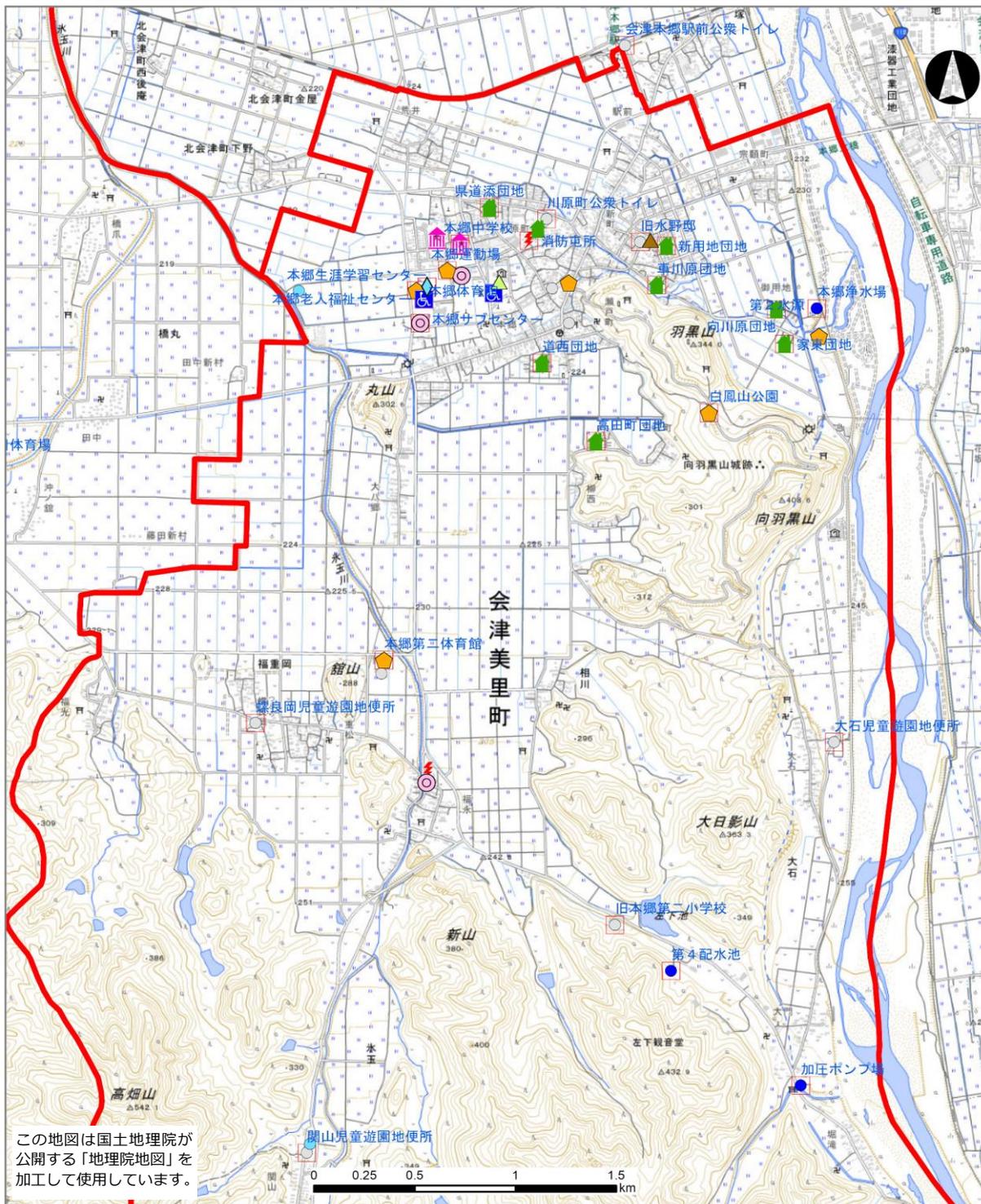
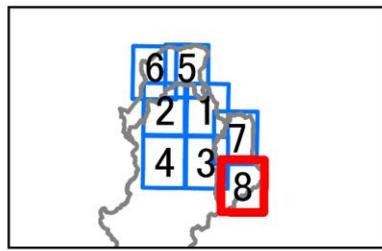


図 1.2.6 主な公共施設の配置（本郷）

6) 本郷地域（経過年数 30 年以上）



凡例

公営住宅	保健・福祉施設	経過年30年以上
行政関連施設	文化系施設	
子育て支援施設	その他	
学校教育系施設	消防	
社会教育系施設	上水道施設	
スポーツ・レクリエーション施設	下水道施設	

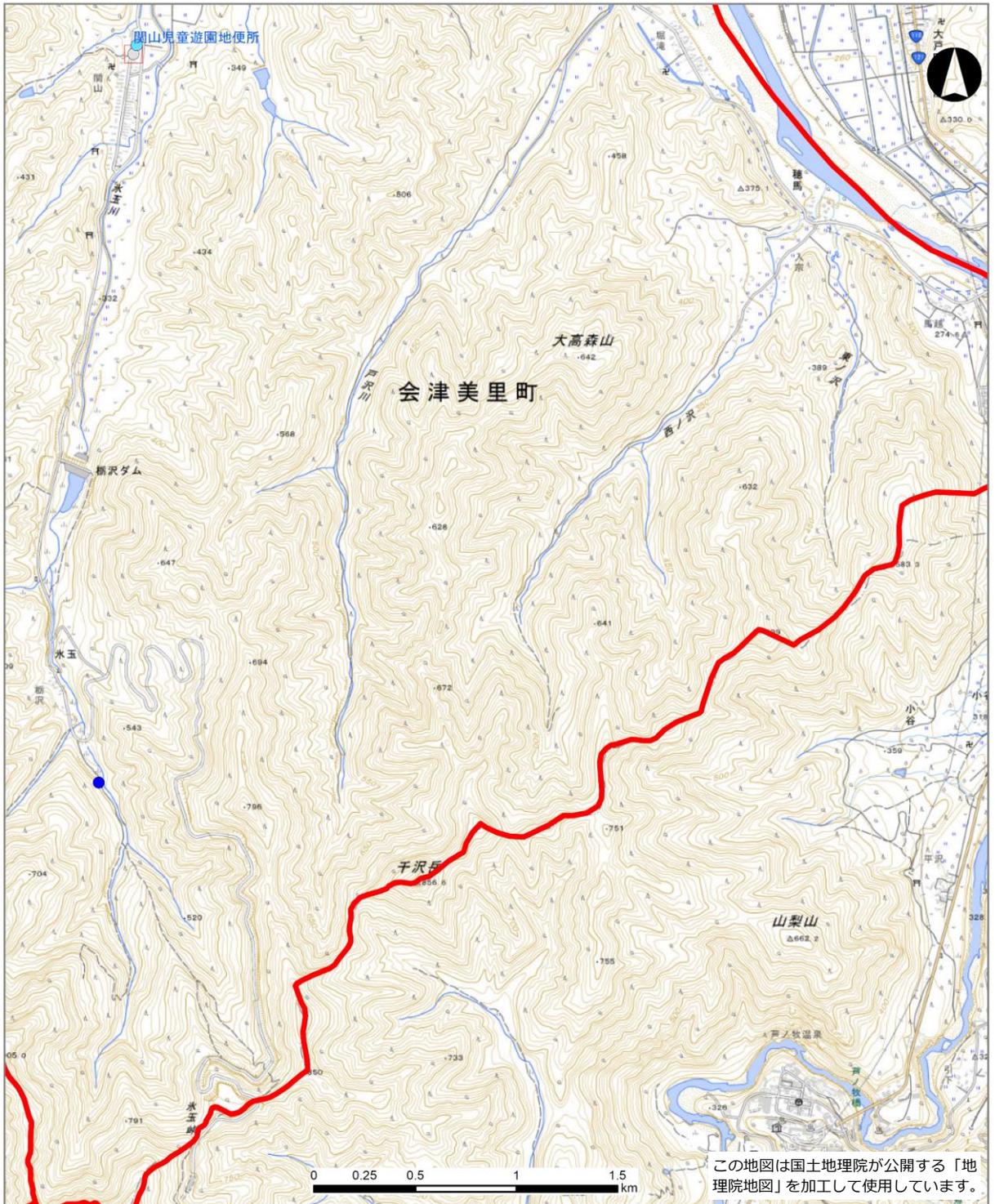


図 1.2.7 主な公共施設の配置（本郷）

7) 新鶴地域（経過年数 30 年以上）

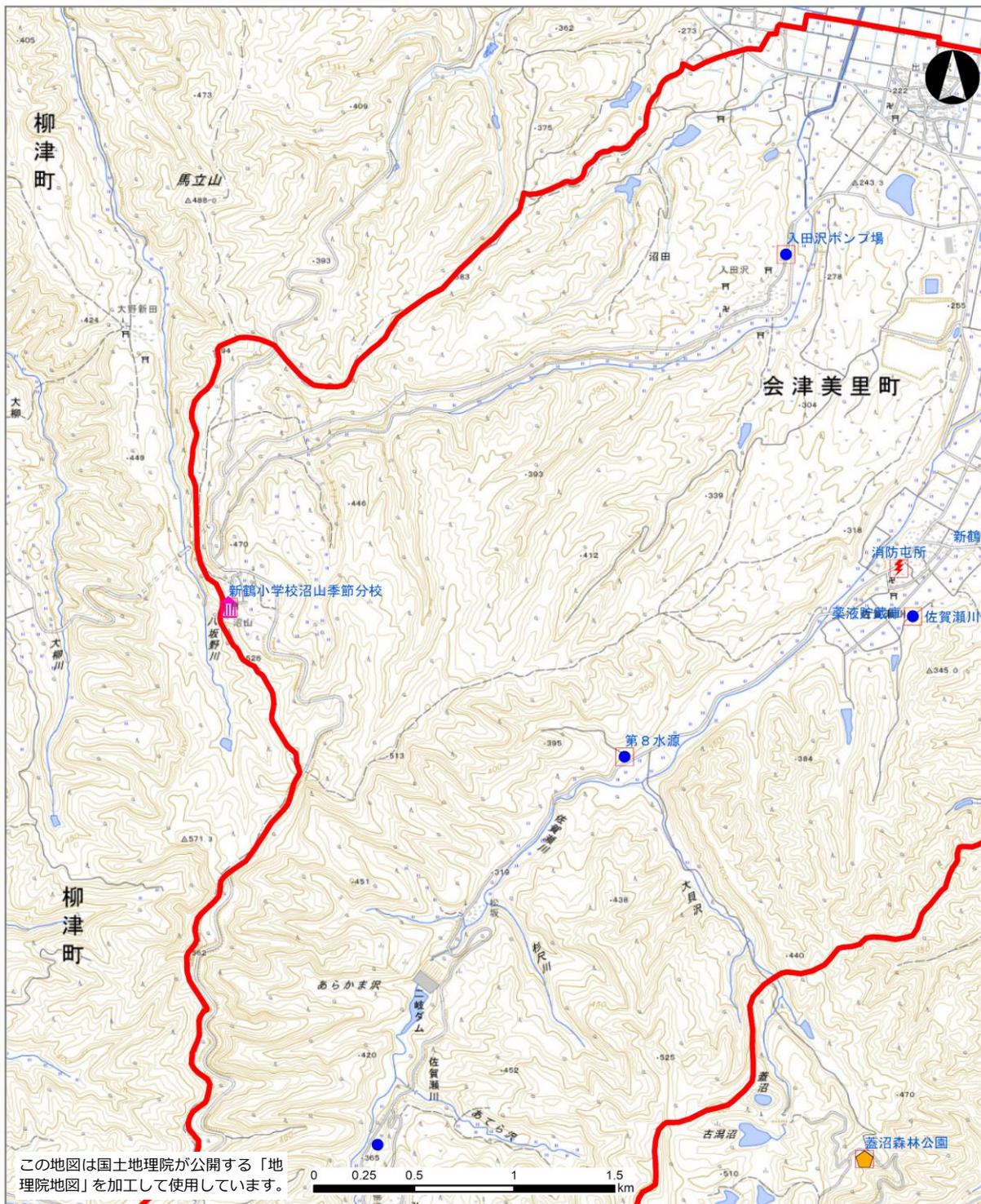
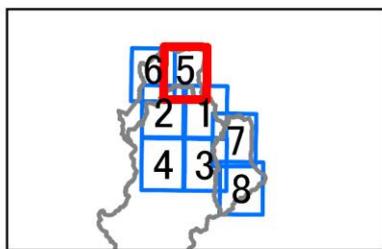


図 1.2.8 主な公共施設の配置（新鶴）

8) 新鶴地域（経過年数 30 年以上）



凡例					
	公営住宅		保健・福祉施設		経過年30年以上
	行政関連施設		文化系施設		その他
	子育て支援施設		消防		上水道施設
	学校教育系施設		下水道施設		スポーツ・レクリエーション施設
	社会教育系施設				

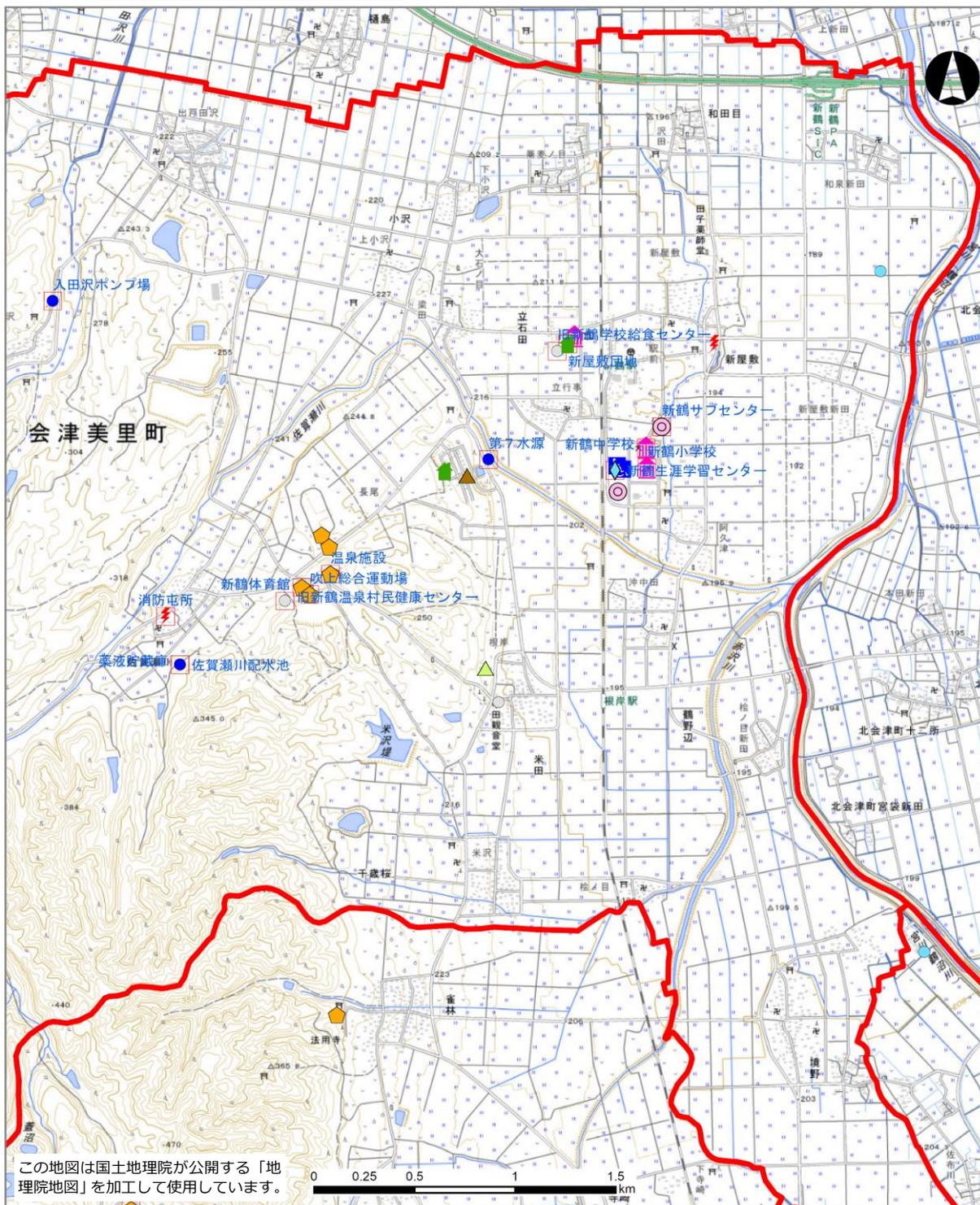


図 1.2.9 主な公共施設の配置（新鶴）

2.1 施設利用状況の現状

(1) 利用者数

本町では、スポーツ・レクリエーション施設（体育館、温泉施設、運動場、公園等）の利用者数が多く、全体としては、過去5年間の利用者数は、平成28年度から令和元年度までは概ね横ばいとなっており、令和2年度は利用者数が落ち込んでいます。これは、コロナ禍の影響を受けた結果と考えられます。

本町の公共施設の利用状況について、次に公共施設の利用者数等（施設用途別）を示します。

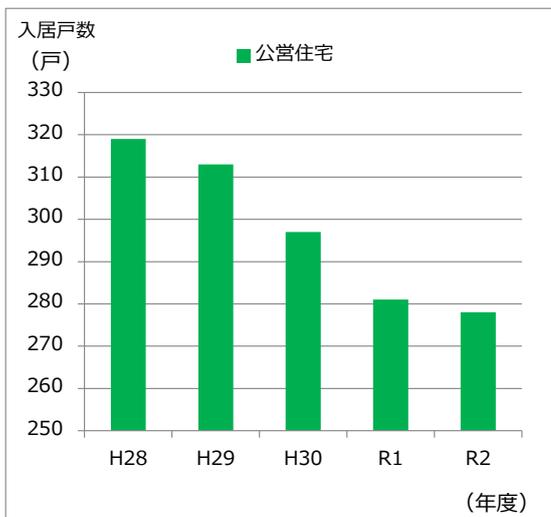
表 2.1.1 公共施設の利用者数（施設用途別）

利用状況	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
公営住宅 入居戸数	319	313	297	281	278
子育て支援施設 （認定こども園・児童館等） 入所者数	477	479	430	244	244
子育て支援施設 （子育て支援センター） 利用者数	8,643	7,410	6,602	7,253	4,066
スポーツ・レクリエーション施設 利用者数	331,072	221,887	318,822	302,454	227,168
社会教育系施設 利用者数	74,261	64,365	54,796	27,282	15,473
保健・福祉施設 利用者数	40,009	44,728	44,724	40,582	29,543
文化系施設 利用者数	174	508	805	1,916	1,148
総計	454,167	338,906	425,757	379,495	277,406

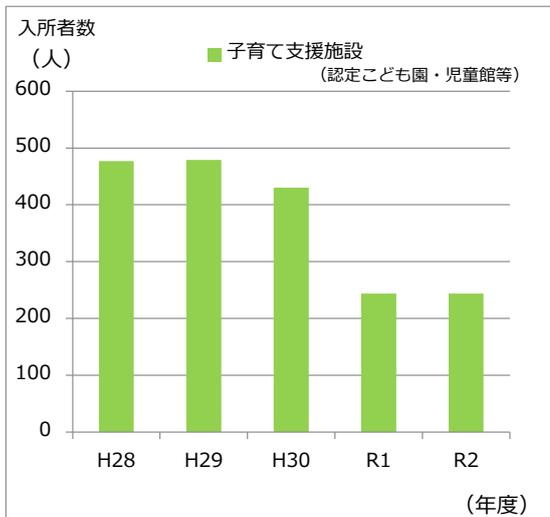
※総計に、公営住宅の戸数、子育て支援施設（認定こども園・児童館等）の入所者数は含めていません。

※利用者等が特定できる一部の施設用途について集計しています。

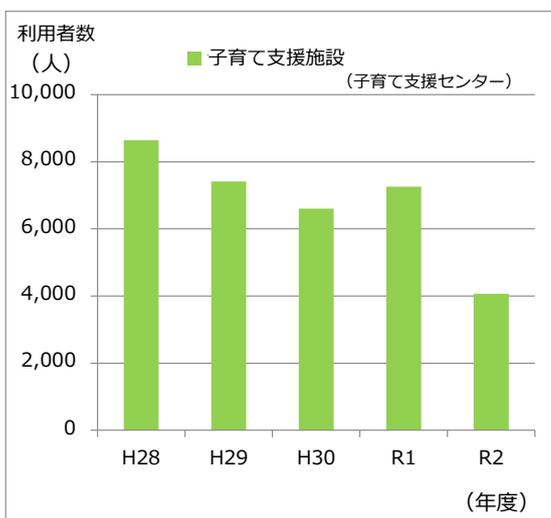
①公営住宅



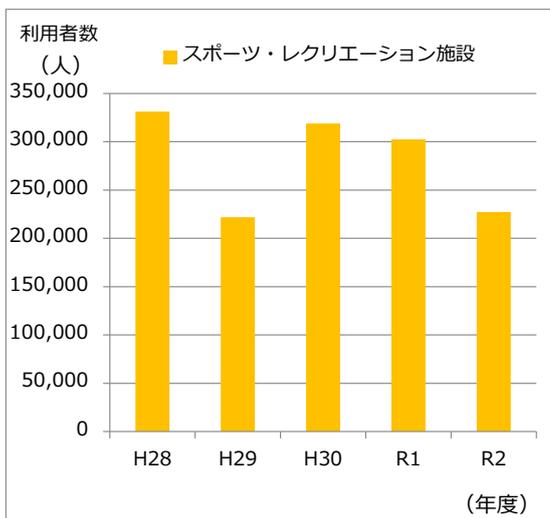
②子育て支援施設（認定こども園・児童館等）



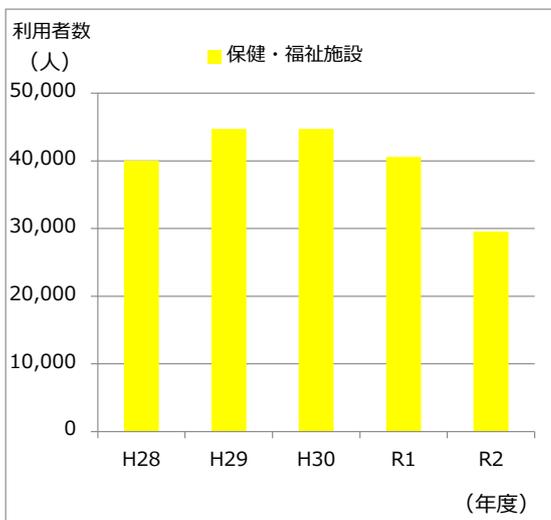
③子育て支援施設（子育て支援センター）



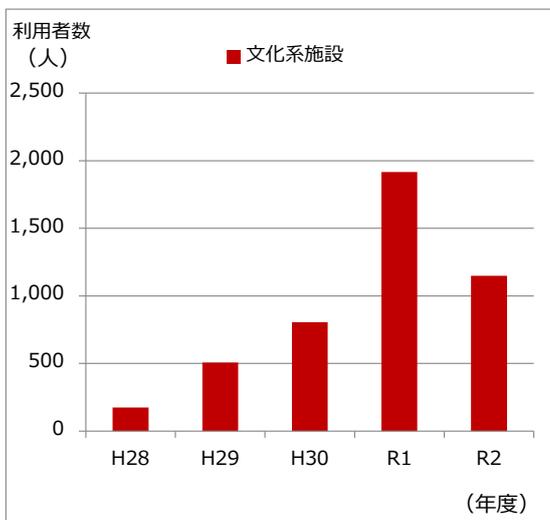
④スポーツ・レクリエーション施設



⑤保健・福祉施設



⑥文化系施設



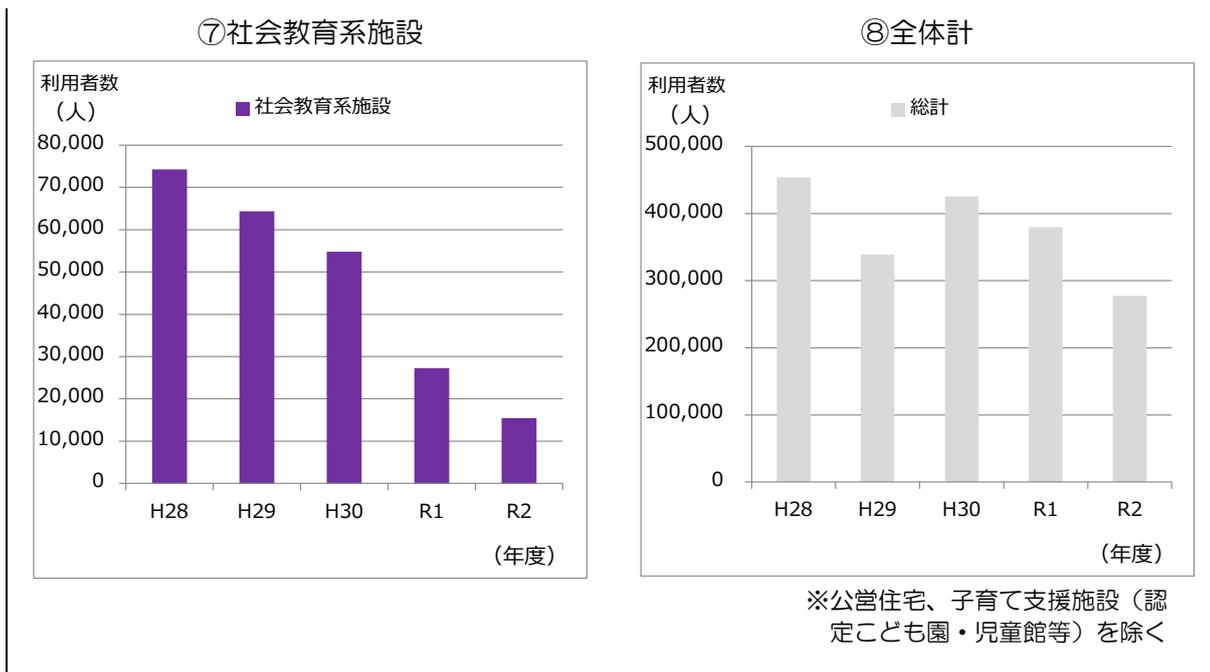
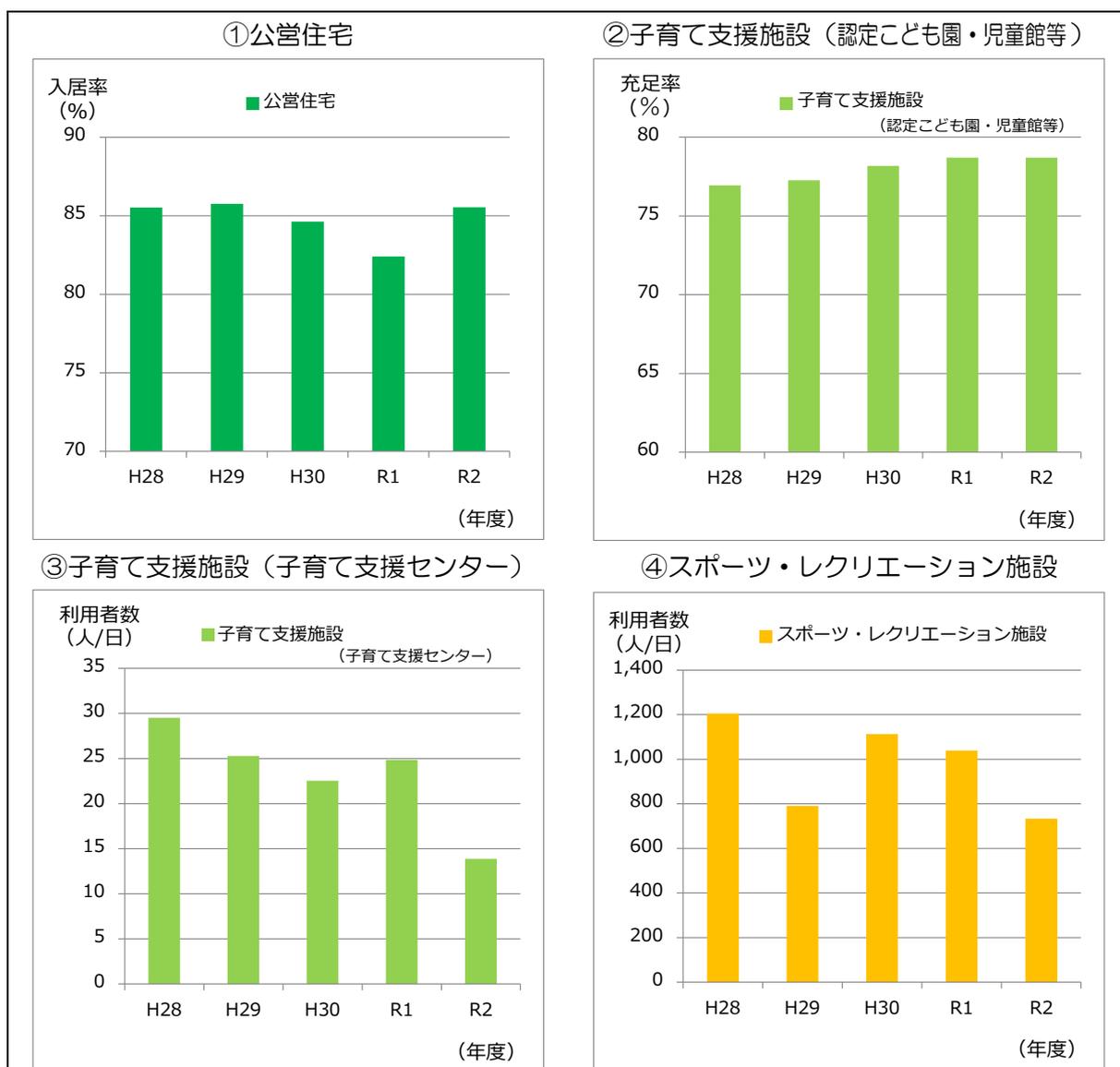


図 2.1.1 公共施設の利用者数

(2) 施設の利用率

施設の年間の利用率として、施設用途ごとの利用者数を開館日数で除し、1日当たりの利用者数を示したものになります。公営住宅は入居戸数を全戸数（政策空家を除く）で除した入居率を、子育て支援施設のうちこども園や児童館等の定員が定められている施設については、入所者数を定員数で除した充足率を示しています。

本町の公共施設の利用率について、次に示します。



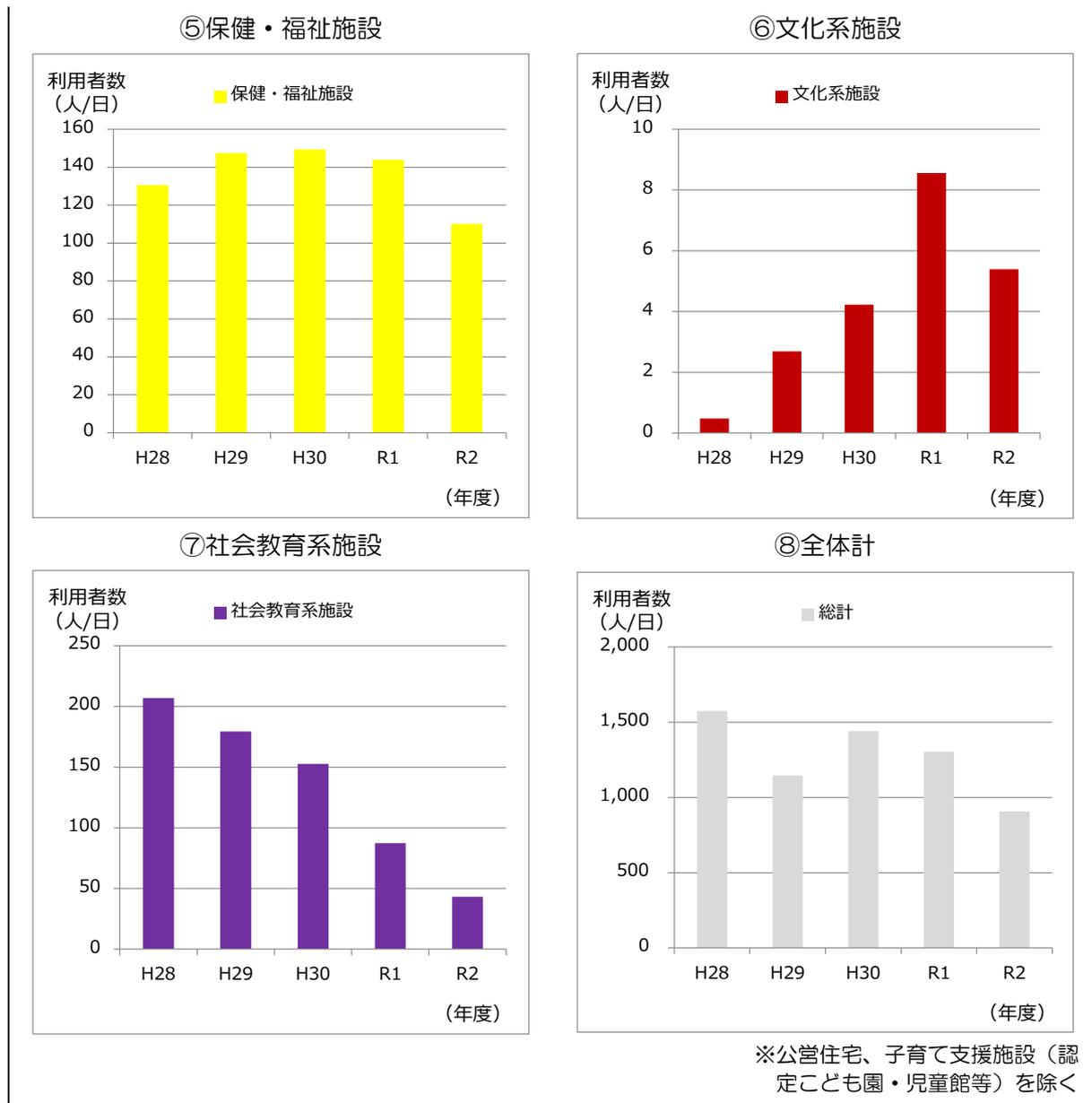


図 2.1.2 公共施設の利用率

2.2 施設の利用環境

(1) 調査の対象施設

町の公共施設の各種情報及び町の方針により、本調査の対象施設 25 施設（併設・複合施設を含む。）を下表のとおりを選定し、劣化診断及び施設の利用環境調査を実施しました。

表 2.2.1 アンケート対象施設

No	枝	施設名	配置	所管課	用途
1	1	会津美里町役場 本郷庁舎		総務課	庁舎施設
	2	ふれあいセンター郷の風（本郷庁舎合築）	複合	総務課	庁舎施設
2	1	会津美里町役場 新鶴庁舎		総務課	庁舎施設
3	1	会津美里町保健センター		健康ふくし課	保健センター
4	1	新鶴デイサービスセンター		健康ふくし課	デイサービスセンター
5	1	新鶴高齢者福祉センター		健康ふくし課	デイサービスセンター
6	1	本郷デイサービスセンター		健康ふくし課	デイサービスセンター
7	1	新鶴こども園（乳児部）		こども教育課	こども園
8	1	ふれあいセンター「あやめ荘」		健康ふくし課	ふれあいセンター
	2	高田温泉あやめの湯	併設	産業振興課	温泉施設
9	1	本郷第二体育館		教育文化課	体育館
10	1	新鶴生涯学習センター(旧新鶴公民館)		教育文化課	公民館
	2	新鶴生涯学習センター（会津美里町構造改善センター）	複合	教育文化課	公民館
11	1	町営住宅柳台団地 1 号棟		建設水道課	町営住宅
12	1	温泉施設（新鶴温泉健康センター）		産業振興課	温泉施設
	2	宿泊研修施設（ほっとぴあ新鶴）	併設	産業振興課	研修施設
13	1	高田中学校 校舎		教育文化課	中学校
14	1	本郷こども園（乳児部）		教育文化課	こども園
	2	本郷こども園（幼児部）		教育文化課	こども園
15	1	宮川生涯学習センター旭分館		教育文化課	公民館
16	1	宮川生涯学習センター旭分館体育場		教育文化課	体育館
17	1	宮川生涯学習センター尾岐分館体育場		教育文化課	体育館
18	1	高田体育館		教育文化課	体育館
19	1	本郷第二体育館		教育文化課	体育館
20	1	新鶴体育館		教育文化課	体育館

(2) 施設の利用環境

劣化診断調査対象施設の管理者に対して、各施設の利用状況や施設に関するアンケート調査を実施し、その結果を、表 2.2.2 施設利用環境に関するアンケート調査内容、表 2.2.3 及び図 2.2.1 に施設利用環境に関するアンケート結果を示します。

表 2.2.2 施設利用環境に関するアンケート調査内容

設問	1	項目	自然災害が施設や敷地に影響した履歴について
<p>Q 施設やその敷地が自然災害による影響を受けたことはありますか。</p> <p>① 受けたことがあります、施設運営に支障があった</p> <p>② 受けたことがあるが、施設運営に支障はなかった</p> <p>③ 受けたことがない</p>			
設問	2	項目	消防の定期検査や定期報告の問題点について
<p>Q 消防の定期検査や定期報告で指摘事項がありますか。</p> <p>① 指摘あり</p> <p>② 指摘はあるが、軽微なもの</p> <p>③ 指摘なし、又は対応済</p>			
設問	3	項目	地域住民への寄与・連携について
<p>Q 地域住民が地域活動のために利用していますか。</p> <p>① 利用していない</p> <p>② 利用頻度が少ない（1回/1週間 未満）、その地域活動の事例を④に記入ください。</p> <p>③ 利用頻度が多い（1回/1週間 以上）、その地域活動の事例を④に記入ください。</p>			
設問	4	項目	施設や建物に起因し、周辺地域へ及ぼす問題指摘や要望について
<p>Q 施設や建物、その周辺環境（日影、風、電波障害、騒音、光害、排水、排気、異臭、駐車場の利用等）に関して、利用者や周辺住民等から問題指摘や要望はありますか。</p> <p>① 利用者及び周辺住民の両方から問題指摘や要望あり</p> <p>② 利用者又は周辺住民から問題指摘や要望あり（利用者・周辺住民のどちらかに○印）</p> <p>③ 問題指摘や要望なし</p>			
設問	5	項目	利用する公共交通機関の状況について
<p>Q 最寄りの公共交通機関乗り場（駅、バス停）から徒歩何分程度かかりますか。</p> <p>① 徒歩15分以上</p> <p>② 徒歩5分以上15分未満</p> <p>③ 徒歩5分未満</p>			
設問	6	項目	施設利用環境の負荷低減に向けた対応について
<p>Q 福島県の人にやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル（平成19年3月）に基づくバリアフリー（誘導ブロック、手すり、スロープの設置等）への対応ができていますか。</p> <p>① 未対応</p> <p>② 一部対応済</p> <p>③ 対応済</p>			

設問	7	項目	施設利用等満足度について
<p>Q 施設管理者の視点で、施設的环境改善（安全性・利便性・地域性の向上）を図りたいですか。</p> <p>① すぐにでも施設的环境改善を図りたい</p> <p>② できれば改善を図りたい</p> <p>③ 現状維持で満足している</p>			

表 2.2.3 施設利用環境に関するアンケート結果

回答数		Q1 災害履歴の有無	Q2 定期検査の問題	Q3 地域活動の頻度	Q4 周辺環境への影響	Q5 交通機関の利便性	Q6 施設のバリアフリー	Q7 施設利用の満足度	計
回答 1	高	1	2	11	1	7	5	3	30
回答 2	⇕	8	3	5	4	6	11	13	50
回答 3	低	16	20	9	20	12	9	8	94
計		25	25	25	25	25	25	24	174

回答割合 (%)		Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	計
回答 1	高	4.0	8.0	44.0	4.0	28.0	20.0	12.5	17.2
回答 2	⇕	32.0	12.0	20.0	16.0	24.0	44.0	54.2	28.7
回答 3	低	64.0	80.0	36.0	80.0	48.0	36.0	33.3	54.0
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

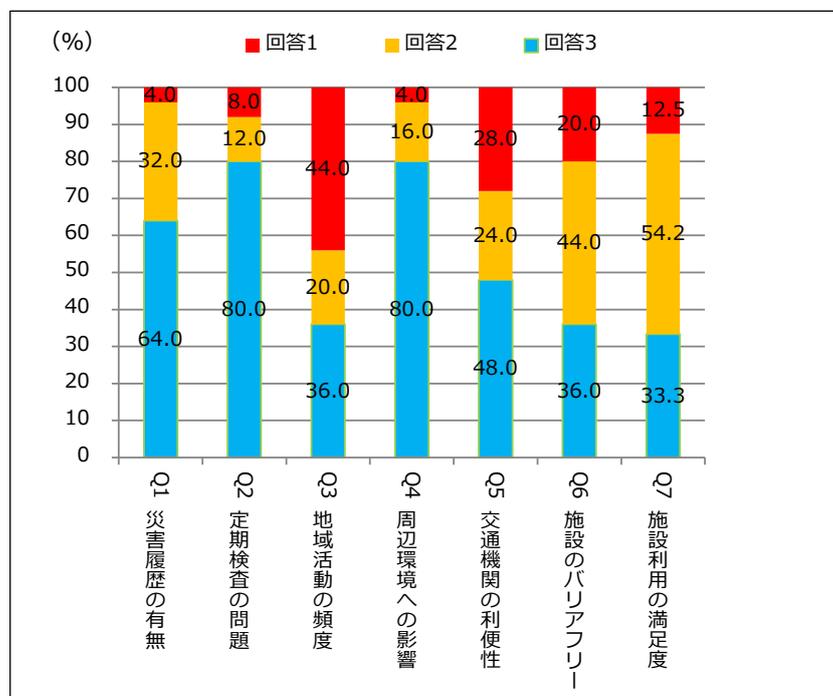


図 2.2.1 施設利用環境に関するアンケート結果 (回答割合)

2.3 施設のコスト状況

(1) 使用料、貸付等の収入

本町の公共施設の収入としては、使用料、貸付料、補助金・負担金、その他の収入について過去5年間の実績値を整理しました。

施設の使用料等の収入が多いのは、公営住宅、学校教育系施設、子育て支援施設となっています。行政関連施設の収入は増加していますが、全体としては年々減少傾向が続いています。

本町の公共施設における使用料等の収入状況について、次に示します。





図 2.3.1 公共施設の使用料等の収入額

(2) 維持管理に係る経費（光熱費）

本町の公共施設の維持管理に係る光熱費は、電気、ガス、上下水道、燃料等の経費について過去5年間の実績値を整理しました。

施設の維持管理に係る光熱費が高い施設には、行政関連施設、学校教育系施設、子育て支援施設があります。これらは概ね、延床面積が広く、施設利用者の多い施設が該当します。

なお、施設に係る光熱費は、社会教育系施設、子育て支援施設では減少傾向にあるものの、その他の施設用途においてはやや増加傾向にあり、全体的にも増加傾向を示しています。

本町の公共施設の維持管理に係る費用（光熱費）について、次に示します。



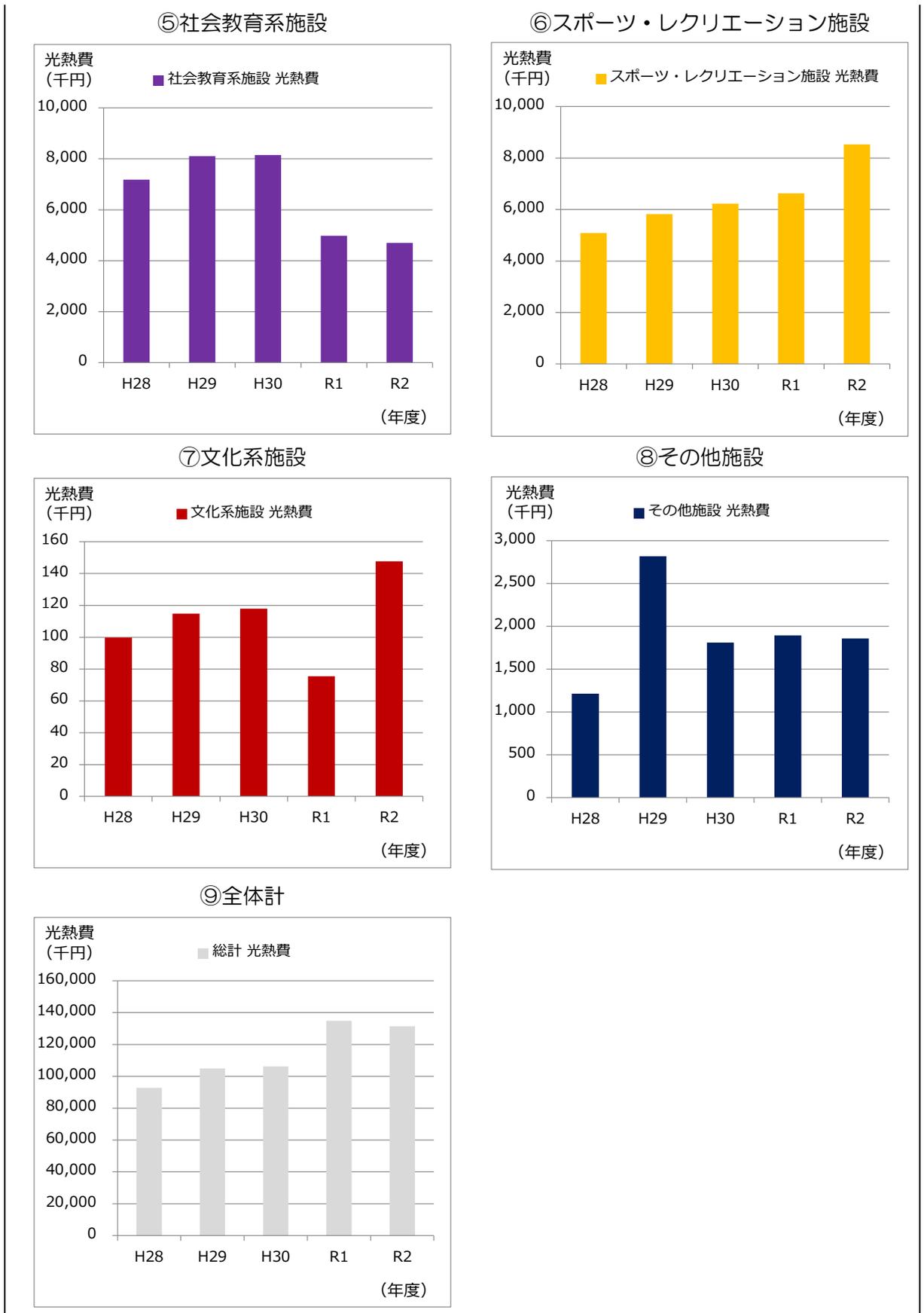


図 2.3.2 公共施設の光熱費

(3) 維持管理に係る経費（事業運営費）

本町の公共施設の維持管理に係る事業運営費は、維持保全費、工事費、指定管理料、土地・建物の使用料等の経費について過去5年間の実績値を整理しました。

施設の維持管理に係る事業運営費は、公営住宅、行政関連施設、子育て支援施設、保健・福祉施設などでは増加傾向ですが、その他の施設用途は年度によって臨時的な歳出増が見られるものの、概ね横ばいとなっています。全体としては、やや増加傾向といえます。

本町の公共施設の維持管理に係る経費（事業運営費）について、次に示します。

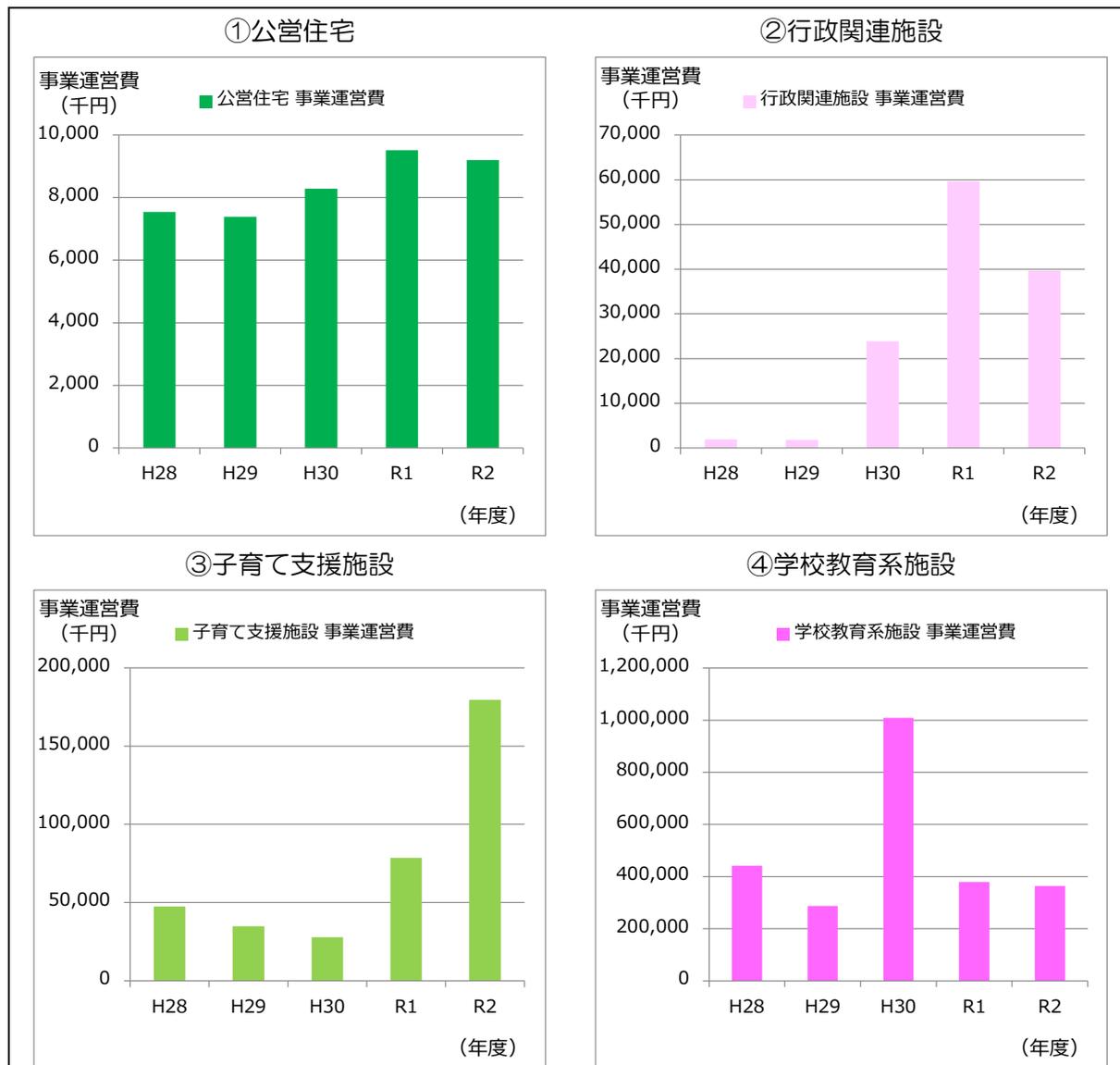




図 2.3.3 公共施設の事業運営費

会津美里町公共施設等総合管理計画

発行 平成 28 年 3 月（第 1 版）
令和 4 年 3 月（第 1 回改訂）

編集 会津美里町 総務課
